

# 第 8 期岐阜県高齢者安心計画（案）

岐阜県老人福祉計画・介護保険事業支援計画

<令和 3 年度～令和 5 年度>

令和 3 年 3 月

岐阜県

# 目 次

## 第1章 計画の趣旨等

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	2
3	他の計画との関係	2
4	計画期間	2
5	老人福祉圏域の設定	3

## 第2章 高齢者を取り巻く環境

1	人口の将来推計	4
2	高齢者世帯の状況	5
3	要介護認定者数等の推移	6
4	認知症高齢者数	7
5	介護保険サービスの利用状況	8
6	介護保険給付費の推移（全体）	9
7	介護保険給付費の推移（主なサービスごとの推移）	10
8	在宅介護における介護者の状況	11
9	特別養護老人ホーム入所申込者数・待機者数	15
10	介護人材推計	17
11	介護保険料	18
12	高齢者の社会参加	20

## 第3章 計画の基本理念と施策体系

	計画の基本理念と施策体系	21
	3つの目的	22
	9つの施策の方向性	23

## 第4章 施策の展開

### 第1節

1	在宅医療・介護連携の推進	26
2	認知症施策の推進	33
3	介護予防・生活支援サービスの体制強化	40
4	保険者の機能強化	44

## 第2節

1 介護人材の確保	47
2 介護業務の効率化と質の向上	54
3 介護サービスの充実	56

## 第3節

1 高齢者の生きがい・健康づくりの推進	96
2 安心して暮らせる生活環境の整備	108

## 第5章 圏域編

1 岐阜圏域	介護サービス見込量等の推計結果の集計（第3回目） 実施後、作成予定 （R3.2～3月頃）
2 西濃圏域	
3 中濃圏域	
4 東濃圏域	
5 飛騨圏域	

## 第6章 施策・目標

1 施策	124
2 目標	146

# 第1章 計画の趣旨等

## 1 計画策定の趣旨

県では、平成12(2000)年4月に介護保険制度が始まって以来、3年間を計画期間とする「岐阜県高齢者安心計画」(第1期・2期は「生涯安心計画」)を策定し、高齢者福祉に関する基本目標等を定め、これに基づく各種施策を推進してきました。

第1期：平成12～14年度      第2期：平成15～17年度      第3期：平成18～20年度  
第4期：平成21～23年度      第5期：平成24～26年度      第6期：平成27～29年度  
第7期：平成30～令和2年度      第8期：令和3～5年度

高齢等に起因して介護を要することとなった方が、自らの尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供することを理念とする介護保険制度は、創設から20年が経ち、高齢者の介護になくてはならないものとして定着・発展をしてきました。この間、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、総人口に占める65歳以上の割合(高齢化率)は増加を続けています。

このような状況を踏まえて、高齢者の方が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムが構築されてきたところです。

さらに、平成29年6月に成立した改正介護保険法(地域包括ケアシステム強化法)では、「地域包括ケアシステムの深化・推進」及び「介護保険制度の持続可能性の確保」のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組みの推進や、医療・介護の連携などの観点から、介護保険制度の見直しが行われております。

第7期岐阜県高齢者安心計画においては、「高齢者が健康で生きがいをもって活躍し続けることができる いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる」を基本理念の中心として位置づけ、施策を展開してきました。

第8期岐阜県高齢者安心計画は、第7期岐阜県高齢者安心計画の基本理念・目的を承継しつつ、理念・目的を実現するための施策を更に充実させ総合的に展開するため策定するものです。

## 2 計画の性格

本計画は、次に掲げる事項を達成するために策定するものです。

なお、本計画は老人福祉法第 20 条の 9 第 1 項に基づく「都道府県老人福祉計画」と介護保険法第 118 条第 1 項に基づく「都道府県介護保険事業支援計画」を合わせて策定しています。

- (1) 当県の高齢者福祉に関する施策の基本目標を定め、その実現に向けた施策を明らかにする
- (2) 介護保険制度の円滑な実施のため、保険者である市町村等への支援策を明らかにする
- (3) 老人福祉施設等の施設整備数及び介護給付等対象サービス量並びに要介護認定者数及び介護保険料などの見込みを設定する

## 3 他の計画との関係

### (1) 市町村計画との関係

市町村が策定する「市町村老人福祉計画」及び「市町村介護保険事業計画」において定める老人福祉事業の量の目標及び量の確保のための方策、日常生活圏域（住民が日常生活を営む地域）ごとの各年度の諸介護にかかる必要利用定員総数及び介護給付等対象サービスの量の見込み並びに各年度における地域支援事業の量の見込みなど、サービスの適正な提供のための事業・方策等との整合を図りつつ、広域的な見地から市町村計画達成に資するために策定します。

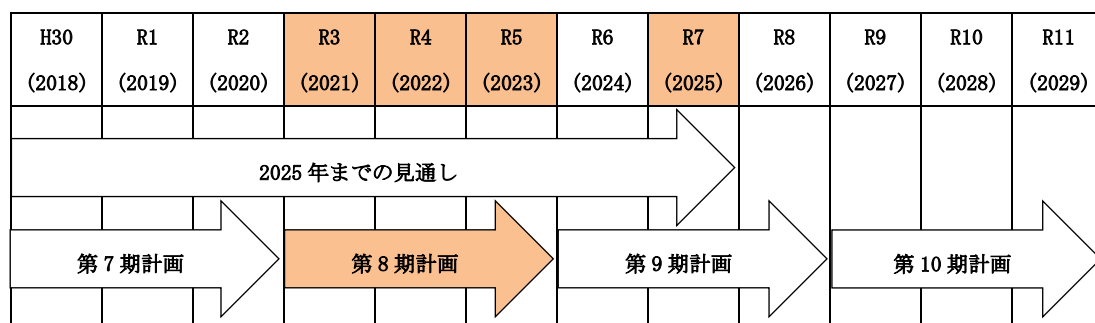
### (2) 関係する計画との調和・整合性

県が策定する関連する計画等と調和を図ります。さらに、SDGs の達成に向けた取組みの推進についても、本県の実情を踏まえ反映します。

- ・「清流の国ぎふ」創生総合戦略
- ・ヘルスプランぎふ 21
- ・岐阜県住生活基本計画
- ・岐阜県障がい者総合支援プラン
- ・岐阜県医療費適正化計画
- ・岐阜県がん対策推進計画
- ・岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画
- ・岐阜県保健医療計画
- ・岐阜県地域福祉支援計画
- ・岐阜県高齢者居住安定確保計画
- ・岐阜県少子化対策基本計画
- ・岐阜県歯・口腔の健康づくり計画
- ・岐阜県地域防災計画

## 4 計画期間

計画期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年とします。



## 5 老人福祉圏域の設定

都道府県介護保険事業支援計画では、介護給付等サービスの種類ごとの見込みを定める単位となる区域を定めることとされており、これを老人福祉圏域（老人福祉法第20条第9第2項に規定する区域をいう）といいます。

介護保険サービスや各保健福祉サービスを効率的かつ円滑に展開するためには、高齢者の方にとって身近な日常生活圏や市町村域における自律・主体的な取組みが重要となります。

そこで、保健・医療・福祉における広域的な連携を図る観点から、老人福祉圏域は「岐阜県保健医療計画」における二次医療圏と同一の地域として設定します。

老人福祉圏域名	構成市町村
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西濃圏域	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、白川村

## 第2章 高齢者を取り巻く環境

### 1 人口の将来推計

岐阜県の人口は、平成16年の2,117,998人をピークとして減少に転じ、令和2年10月1日時点の推計人口では1,975,397人となっています。65歳以上人口は、平成16年10月1日時点で427,435人で、人口全体に対する比率（以下「高齢者人口比率」という。）は20.2%でした。

岐阜県が行った将来人口の推計によると、令和7年（2025年）は人口が1,891,833人、うち65歳以上人口は600,043人、高齢者人口比率31.7%となります。

65歳以上人口は、令和3年（2021年）の601,900人をピークに減少しますが、75歳以上人口はその後増加し、令和12年には368,165人に達する見込みです。人口全体は引き続き減少するため、高齢者人口比率はその後増加を続け、令和17年（2035年）には34.5%、令和27年（2045年）には38.5%になると推計しています。

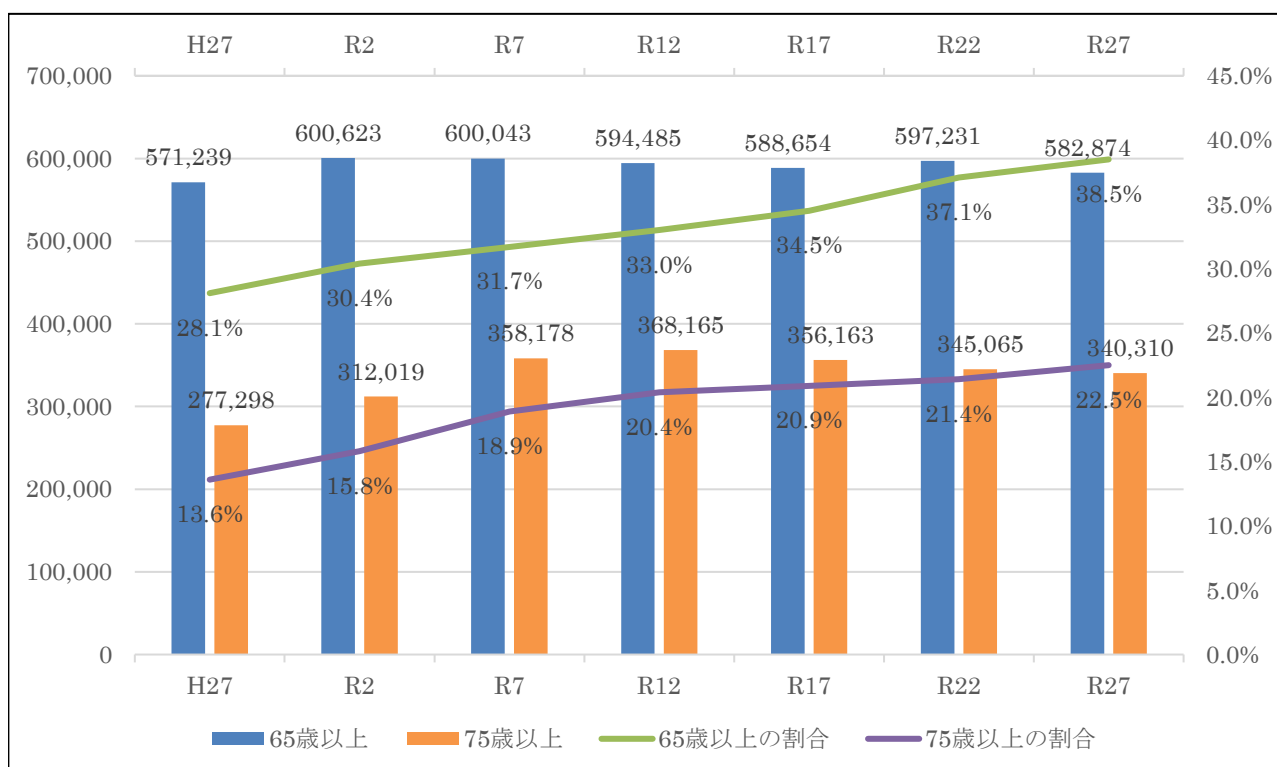
【岐阜県の人口の推移及び将来推計】

（単位：人）

和 暦	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27
西 暦	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
総人口	2,031,903	1,972,626	1,891,833	1,802,139	1,707,690	1,610,471	1,513,300
65歳以上	571,239	600,623	600,043	594,485	588,654	597,231	582,874
総人口に占める割合	28.1%	30.4%	31.7%	33.0%	34.5%	37.1%	38.5%
75歳以上	277,298	312,019	358,178	368,165	356,163	345,065	340,310
総人口に占める割合	13.6%	15.8%	18.9%	20.4%	20.9%	21.4%	22.5%

資料：岐阜県政策研究会人口動向研究部会【H29.4】（2015年国勢調査結果をもとに推計）

【岐阜県の高齢者（65歳以上）及び後期高齢者（75歳以上）の人口の推移及び総人口に占める割合】

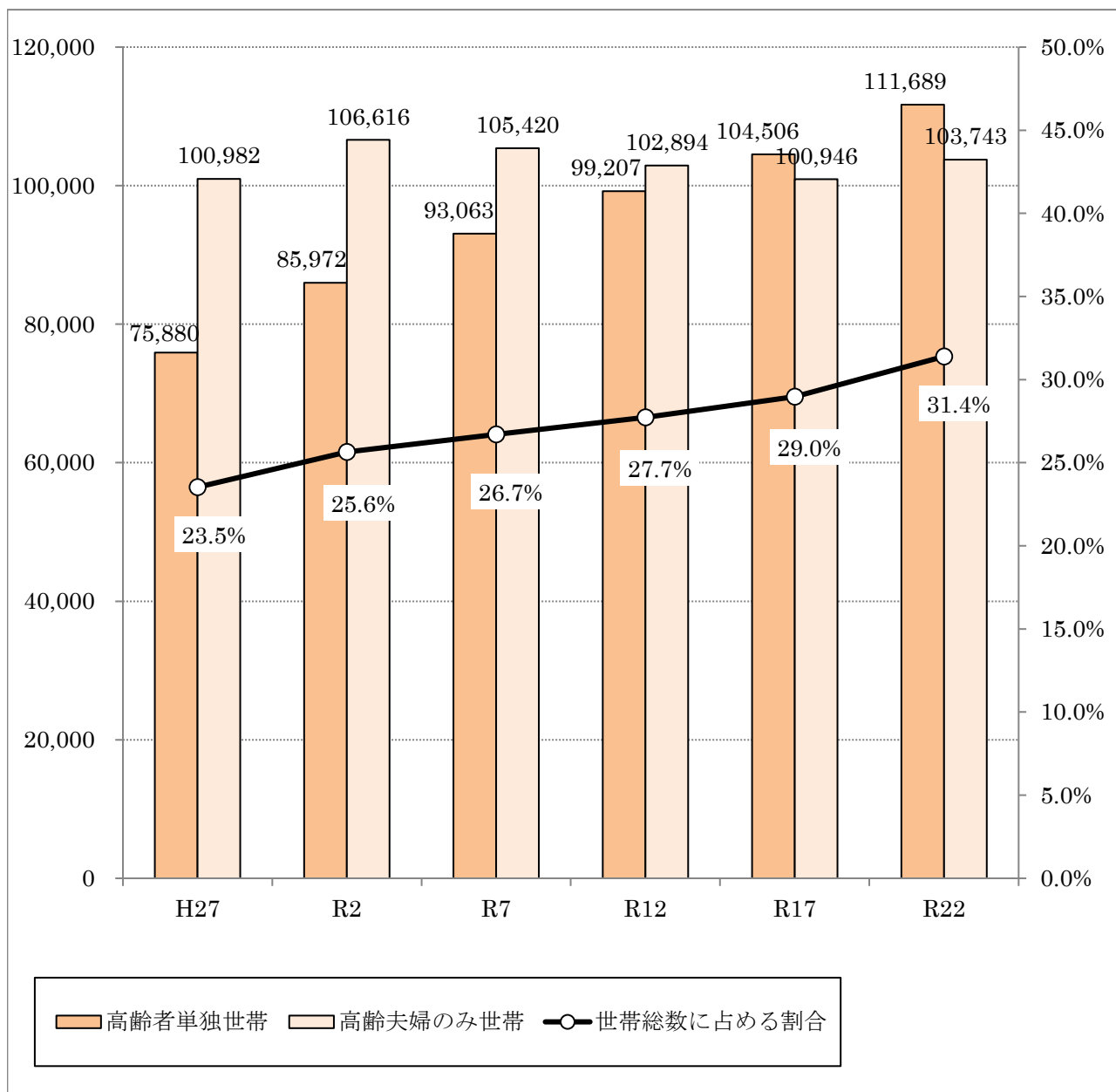


## 2 高齢者世帯の状況

65歳以上の単独世帯は一貫して増加を続けると予測されています。また、高齢夫婦のみ世帯は令和2年をピークに減少に転ずると見込まれ、この減少分が高齢者単独世帯に移行するものと想定されます。

高齢者単独と高齢夫婦のみ世帯の合計が全世帯に占める割合は、令和22(2040)年には約31.4%に達するものと予測されています。

【岐阜県の高齢者単独及び高齢夫婦のみの世帯数の推計】



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（平成31年4月）

※「高齢夫婦のみ世帯数」：世帯主が高齢者である世帯を計上



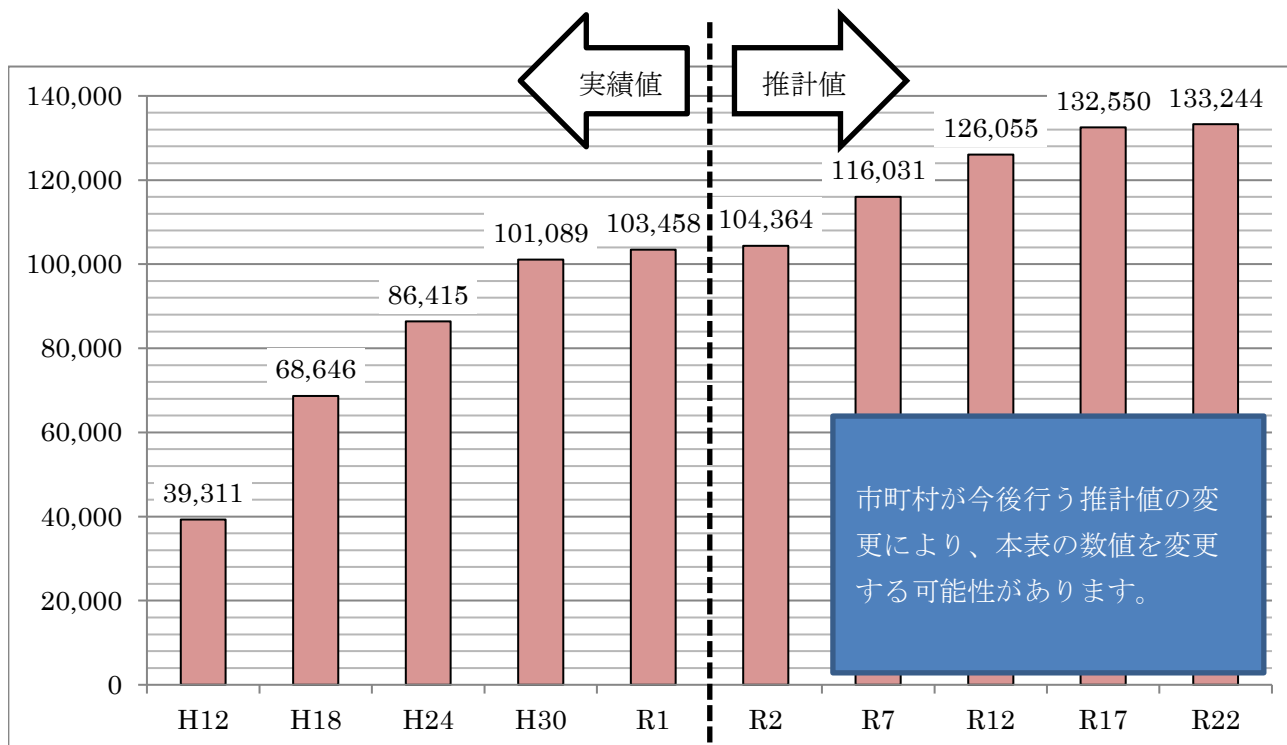
### 3. 要介護認定者数等の推移

要支援・要介護認定者数は、平成12年4月の介護保険制度の施行以降、継続して増加しています。県内市町村の「老人福祉計画・介護保険事業計画」における推計によると、今後も要支援・要介護認定者数は増加を続け、令和22年度には13万人を超えるものと推計しています。

【要介護認定者数等の推移】

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
要支援	4,297	5,300	7,100	8,409	9,612	10,192	-	-	-	-	-
要支援1	-	-	-	-	-	-	8,058	7,951	7,935	8,150	8,461
要支援2	-	-	-	-	-	-	7,589	8,884	9,225	9,030	9,811
要介護1	9,749	12,307	14,950	18,221	19,702	20,851	11,912	10,270	10,622	12,189	13,347
要介護2	7,884	9,110	10,431	10,041	10,385	11,030	13,109	13,683	13,932	14,221	15,103
要介護3	5,959	6,652	7,286	8,160	8,709	9,240	10,996	12,046	12,848	12,443	11,916
要介護4	5,997	6,198	6,582	7,709	8,027	8,471	8,885	9,459	9,758	10,145	10,568
要介護5	5,425	6,445	6,927	7,398	7,602	7,732	8,097	8,219	8,366	9,258	9,926
合計	39,311	46,012	53,276	59,938	64,037	67,516	68,646	70,512	72,686	75,436	79,132

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要支援1	8,365	9,352	9,863	10,253	10,562	10,310	11,088	11,027	11,342
要支援2	10,419	11,416	12,038	12,615	13,239	13,311	13,857	14,692	15,152
要介護1	14,202	15,485	16,376	17,146	17,629	18,069	18,226	18,752	19,366
要介護2	15,875	16,445	17,227	18,112	18,158	18,481	18,834	18,993	19,404
要介護3	12,515	12,964	13,363	13,708	14,217	14,519	14,584	14,921	15,302
要介護4	10,653	10,973	11,359	11,811	12,316	12,670	12,896	13,149	13,337
要介護5	9,891	9,780	9,597	9,572	9,579	9,670	9,586	9,555	9,555
合計	81,920	86,415	89,823	93,217	95,700	97,030	99,071	101,089	103,458



資料：介護保険事業状況報告（年報）

※H12～R1 は実績値、R2～22 は推計値（R2年12月推計）

#### 4. 認知症高齢者数

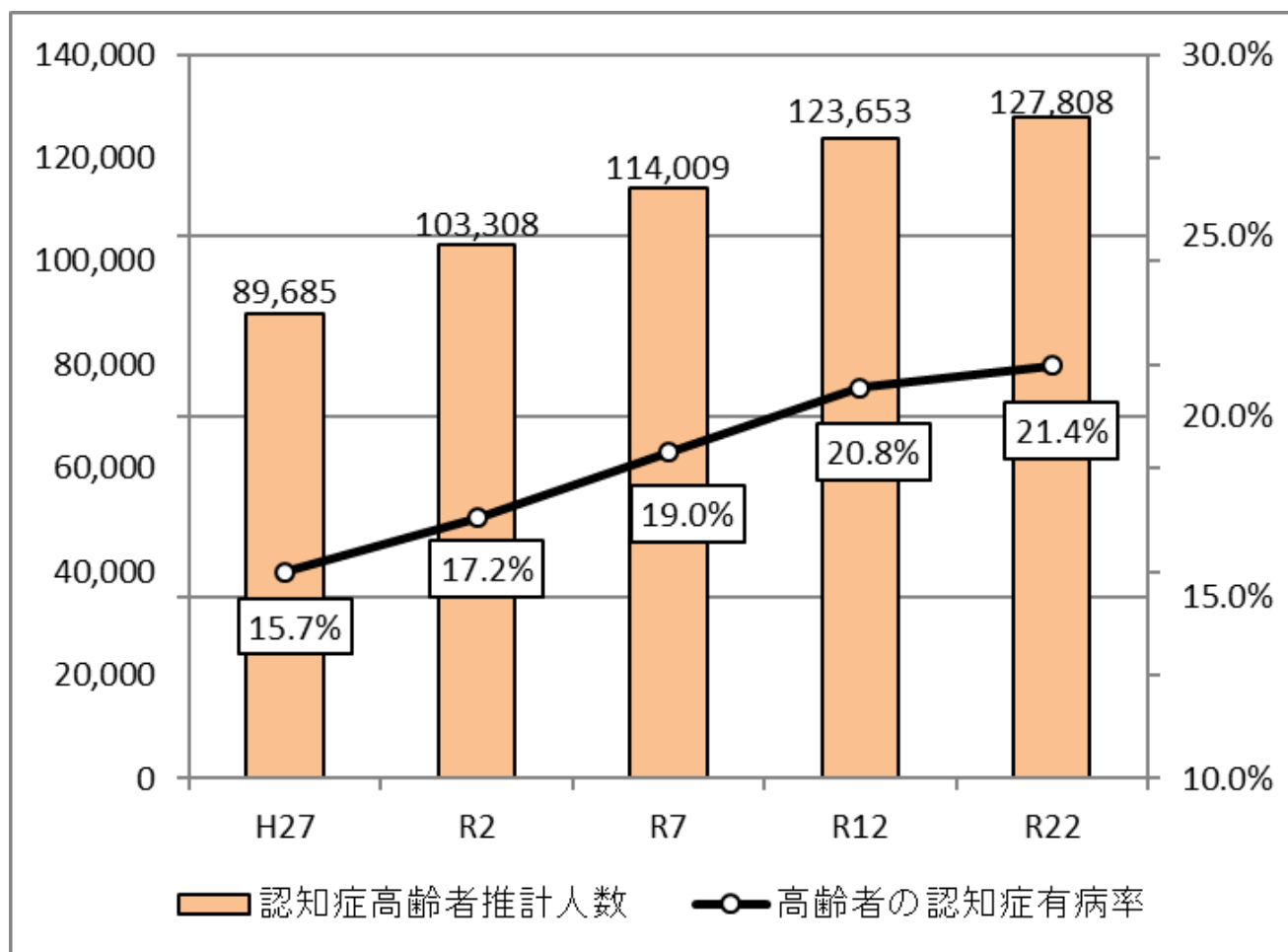
認知症の高齢者数は、厚生労働省によると、平成24年では、全国で462万人で、65歳以上高齢者の約7人に1人と推計されています（平成26年度厚生労働省科学研究費補助金特別研究事業より）。

厚生労働省が推計した認知症の有病率から岐阜県の認知症高齢者数を推計すると、令和7年には約11万4千人、令和22年には約12万7千人となる見込みです。

【岐阜県の認知症高齢者数の推計】

	H27	R2	R7	R12	R22
65歳以上人口	571,239	600,623	600,043	594,485	597,231
各年齢の認知症有病率が一定の場合の認知症高齢者推計人数	89,685	103,308	114,009	123,653	127,808
高齢者の認知症有病率	15.7%	17.2%	19.0%	20.8%	21.4%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の認知症高齢者推計人数	91,399	108,113	123,609	138,516	151,697
高齢者の認知症有病率	16.0%	18.0%	20.6%	23.3%	25.4%

資料：県高齢福祉課調べ



## 5. 介護保険サービスの利用状況

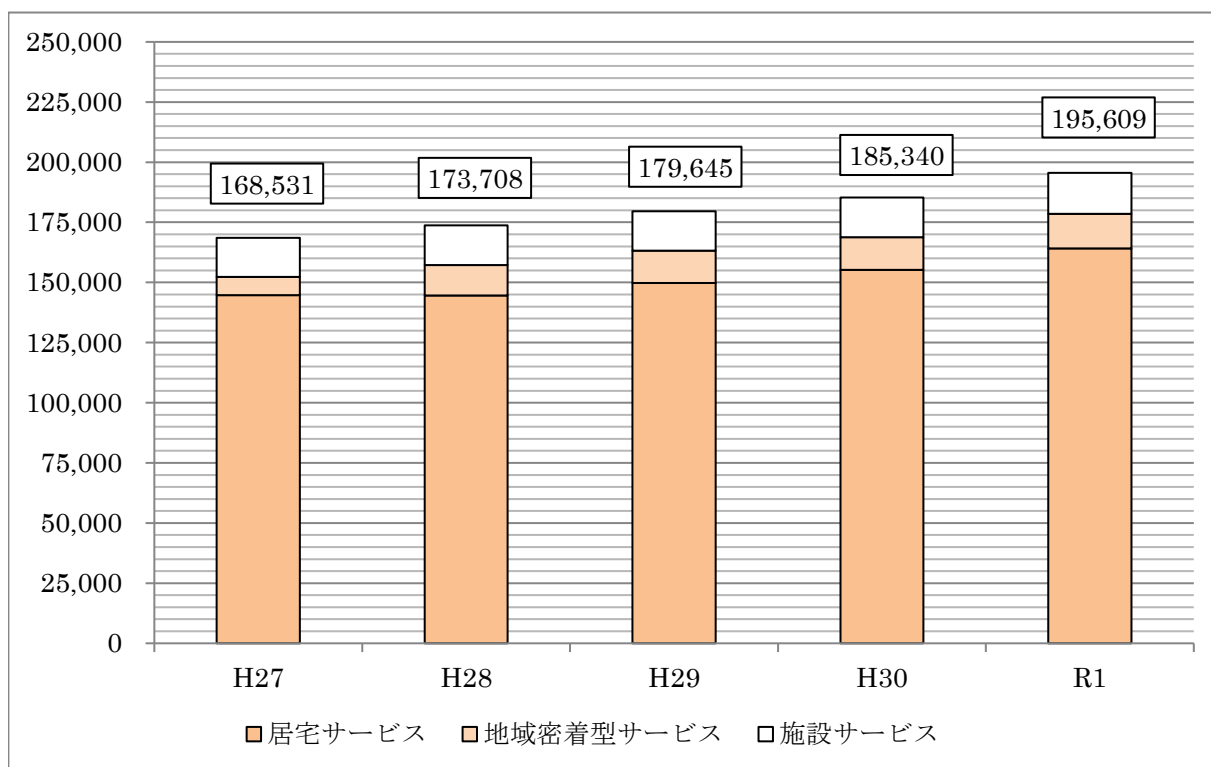
要介護認定者数全体に占めるサービス利用件数は上昇を続けており、平成27年度と令和元年度の各サービス利用件数を比較すると、居宅サービスでは、19,394件（+13.4%）、地域密着型サービスでは、6,907件（+91.9%）、施設サービスでは777件（+4.8%）増加しています。

※各介護保険サービス利用者数の推移は「第4章第2節 2 介護サービスの充実と質の向上」を参照

【介護保険サービス利用件数の推移】

（単位：件（1月あたりの平均利用件数））

	H27	H28	H29	H30	R1
居宅サービス	144,754	144,530	149,817	155,208	164,148
地域密着型サービス	7,518	12,740	13,384	13,666	14,425
施設サービス	16,259	16,438	16,444	16,466	17,036
合計	168,531	173,708	179,645	185,340	195,609



資料：介護保険事業状況報告 ※要介護者分のみ（要支援者分除く）

## 6. 介護保険給付費の推移（全体）

要介護認定者数全体に占める介護保険給付費は上昇を続けており、平成 26 年度と令和元年度の各サービスごとの介護保険給付費を比較すると、在宅サービスでは 893,409 千円（+11.5%）、居住系サービスでは 147,406 千円（+12.4%）、施設サービスでは 448,642 千円（+10.8%）増加しています。

なお、要介護認定者数全体に占める 1 件あたりの介護保険給付費は概ね横ばいで推移しています。

【介護保険給付費の推移】

（単位：千円（1月あたりの平均額））

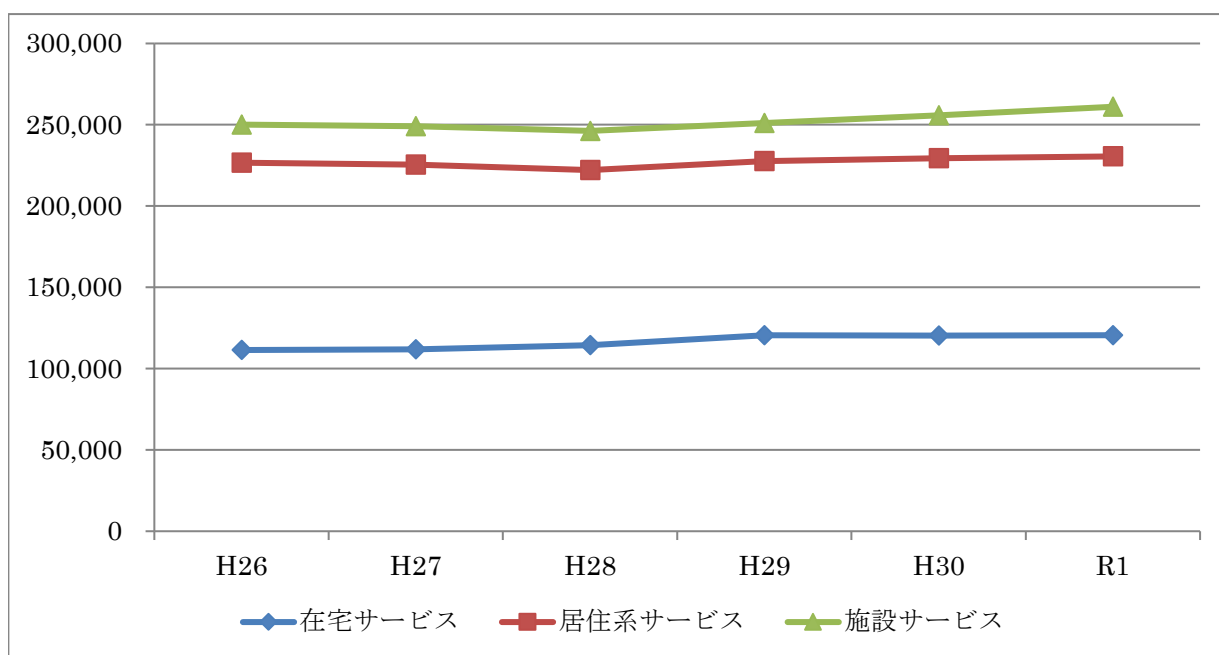
	H26	H27	H28	H29	H30	R1
在宅サービス	6,143,475	6,344,522	6,419,070	6,626,416	6,790,491	7,036,884
居住系サービス	1,190,964	1,215,064	1,222,201	1,276,241	1,307,580	1,338,370
施設サービス	4,143,286	4,256,224	4,282,117	4,373,938	4,477,363	4,591,928
合計	11,477,724	11,815,811	11,923,388	12,276,596	12,575,435	12,967,183

資料：介護保険事業状況報告

【1件あたりの介護保険給付費の推移】

（単位：円（1月あたりの平均額））

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
在宅サービス	111,457	111,856	114,494	120,444	120,357	120,564
居住系サービス	226,699	225,408	222,127	227,693	229,407	230,525
施設サービス	250,119	249,123	246,218	251,046	255,695	261,064



## 7. 介護保険給付費の推移（主なサービスごとの推移）

介護保険給付費について、主なサービスごとに平成26年度と令和元年度の各サービスごとの介護保険給付費を比較したところ、給付額が一番増えたのは「通所介護（地域密着型通所介護含む）」（+468,409千円、+22.8%）であり、次いで「訪問介護」（+425,929千円、+61.1%）「介護老人福祉施設」（+236,655千円、+10.3%）となっています。

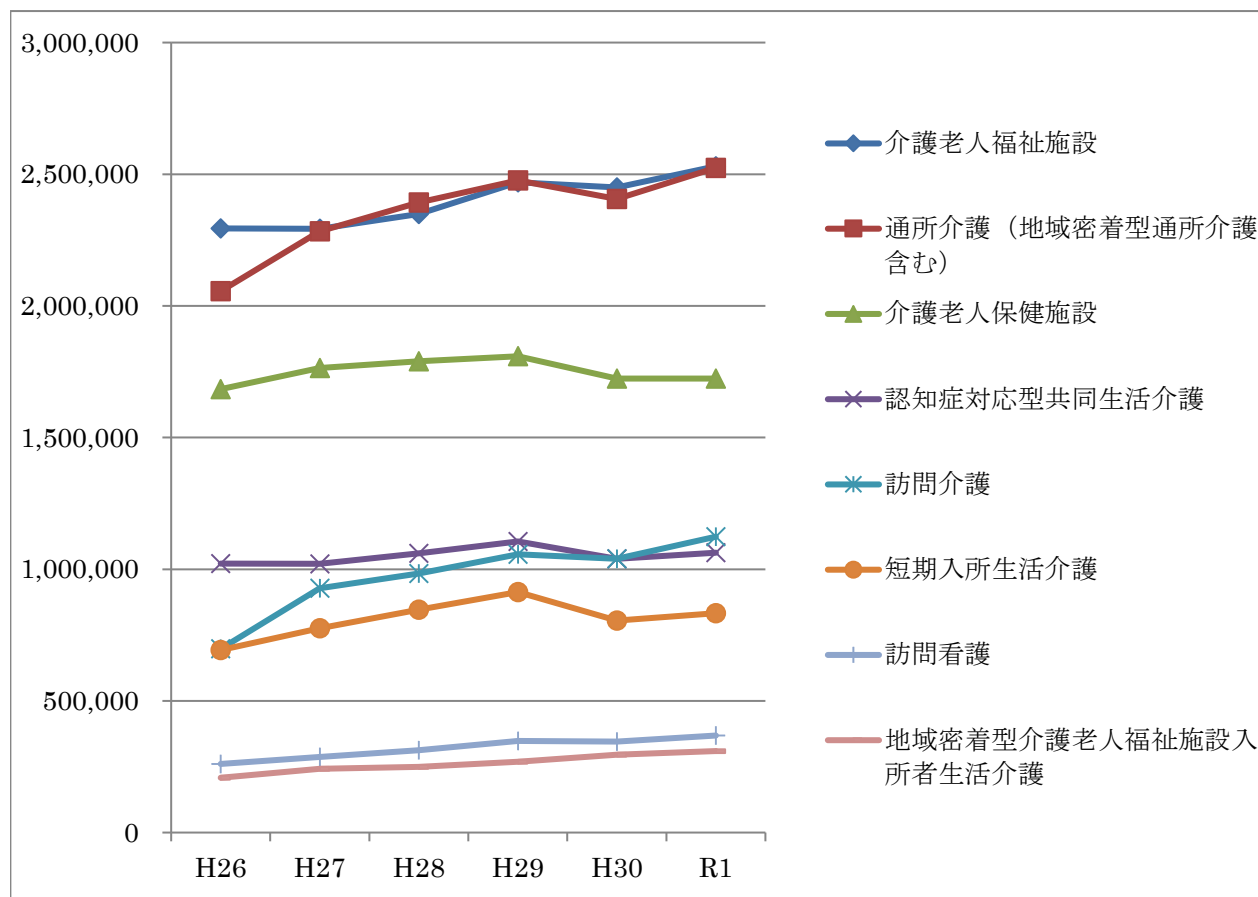
また、給付額の伸び率が一番大きいのは「訪問介護」（+61.1%）「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」（+48.7%）であり、次いで「訪問看護」（+41.4%）となっています。

【主なサービスごとの介護保険給付費の推移】

（単位：千円（1月あたりの平均額））

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
訪問介護	697,626	928,209	983,560	1,056,271	1,039,074	1,123,555
訪問看護	260,611	286,932	312,727	347,793	345,532	368,470
通所介護 （地域密着型通所介護含む）	2,055,973	2,283,082	2,392,837	2,476,449	2,405,867	2,524,382
短期入所生活介護	693,020	775,823	846,890	913,256	804,613	832,693
認知症対応型 共同生活介護	1,021,241	1,020,633	1,059,909	1,105,448	1,040,025	1,063,055
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	208,104	241,939	249,959	268,834	295,501	309,528
介護老人福祉施設	2,293,610	2,292,758	2,348,891	2,468,732	2,450,383	2,530,265
介護老人保健施設	1,683,786	1,764,117	1,789,266	1,808,630	1,724,099	1,724,108

資料：介護保険事業状況報告

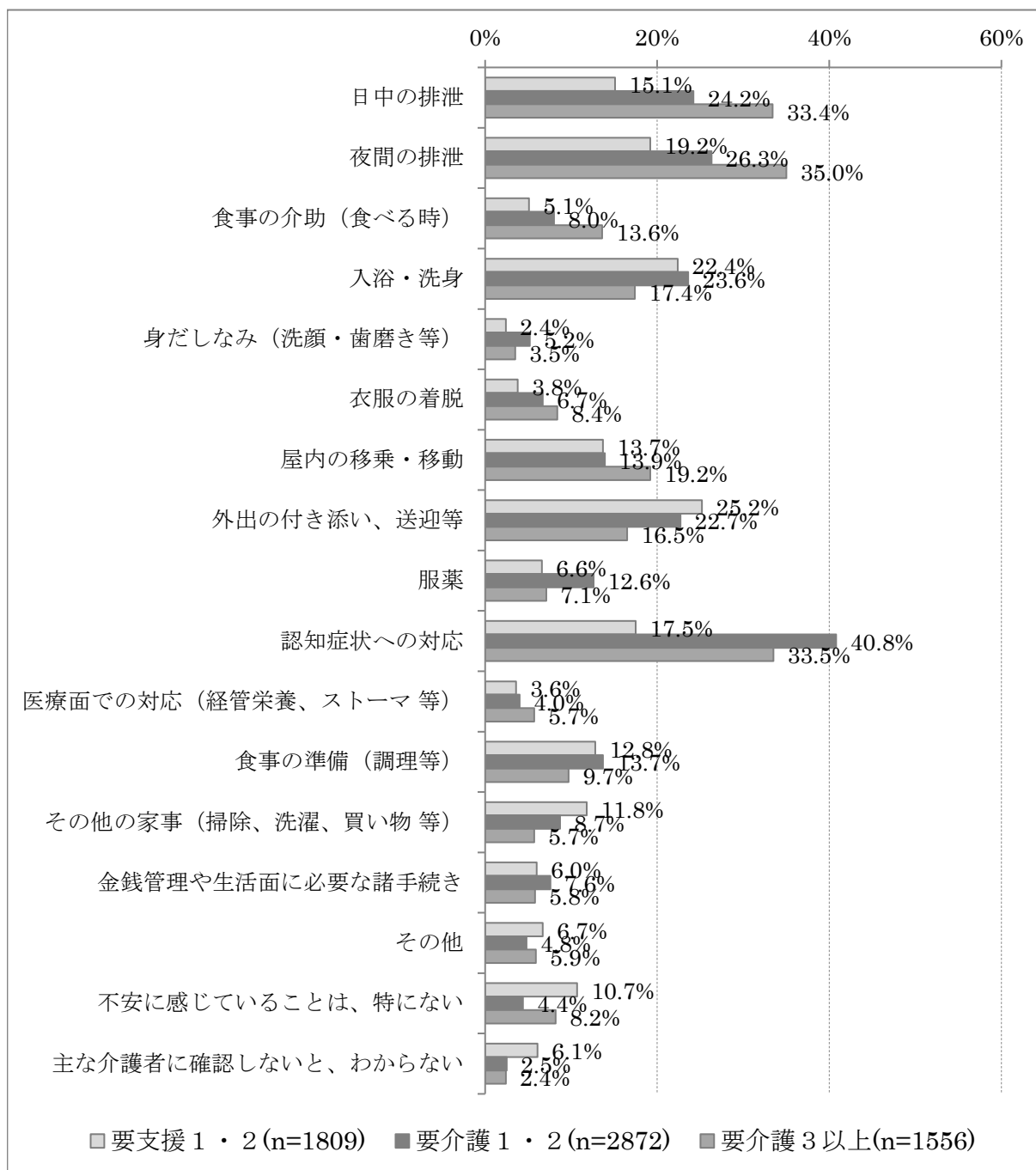


## 8. 在宅介護における介護者の状況

県及び市町村の第8期介護保険事業（支援）計画策定にあたり、高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として、主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方及びその介護者を対象として、介護保険者である市町村が行った「在宅介護実態調査」の結果を分析しています。

要支援・要介護者が現在の在宅での生活を継続するに当たり、主な介護者が不安に感じている介護は、要支援1・2では「外出の付き添い、送迎等」、要介護1・2では「認知症状への対応」、要介護3以上では「日中・夜間の排泄」がそれぞれ大きな割合を占めています。

【主な介護者が不安に感じる介護（要介護度別）】 ※回答：複数選択

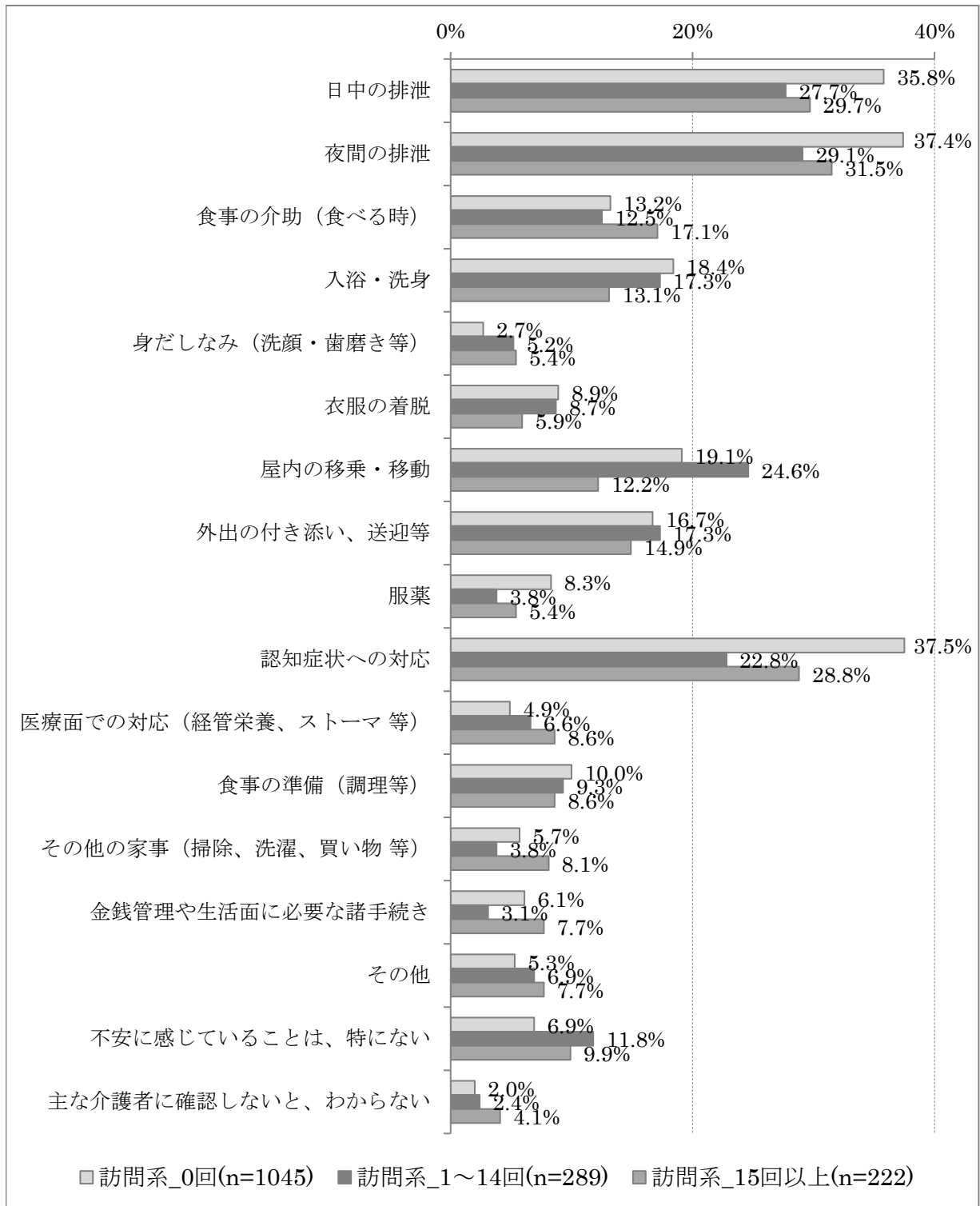


※「n」は調査人数（サンプル数）

資料：在宅介護実態調査（R2年度：各介護保険者）

介護者が不安に感じる介護と、訪問系サービス利用回数との関係を見ると、「主に日中・夜間の排泄」及び「認知症状への対応」において、サービス利用の回数の増加に伴い主な介護者が不安に感じる割合が低くなる傾向が顕著となっています。これらに対応する支援・サービスの充実を進めていくことで、在宅介護の限界点を向上させることが期待されます。

【介護者が不安に感じる介護（要介護3以上の訪問系サービス利用者）】※回答：複数選択



※「n」は調査人数（サンプル数）

資料：在宅介護実態調査（R2年度：各介護保険者）

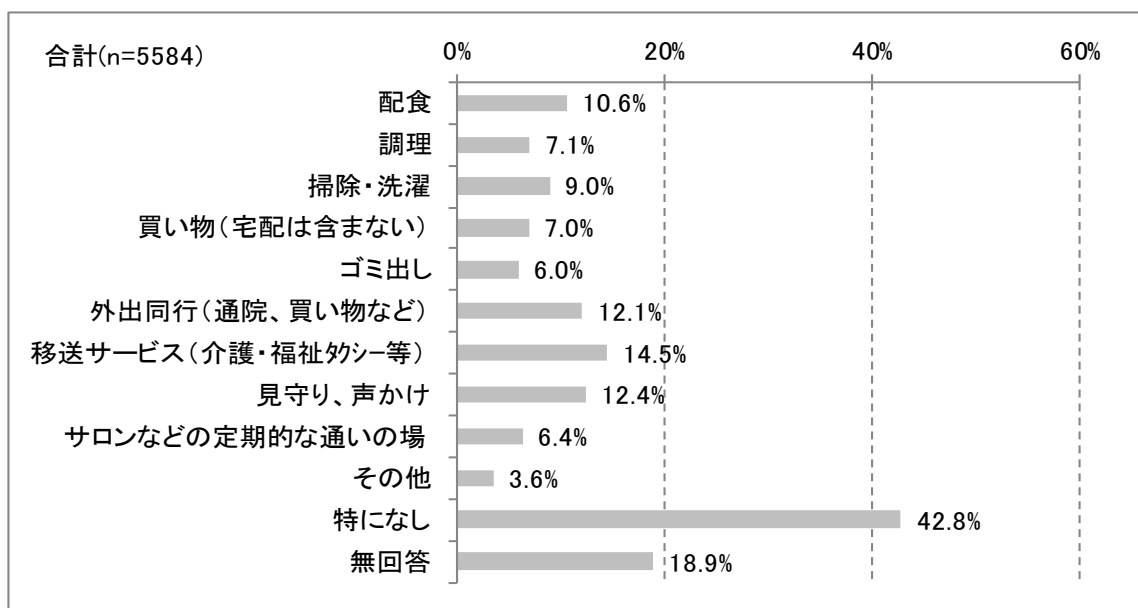
主な介護者が、在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスでは、「移送サービス」「外出同行」及び「見守り・声かけ」が上位にあります。

また、主な介護者が「フルタイム就労者」の場合、主な介護者全体の場合に比べて「外出同行」「移送サービス」「見守り・声かけ」を必要とする回答の割合が高いことから、地域支援事業※1における生活支援サービスの充実が就労者にとって働きやすい環境整備につながる可以看出ます。

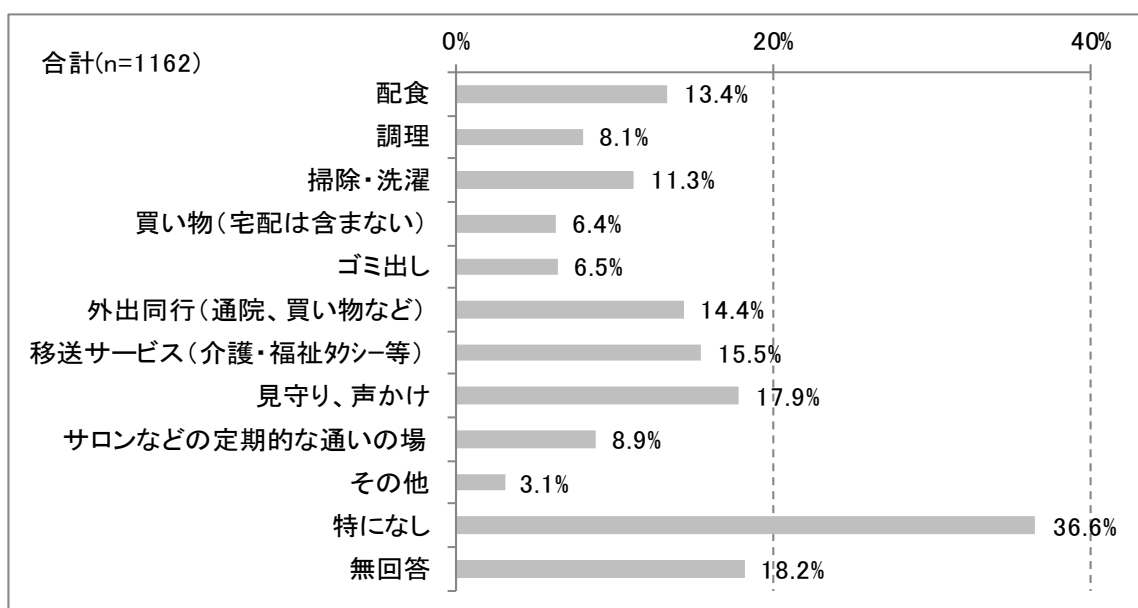
※1 地域支援事業

市町村が中心となって要支援・要介護になる可能性のある高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることを防止するためのサービスや、要介護状態になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業です。

【在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス】※調査対象：主な介護者、回答：複数選択



【在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス】※調査対象：主な介護者の内、フルタイム就労者  
回答：複数選択



※「n」は調査人数(サンプル数)

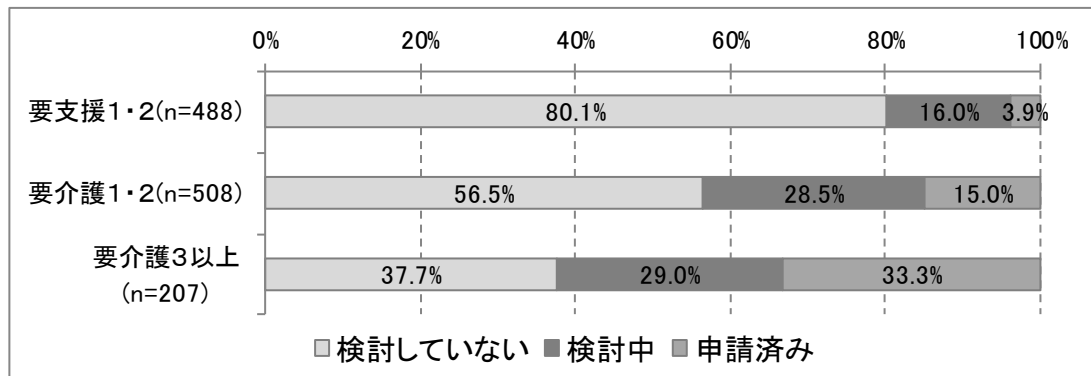
資料：在宅介護実態調査(R2年度：各介護保険者)



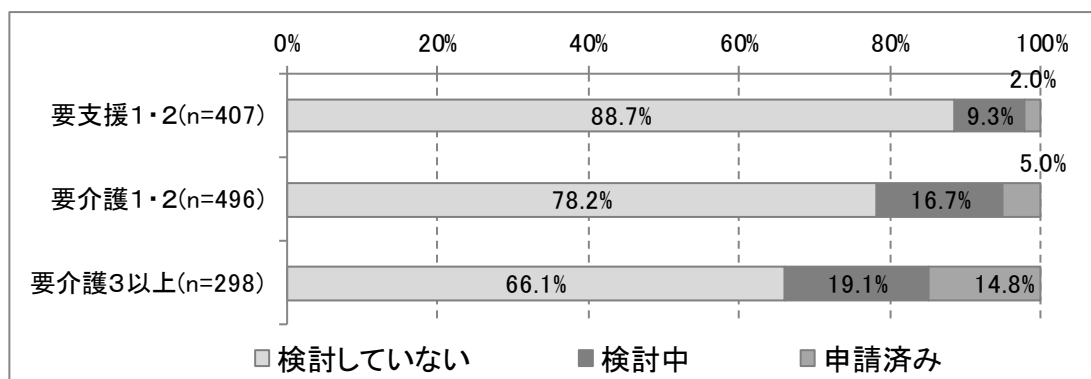
世帯構成別の施設等への入所・入居の検討状況については、全ての世帯構成において、要介護度が增加することに伴い、入所等を申請済み又は検討中の割合が高くなっています。

また、単身世帯においては、同居人がいる世帯に比べて、施設等への入所等を検討する割合が高くなっており、特に要介護3以上では、6割以上の方が入所等を申請済み又は検討しています。

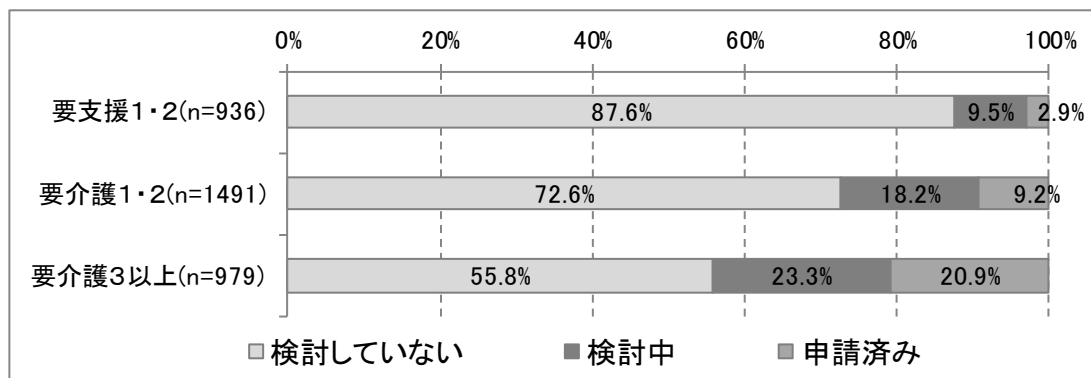
【要介護度別・施設等への入所検討の状況（単身世帯）】



【要介護度別・施設等への入所検討の状況（夫婦のみ世帯）】



【要介護度別・施設等への入所検討の状況（その他世帯）】



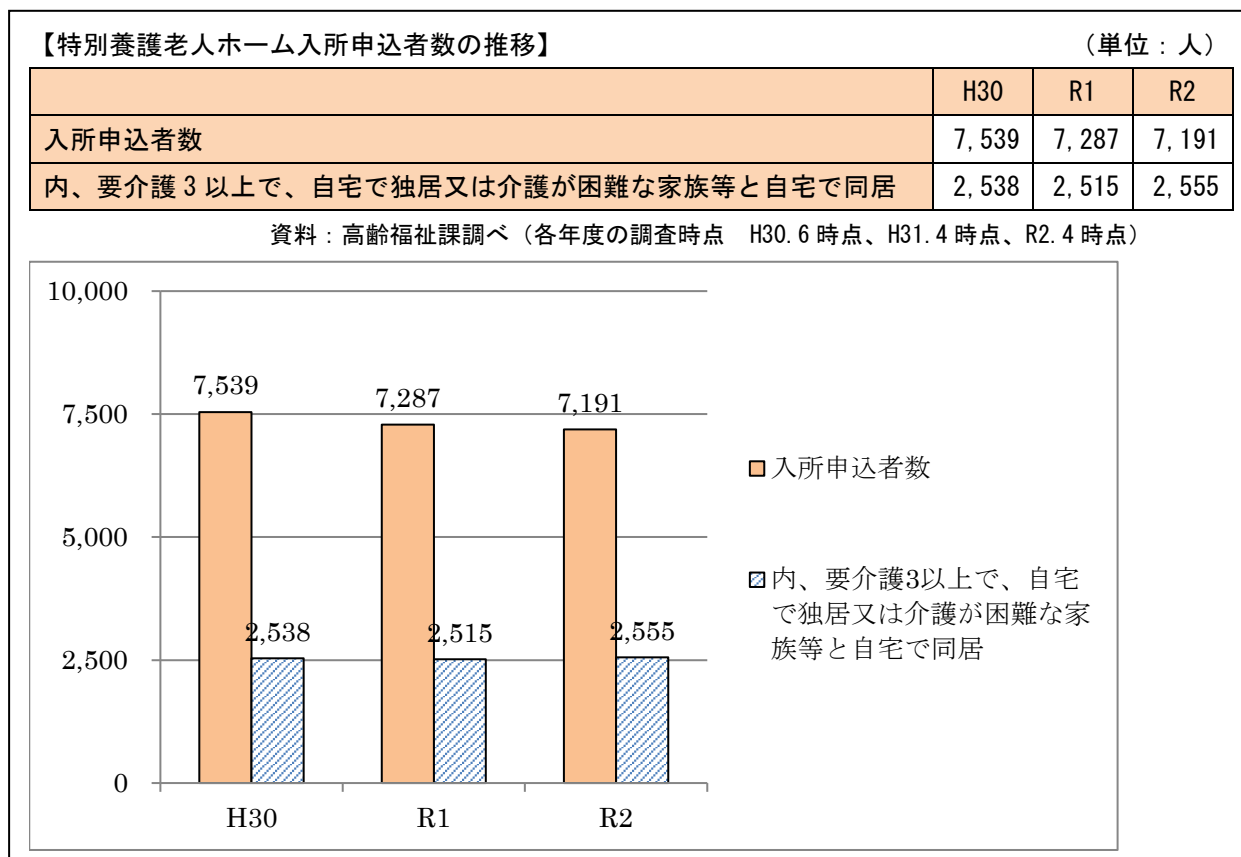
※「n」は調査人数（サンプル数）

資料：在宅介護実態調査（R2年度：各介護保険者）

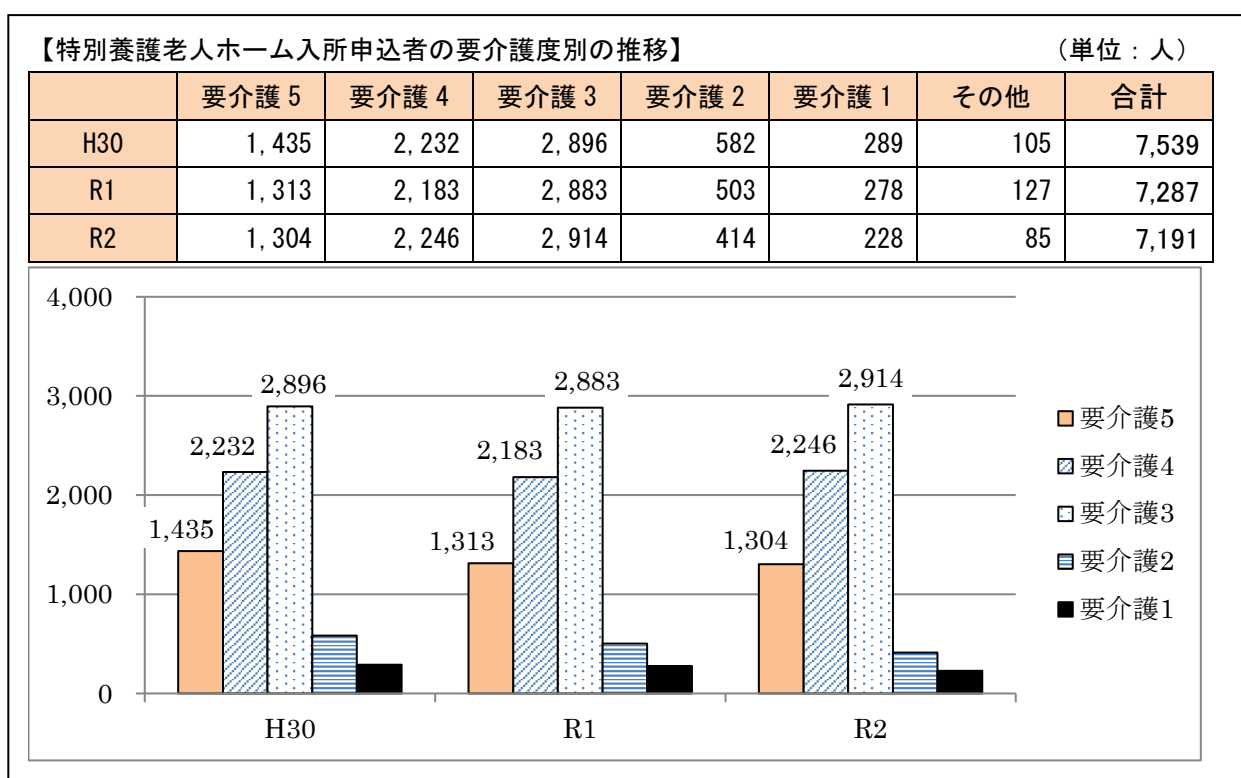
## 9. 特別養護老人ホーム入所申込者数・待機者数

令和2年4月時点の調査では、特別養護老人ホームの入所申込者数は7,191人になっています。

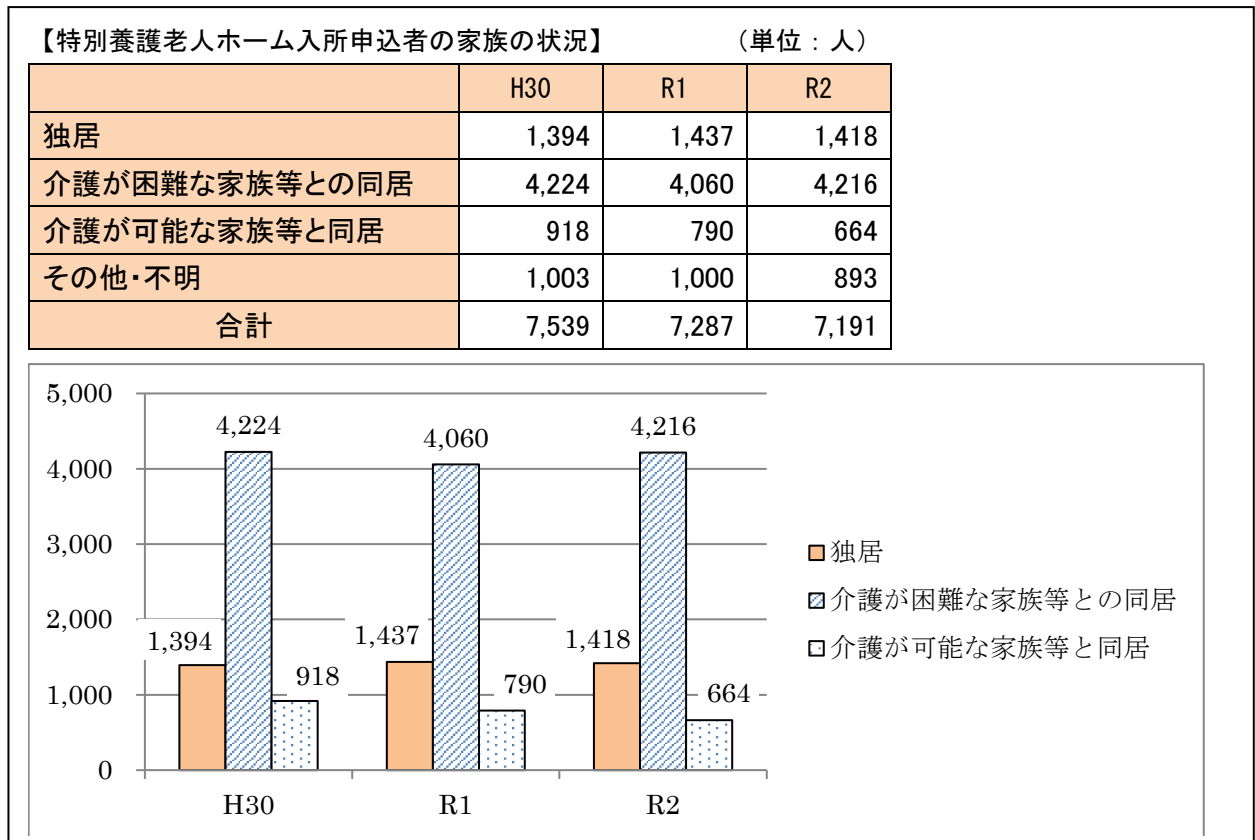
そのうち、入所の必要度が高いと推測される、要介護3以上で、自宅で独居又は介護が困難な家族等と自宅で同居している入所申込者数は、2,555人です。



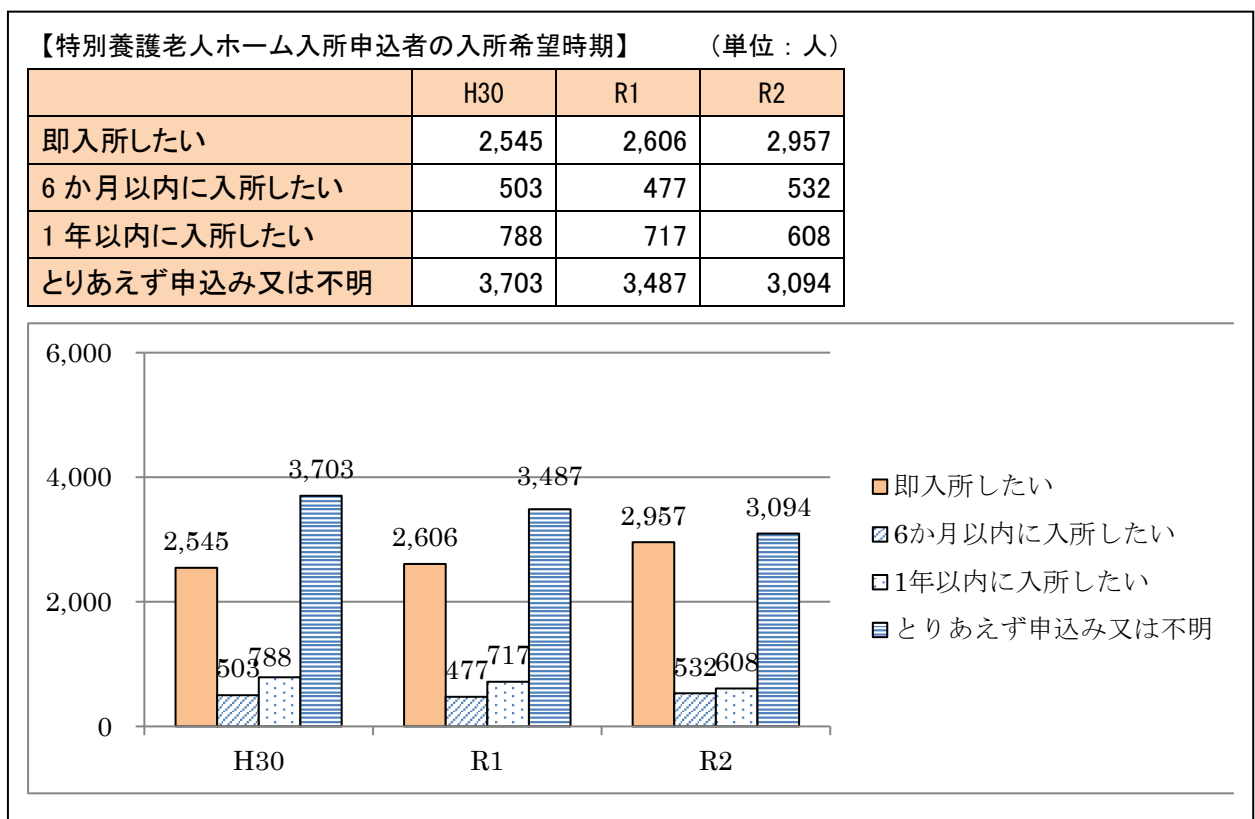
特別養護老人ホームの入所申込者の要介護度別の内訳では、要介護3が最も多くなっています。令和元年から2年にかけて、要介護1・2が減少し、要介護3・4が増加しています。



特別養護老人ホームの入所申込者のうち、独居又は介護が困難な家族等との同居の方の割合は、平成30年 74.5%、令和元年 75.4%、令和2年 78.3%と第7期計画時に続き増加傾向にあります。



特別養護老人ホームの入所申込者の入所希望時期では、約5割が「とりあえず申込み又は不明」であり、将来に備えての申込みがある一方で、「即入所したい」方は平成30年 33.8%、令和元年 35.8%、令和2年 41.1%と継続的に増加しており、ニーズの高さがうかがわれます。



## 10. 介護人材推計

急速な高齢者の増加に伴い、介護サービスの需要は今後さらに増加すると見込まれています。

平成 25 年と平成 28 年の介護人材数を比較すると、3,562 人増加しているものの、平成 25(2013)年から令和 7 (2025) 年にかけて、介護職員の需要数は約 12,600 人増加する見込みであるのに対し、供給数は約 6,300 人の増加見込みとなっており、約 6,300 人の介護職員が不足します。

このため、令和 7 (2025) 年までには、毎年約 1,000 人の介護職員の増加が必要とされています。

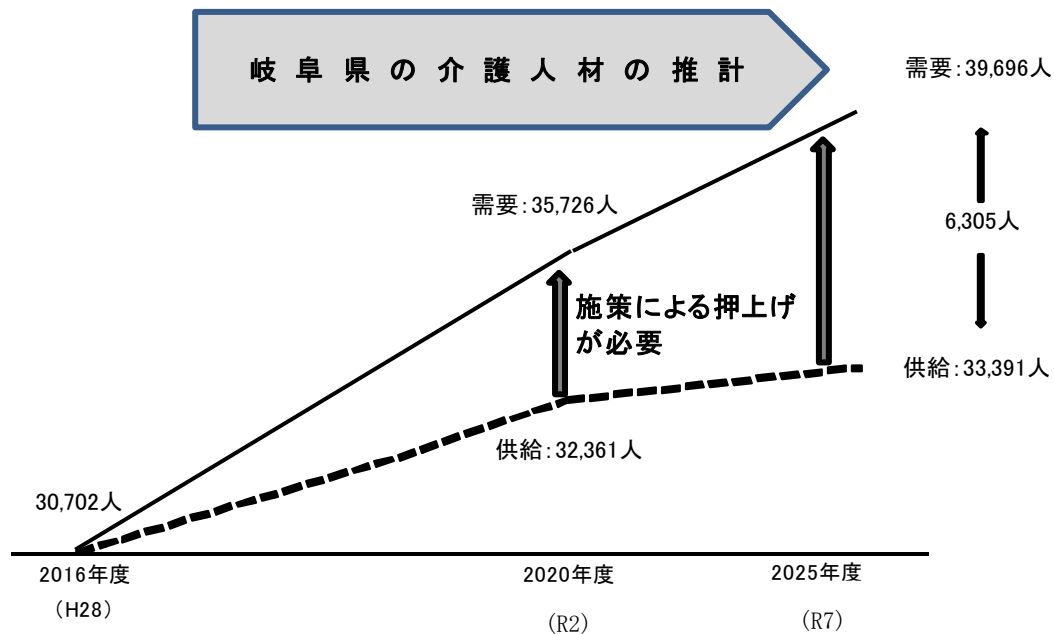
【岐阜県内の介護人材数の推移】

(単位：人)

	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
介護職員数	28,114	28,710	30,702	31,413	32,524

資料：「都道府県別介護職員数の情報提供について」(厚生労働省)

「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計(確定値)について」(厚生労働省)



厚生労働省より人材推計のワークシートの提供があり次第、最新の受給推計を算出します

## 11. 介護保険料

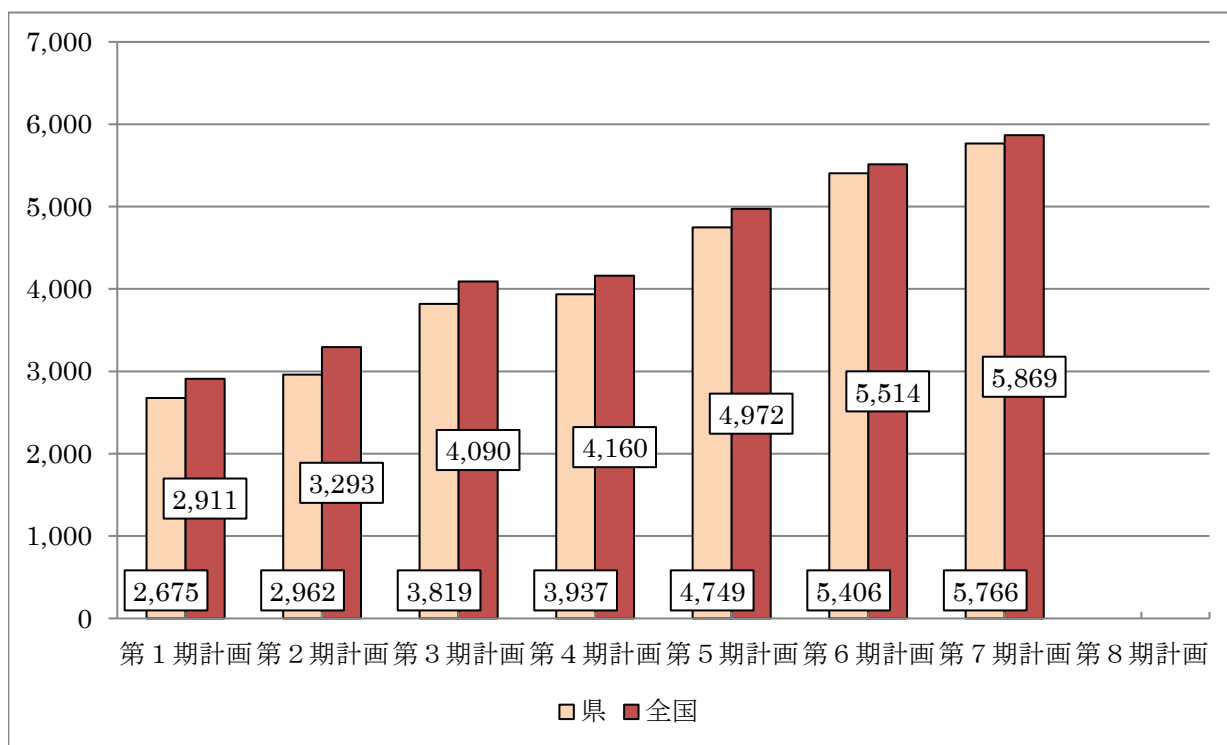
介護保険料は3年ごとに見直されていますが、第1期計画（平成12年～14年）と第7期計画（平成30年～令和2年）の介護保険料の平均金額を比べると、岐阜県では3,091円、全国では2,958円高くなっています。県の第8期計画における介護保険料の市町村平均額は、5,856円です。

第8期介護保険料は、R2.12.16時点の値であり、今後変更する可能性があります

【介護保険料の推移】

（単位：円）

保険料基準額	第1期計画 (H12-H14)	第2期計画 (H15-H17)	第3期計画 (H18-H20)	第4期計画 (H21-H23)	第5期計画 (H24-H26)	第6期計画 (H27-H29)	第7期計画 (H30-R2)	第8期計画 (R3-R5)
県	2,675	2,962	3,819	3,937	4,749	5,406	5,766	
全国	2,911	3,293	4,090	4,160	4,972	5,514	5,869	



資料：県高齢福祉課調べ

【介護保険料の推移（県内介護保険者ごとの推移）】

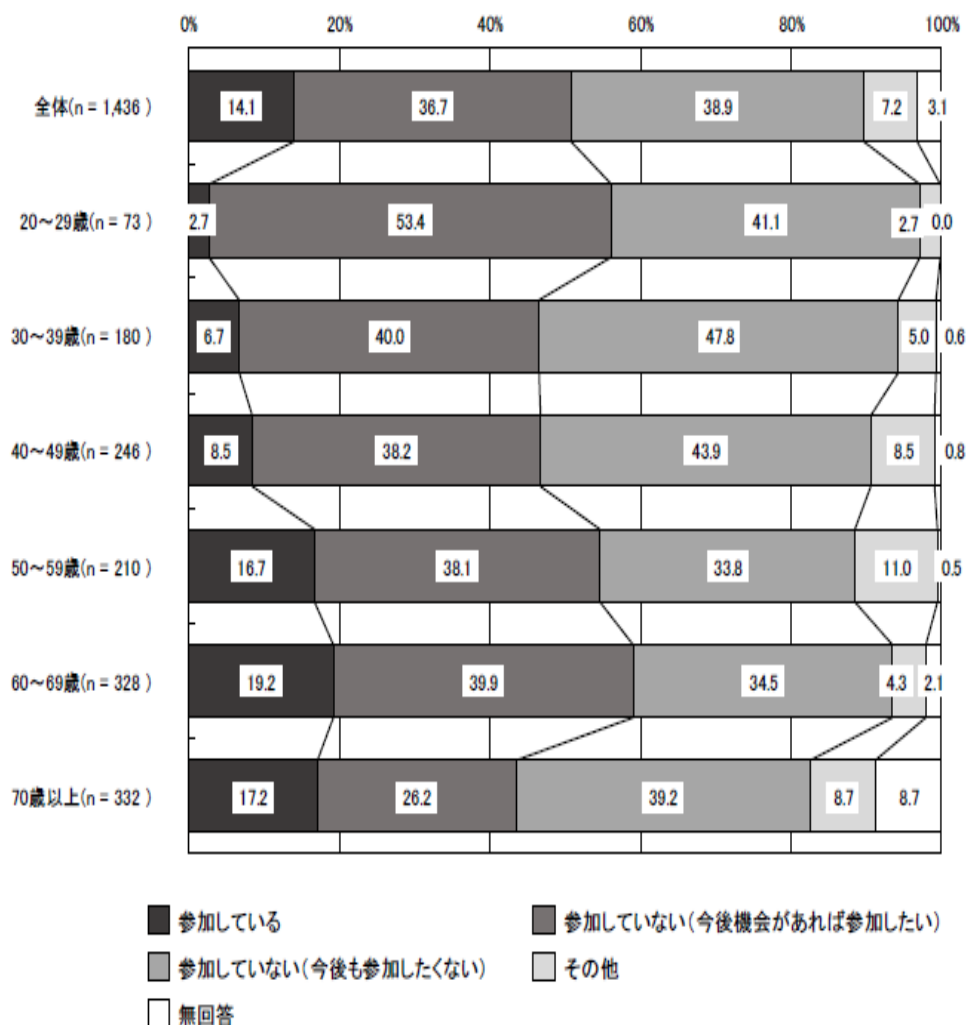
（単位：円）

圏域	保険者名	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
岐阜圏域	岐阜市	3,012	3,217	3,934	3,997	4,840	5,780	6,580	
	柳津町	2,680	2,850	-	-	-	-	-	
	羽島市	2,470	2,470	3,500	3,500	4,300	5,300	5,800	
	各務原市	2,708	3,200	4,200	4,300	4,900	4,900	4,900	
	川島町	2,680	2,960	-	-	-	-	-	
	山県市	2,570	3,246	3,758	4,043	4,890	4,700	5,150	
	岐南町	2,680	3,780	5,180	4,200	4,800	5,500	5,900	
	笠松町	2,400	3,581	4,750	4,250	4,750	5,650	5,850	
もとす広域連合	2,725	3,008	4,072	4,072	4,794	5,650	6,020		
西濃圏域	大垣市	2,960	3,320	4,190	4,250	4,910	5,560	5,820	
	上石津町	2,400	2,400	-	-	-	-	-	
	海津市	-	-	3,850	4,700	5,380	5,680	6,100	
	海津町	2,500	2,800	-	-	-	-	-	
	平田町	2,500	2,800	-	-	-	-	-	
	南濃町	2,500	2,800	-	-	-	-	-	
	養老町	2,550	2,760	3,720	3,680	4,460	5,270	5,950	
	垂井町	2,500	2,880	3,930	3,470	4,150	5,200	5,800	
	関ヶ原町	2,800	2,800	2,800	2,800	3,700	5,600	5,900	
	安八郡広域連合	2,600	2,600	3,590	3,800	4,800	5,400	5,600	
揖斐広域連合	2,726	2,766	3,834	4,434	5,400	6,000	6,000		
中濃圏域	関市	2,733	3,000	3,600	3,744	4,400	5,550	5,700	
	洞戸村	2,500	2,500	-	-	-	-	-	
	板取村	2,460	2,460	-	-	-	-	-	
	武芸川町	2,500	2,500	-	-	-	-	-	
	武儀町	2,450	2,450	-	-	-	-	-	
	上之保村	2,450	2,450	-	-	-	-	-	
	美濃市	2,500	2,600	3,300	3,300	4,000	4,900	5,400	
	美濃加茂市	2,400	2,900	3,800	3,901	4,800	5,200	5,400	
	可児市	2,357	2,900	3,880	3,780	4,900	5,200	5,500	
	兼山町	2,370	3,790	-	-	-	-	-	
	郡上市	-	-	2,600	3,200	3,940	4,700	4,800	
	郡上広域連合	2,140	2,500	-	-	-	-	-	
	坂祝町	2,400	2,400	4,100	4,850	4,850	5,100	5,200	
	富加町	2,300	2,950	4,300	5,350	4,700	4,300	4,300	
	川辺町	2,260	2,400	3,200	3,200	4,000	5,500	4,800	
	七宗町	2,200	2,200	2,200	2,265	3,800	5,200	5,600	
	八百津町	2,050	2,050	2,400	2,750	3,800	5,000	5,000	
白川町	2,500	2,400	2,700	3,000	3,500	5,300	5,300		
東白川村	2,200	2,500	3,000	3,000	3,000	4,700	4,700		
御嵩町	2,220	2,970	3,940	4,331	4,800	5,300	5,800		
東濃圏域	多治見市	2,722	2,986	3,938	3,938	4,826	5,200	5,950	
	笠原町	2,550	2,550	-	-	-	-	-	
	中津川市	2,733	3,166	3,755	3,900	4,700	5,100	5,300	
	坂下町	2,417	3,030	-	-	-	-	-	
	川上村	2,750	2,910	-	-	-	-	-	
	加子母村	2,278	2,037	-	-	-	-	-	
	付知町	2,070	2,490	-	-	-	-	-	
	福岡町	2,297	2,770	-	-	-	-	-	
	蛭川村	2,930	2,930	-	-	-	-	-	
	瑞浪市	2,516	2,517	3,116	3,116	4,520	4,908	5,090	
	恵那市	2,408	2,417	3,438	3,694	5,109	5,679	5,825	
	岩村町	2,000	2,424	-	-	-	-	-	
	山岡町	2,000	2,472	-	-	-	-	-	
	明智町	2,294	2,460	-	-	-	-	-	
	串原村	2,603	2,463	-	-	-	-	-	
上矢作町	2,713	2,550	-	-	-	-	-		
土岐市	2,576	2,576	3,569	3,518	4,373	5,600	6,154		
飛騨圏域	高山市	-	-	4,900	4,800	5,350	5,450	5,520	
	白川村	-	-	4,000	4,800	5,100	5,900	5,900	
	高山・大野広域連合	2,700	3,600	-	-	-	-	-	
	飛騨市	-	-	4,200	4,260	4,980	5,440	5,710	
	吉城広域連合	3,200	3,200	-	-	-	-	-	
	下呂市	-	-	2,620	3,120	4,140	4,850	4,600	
益田広域連合	2,083	2,440	-	-	-	-	-		
県平均	2,675	2,962	3,819	3,937	4,749	5,406	5,766	5,856	

現在、各保険者は「第8期保険料額」の設定を各々進めているところです。下記の「県平均額」は、R2.12.16時点の値であり、今後変更する可能性があります。

## 12. 高齢者の社会参加

第41回県政世論調査（平成30年調査）によると、NPO（民間非営利組織）やボランティアなど社会のために取り組む活動への参加状況は、全体の「参加している」は14.1%であるのに比べ、60～69歳では19.2%、70歳以上では17.2%と高くなっており、高齢者が積極的に社会貢献に対する意欲を実行に移していることがわかります。



### 第3章 計画の基本理念と施策体系

○本計画では、「高齢者が健康で生きがいをもって活躍し続けることができる」「いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる」を基本理念とし、その実現に向けて3つの目的「地域包括ケアシステムの深化・推進」「介護保険サービス基盤の充実」「高齢者が活躍できる社会の実現」を柱として、その達成に向けた9つの施策の方向性に沿って取組みを進めていきます。

○介護保険事業の実施主体であり、住民に最も身近な市町村の方針を尊重しつつ、市町村の行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう、市町村に対して多様な支援を実施します。

#### 基本理念

「高齢者が健康で生きがいをもって活躍し続けることができる」

「いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる」

#### 目的

地域包括ケアシステム  
の深化・推進

介護保険サービス基盤  
の充実

高齢者が活躍できる  
社会の実現

#### 施策の方向性

在宅医療・介護連携の推進

認知症施策の推進

介護予防・生活支援  
サービスの体制強化

保険者の機能強化

介護人材の確保

介護業務の効率化と  
質の向上

介護サービスの充実

高齢者の生きがい・  
健康づくりの推進

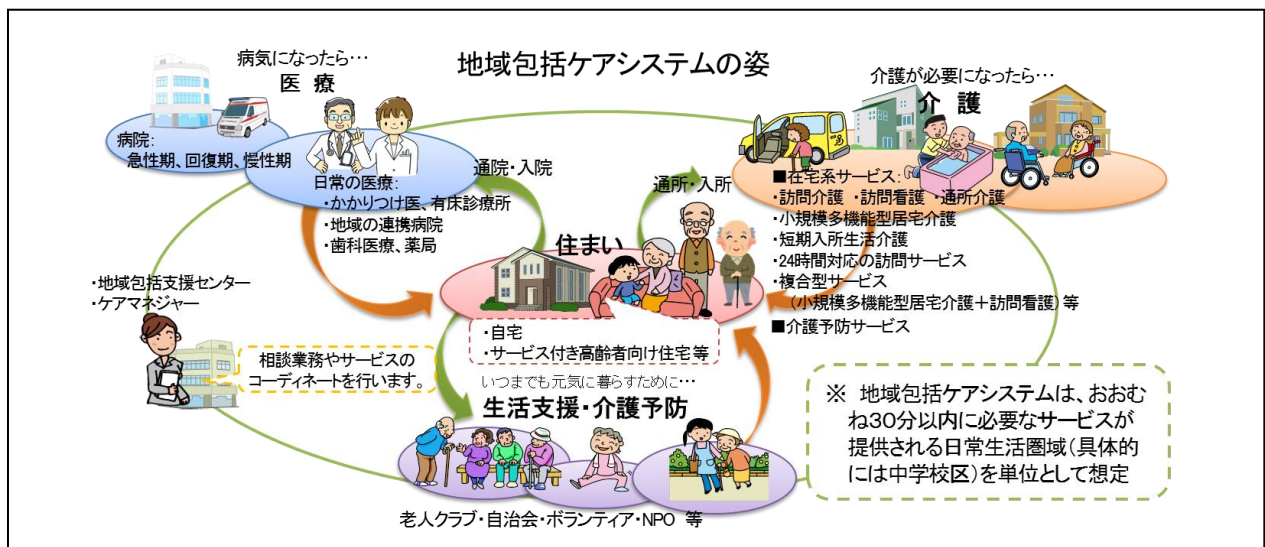
安心して暮らせる  
生活環境の整備



### 3つの目的

#### 地域包括ケアシステムの深化・推進

岐阜県が行った将来人口の推計によると、65歳以上の人口は、令和3年（2021年）をピークに減少していくものの、75歳以上人口はその後も増加し、令和12年には368,163人に達する見込みです。人口全体が減少していくため、65歳以上（75歳以上）の人口比率はその後も増加し続けることが見込まれている。今後高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムの深化・推進はますます重要性を増していくため、第8期計画においても引き続き同目的の達成に向け、様々な施策を展開していきます。



#### 介護保険サービス基盤の充実

今後の更なる高齢化の進展を見据え、介護保険制度の円滑な運営を一層進めるとともに、介護が必要な高齢者の方々が必要とする在宅サービスや施設サービス等の継続的な提供の確保と拡充を進めます。

また、重要な課題である介護人材の確保・育成はもとより、介護業務の質の向上や業務の効率化、介護現場における文書負担の軽減に積極的に取り組みます。

#### 高齢者が活躍できる社会の実現

介護を必要とする高齢者の方々は、社会全体で支えていく必要があります。一方、多くの高齢者の方々は元気であることから、多様な分野で社会参加することにより、「支えられる側」から「支える側」の役割を担い、豊かな知識・技術・経験を生かしながら、いつまでも活躍できる社会の実現を目指します。

## 9つの施策の方向性

### 1-1. 在宅医療・介護連携の推進

高齢化の更なる進展に伴い、要介護度の重度化や医療ニーズが高まる中で、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に対して、地域の医療・介護等の行政、関係機関・団体等が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスを提供することが重要です。

- (1) 在宅医療と介護の連携体制の構築
- (2) 入退院時における医療・介護間の連携強化
- (3) 在宅医療を担う医師及び（訪問）看護師の確保
- (4) 高齢者の口腔ケアの推進
- (5) 利用者が望む場所での終末期ケア

### 1-2. 認知症施策の推進

令和元年6月に閣議決定した認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症の発症を遅らせ認知症になってからも希望を持って日常生活を過ごせるような社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を両輪にしながら施策を推進します。

- (1) 普及啓発・本人発信支援
- (2) 予防
- (3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- (4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

### 1-3. 介護予防・生活支援サービスの体制強化

地域包括ケアシステムの深化・推進のためには、地域ケア会議によって地域の課題を把握するとともに、住民やNPO等の多様な主体を活用した介護予防・生活支援サービスの提供体制を整備・強化し、日常生活支援、自立支援、介護予防・重度化防止を推進します。

- (1) 地域ケア会議の推進
- (2) 自立した日常生活の支援
- (3) 要介護状態等になることの予防（介護予防の推進）
- (4) 要介護状態等の軽減・重度化防止

### 1-4. 保険者の機能強化

地域包括ケアシステムの深化・推進のためには、保険者が地域のデータを把握・分析し、目標をたてて介護予防・重症化防止に取り組む、いわゆる保険者機能を強化することが必要です。そのために、過不足のない介護給付を提供するための適正化事業の推進や、地域包括ケアシステム構築の中心的機関である地域包括支援センターの機能強化を図るほか、そのための都道府県による市町村支援を実施します。

- (1) 介護給付適正化事業
- (2) 地域包括支援センターの機能強化
- (3) 県による市町村（保険者）支援

## 2-1. 介護人材の確保

岐阜県の平成 30（2018）年度の介護職員数は 32,524 人であり、H26（2016）年度から約 16%増加していますが、要支援・要介護認定者数の増加によりサービス量も増加しているため、介護分野の有効求人倍率は他職を含めた全体より高い水準となっています。

今後も高齢化による介護サービスの需要の増加に伴い、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年には、全国で約 55 万人、岐阜県では約 6,300 人の介護人材不足が見込まれていることから、外国人介護人材や元気な高齢者等の介護助手業務への参入促進、各種広報媒体を活用した介護業界のイメージアップなど、継続的な取り組みが必要です。

- (1) 新規就業促進・潜在介護人材の呼び戻し
- (2) 介護職員の離職防止・定着促進

## 2-2. 介護業務の効率化と質の向上

地域医療介護総合確保基金を活用した ICT・介護ロボットの導入促進や、介護職員の資質向上に向けた各種研修の実施、介護現場における文書負担の軽減を図ることで、介護人材の介護業務の効率化や質の向上に取り組むことが必要です。

- (1) 業務の効率化と質の向上
- (2) 人材育成・キャリアアップ
- (3) 文書負担の軽減

## 2-3. 介護サービスの充実

2025 年にはいわゆる団塊の世代の全てが 75 歳以上となるなど、高齢化が一層進展することが見込まれる中で、高齢者の方が要介護状態等になっても、可能な限り、住み慣れた地域において尊厳ある自立した生活を続けることができるよう、高齢者に対する自立支援や要介護状態等の軽減・悪化の防止等の制度の理念を踏まえながら、必要な介護サービスの充実と質の向上を図ることが必要です。

- (1) 居宅サービス
- (2) 地域密着型サービス
- (3) 施設サービス
- (4) 居宅介護支援サービス
- (5) その他のサービス
- (6) 介護サービス情報の公表に係る体制整備
- (7) 福祉サービス第三者評価事業
- (8) 共生型サービスの推進
- (9) 高齢障がい者のための障がい福祉・介護連携の推進
- (10) 災害時における介護サービスの確保対策
- (11) 感染症に対する備え
- (12) 介護サービス量の見込み

### 3-1. 高齢者の生きがい・健康づくりの推進

高齢者の方々が培ってこられた知識や経験を活かし、やりがいや達成感を感じながらいきいきと生活し、活躍できる「生涯現役社会」を実現するためには、多様なニーズに応じた社会参加の機会が用意されていることと、高齢期における活動を支える健康の維持・増進に向けた支援が必要です。

- (1) 多様な社会参加活動と就労の促進
- (2) 老人クラブ活動の振興
- (3) スポーツ・文化活動の振興
- (4) 生涯学習の推進
- (5) 県民意識の高揚
- (6) 健康づくり・生活習慣病予防対策の推進
- (7) 歯科疾患の予防及び口腔機能の維持・向上

### 3-2. 安心して暮らせる生活環境の整備

高齢者の方々が安心して暮らすためには、家庭における養護者や施設等職員による虐待や、判断能力が低下している高齢者等への権利侵害、高齢者を狙った振り込め詐欺や住居侵入などの犯罪、高齢者の方が巻き込まれる交通事故、台風や地震などの自然災害などから高齢者の方々を守る「安全」を確保するための取組みが重要です。

- (1) 高齢者の権利擁護への取組み
- (2) 防犯・防火対策・交通安全
- (3) 災害時支援
- (4) 安全・安心なまちづくり
- (5) 高齢者の居住の安定確保
- (6) 福祉用具等の製品化への支援・開発
- (7) 地域共生社会づくりの推進

## 第4章 施策の展開



### 第1節 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### 1 在宅医療・介護連携の推進

##### (1) 在宅医療と介護の連携体制の構築

###### 【現状・課題】

- 県では、医療・介護等の多職種が連携し、在宅医療・介護サービスを切れ目なく提供できる体制を構築するために市町村が行う「在宅医療・介護連携推進事業」について支援しているところ  
です。
- 具体的には、市町村が地域の医師会等と協働し、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、介護事業者等多職種が参画する会議において、在宅医療を担う医療機関及び訪問介護事業所等の医療・介護資源の把握、地域の課題抽出及びその対応策の検討を行う等の取組みを支援しています。
- 全ての市町村で在宅医療・介護連携推進事業の取組みが行われており、その進捗状況は下表のとおりとなっています。市町村における取組み状況のうち、「在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討」については、課題抽出やデータ活用のノウハウ不足のため、取組が進められない市町村があります。

【市町村における在宅医療・介護の連携体制構築にかかる取組み状況】	
取 組 内 容	実施している市町村数
(ア) 地域の医療・介護資源の把握	42 ( 100.0%)
(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	38 ( 90.5%)
(ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	40 ( 95.2%)
(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援	38 ( 90.5%)
(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援	39 ( 92.9%)
(カ) 医療・介護関係者の研修	41 ( 97.6%)
(キ) 地域住民への普及啓発	38 ( 90.5%)
(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	39 ( 92.9%)

資料：厚生労働省老健局調査 在宅医療・介護連携推進事業の実施状況調査（都道府県・市町村）  
（R1.12月末現在）

- 令和3年度に予定されている介護保険法施行規則一部改正により、在宅医療・介護連携推進事業の見直しが図られ、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、8つの事業項目（上記表の取組内容参照）を踏まえた上で、地域の実情に応じ、取組内容の充実を図りつつ、PDCAサイクルに沿った取組を継続的に行うこととなりました。県としては引き続き、市町村の取組状況を把握し、本事業が円滑に推進されるよう支援します。

## 【施策】

- 市町村の在宅医療・介護連携における現状把握及び課題分析に対する支援として、市町村では入手困難な診療報酬・介護報酬の算定状況等に関する情報等を提供します。
- 切れ目のない在宅医療・介護の提供のため、医療機関相互や訪問看護ステーションとの連携を図り、24時間対応型の在宅医療提供体制構築に向けて市町村を支援します。また、在宅療養者が体調を崩した際に円滑に医療機関に入院できるよう後方支援ベッド※1の確保に努めます。
  - ※1 後方支援ベッド  
「本人の体調が変化したとき」「お世話をしてくれる家族の急な用事」等のいざという時に、かかりつけ医を通じて事前に登録しておくことで、地域内の受け入れ病院・診療所に確保してあるベッドに速やかに入院することができます。
- 在宅医療・介護では、市町村域を超えてサービスが提供される現状を踏まえ、原則、老人福祉圏域（二次医療圏）単位ごとに市町村と医師・歯科医師・訪問看護師・薬剤師・介護支援専門員等多職種による会議を開催し、広域的に取り組むことが適当な施策にかかる調整を行います。
- 広域で実施した方が効果的、効率的と考えられる在宅医療・介護に係る訪問診療を行う医師、歯科訪問診療を実施する歯科医師、訪問看護師等の人材育成研修を実施します。
- 市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業について、PDCAサイクルに沿った取組みとなるよう支援するため、市町村、地域医師会をはじめとする地域の医療・介護関係団体との意見交換の場の定期的な開催や、在宅医療を受けている患者の動向や地域特性等の現状等について必要な情報提供を行うとともに、データの分析・活用方法を学ぶ研修会の開催等、技術的な支援を行います。

## (2) 入退院時における医療・介護間の連携強化

### 【現状・課題】

- 切れ目のない在宅医療・介護を提供するためには、患者の入院初期から、退院後における在宅での療養生活を見据え、医療や介護サービス等が包括的かつ継続的に提供されるよう、医療機関と介護支援専門員等との医療・介護連携体制を強化した退院支援が重要です。
- これまで退院支援は医療機関ごとのルールにより実施されていましたが、現在は、圏域ごとに入退院連携に必要な共通様式や退院支援ルールを作成・運用することによって、介護支援専門員からの入院時情報提供率の向上や退院時の医療機関と介護支援専門員の退院調整に係る連絡体制の強化を図っており、平成30年度には岐阜医療圏、令和元年度は西濃医療圏でルールを策定しました。
- 院外の医療機関や介護事業所等との密な連携により体制を整備し、退院後の生活も見据えた退院支援を行う退院支援担当者を配置する県内の医療機関は増加していますが、人口あたりの数で見ると、全国値を下回る状況になっています。

○このため、医療機関において、退院後の療養生活を見据えた退院支援に従事する担当者の養成研修を行っています。

【退院支援担当者を配置している病院・診療所】					【単位：機関】			
	病院数				診療所数			
	H26年		H29年		H26年		H29年	
	実数	人口 10万人 対	実数	人口 10万人 対	実数	人口 10万人 対	実数	人口 10万人 対
岐阜県	48	2.3	50	2.5	4	0.2	4	0.2
全国	3,592	2.8	3,719	2.9	584	0.5	458	0.4

資料：医療施設調査（各年10月1日現在）

#### 【施策】

○今後も引き続き圏域又はそれに準じた広域圏において退院支援ルールの方策を進めます。

○また、引き続き退院後の療養生活を見据えた退院支援に従事する担当者の養成研修を実施します。

### (3) 在宅医療を担う医師及び（訪問）看護師の確保

#### 【現状・課題】

○訪問診療を実施している診療所は、全体の3割程度で概ね横ばいですが、1施設当たりの訪問診療の実施件数は増加傾向にあります。

【県内の訪問診療を実施する診療所の数及び実施件数】（単位：機関、%）						
年度	診療所総数	訪問診療を行う 診療所数	割合	人口 10万 人対	訪問診療 実施件数	1施設当たり 実施件数
H26年度	1,579	457	28.9 %	22.0	15,457	33.8
H29年度	1,585	455	28.7 %	22.4	17,679	38.9

資料：医療施設調査（H29年度）

○県内の訪問看護ステーションは209箇所ありますが（令和2年時点）、8市町村には訪問看護ステーションがなく、特に中濃及び飛騨圏域で少ない状況です。また、診療所が訪問看護ステーションに指示書を交付する割合は増加傾向にあり、医師と訪問看護の連携が進んでいる状況です。

【訪問看護ステーションの状況】

	訪問看護ステーション数 (単位：箇所)		訪問看護ステーションへ指示書を 交付している診療所の割合（医療保険）		
	実数	人口 10 万人対	H23	H26	H29
岐阜圏域	104	13.0	18.5%	21.0%	22.5%
西濃圏域	36	9.7	18.6%	18.1%	22.3%
中濃圏域	24	6.4	15.0%	13.6%	16.8%
東濃圏域	36	10.7	18.1%	18.4%	20.8%
飛騨圏域	9	6.0	26.1%	24.4%	30.3%
県	209	10.3	18.6%	19.2%	21.9%

資料：介護保険指定事業者・施設一覧(R2.6.1)【県高齢福祉課】、医療施設調査（各年 10 月 1 日時点）【厚生労働省】

指定居宅（介護予防）サービス事業所一覧(R2.4.1)【岐阜市】

- 訪問看護ステーション等の看護職員の就業数は増加を続けていますが、地域で療養を支援する体制構築のためには、今後もさらに就業数を増やすことが必要です。

【施策】

- 在宅医療は、切れ目のない提供が必要ですが、在宅医療を実施する医師の専門以外（皮膚科・耳鼻咽喉科・精神科（認知症）等）の疾患についても対応しなければならないことから、在宅医療を実施する医師の負担が大きい状況になっています。在宅医療を実施する医師の数には限りがあることから、医師同士の連携や、医師と訪問看護ステーションの連携体制構築等を進めるため、県医師会等の関係団体に対する支援を行います。
- 訪問看護ステーションは、在宅医療を支え、医療と介護をつなぐ重要な役割を担っていますが、高齢化社会の進展を見据えた事業所数の増加や空白地域の解消等を図るため、小規模事業者の事業定着やサテライト型訪問看護ステーションの運営に対する支援を行います。
- 研修の機会を得にくい訪問看護事業所及び介護保険施設等で働く看護職員を対象に、専門・認定看護師が出向き、施設の個々の課題に即した実践的な研修会を実施します。
- 在宅医療・介護連携推進圏域別研究会を開催し、各市町村の医療・介護事業所数等のデータを提供するとともに、各市町村と地域医師会・訪問看護ステーション等の医療・介護関係者との意見交換・情報交換の場を提供します。

(4) 高齢者の口腔ケアの推進

【現状・課題】

- 近年、口腔ケアが誤嚥性肺炎の発症予防につながるなど、口腔と全身との関係について広く指摘されていますが、介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設）における口腔ケアは十分に進んでいない状況です。



【口腔ケアに関する介護保険施設の状況】

各種状況	割合
①十分な口腔ケアが行われている介護保険施設の割合	40.2%
②年1回以上歯科健診を実施する介護保険施設の割合	30.3%
③年1回以上歯科保健指導を実施する介護保険施設の割合	39.3%

資料：県医療福祉連携推進課調べ（①は H29.10 月時点、②・③は H29.3 月時点）

- 居宅で療養する高齢者に対して「歯科訪問診療」「訪問歯科衛生指導」を提供する歯科医療機関は、西濃圏域と飛騨圏域で少ない状況です。

【「歯科訪問診療」「訪問歯科衛生指導」を提供する歯科医療機関の状況】（単位：機関、%、人）

圏域	総数	歯科訪問診療			訪問歯科衛生指導		
		施設数	割合	人口10万人対	施設数	割合	人口10万人対
岐阜圏域	443	99	22.3%	12.4	46	10.4%	5.8
西濃圏域	178	29	16.3%	7.8	15	8.4%	4.0
中濃圏域	137	37	27.0%	9.9	33	24.1%	8.8
東濃圏域	147	49	33.3%	14.5	59	40.1%	17.5
飛騨圏域	60	11	18.3%	7.4	8	13.3%	5.4
岐阜県	965	225	23.3%	11.1	161	16.7%	7.9

資料：医療施設調査（H29.10.1 現在）

【施策】

- 県歯科医師会及び県歯科衛生士会と連携し、介護保険施設において、歯科医師や歯科衛生士による正しい口腔ケアの知識と方法について普及啓発を図るとともに、介護保険施設の協力歯科医師と連携した歯科健診、歯科保健指導の実施を推進します。
- 歯科訪問診療等を実施する歯科医療機関の増加を図るため、県歯科医師会等と連携し、在宅歯科医療への取組み（人材育成・医科歯科連携等）を推進するとともに、県歯科衛生士会と連携し、歯科医師をサポートする訪問歯科衛生士の養成研修を実施します。
- 口腔と全身の関係が指摘されていることを踏まえ、県医師会、県歯科医師会及び介護関係団体等とともに、医科と歯科の連携及び歯科と介護等との連携体制の整備を進めます。
- 県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯科口腔保健に係る総合的な窓口として、口腔保健支援センターにおいて情報提供を行います。

## (5) 利用者が望む場所での終末期ケア

### 【現状・課題】

○終末期において、約6割の方が医療機関や介護施設以外を希望しています。

### 【終末期における県民の意識】

あなたが、仮に病気等で治る見込みがなくなり死期が迫っている(6カ月程度あるいはそれより短い期間を想定)と告げられた場合、どこで療養することを希望しますか。		
	人数	割合
① 自宅で療養して、必要になれば緩和ケア病棟(終末期における症状を和らげるための病棟)に入院したい	124	29.3%
② 自宅で療養して、必要になれば医療機関に入院したい	88	20.8%
③ 緩和ケア病棟に入院したい	84	19.9%
④ 最期まで自宅で療養したい	56	13.2%
⑤ 今まで通っていた(または現在入院中の)医療機関に入院したい	28	6.6%
⑥ 専門的医療機関(がんセンターなど)で積極的に治療を受けたい	18	4.3%
⑦ わからない	11	2.6%
⑧ 無回答	6	1.4%
⑨ 老人ホーム等の介護施設に入所したい	5	1.2%
⑩ その他	3	0.7%
計	423	100.0%

資料：令和元年後 県政モニターアンケート調査結果(在宅医療・介護に関するアンケート)

○利用者や家族が望む場所で最期を迎えることができる在宅医療・介護の提供体制を構築し、住み慣れた地域での在宅医療を選択できるよう、受けられる医療及び介護サービスや、看取り・ターミナルケア等に関する情報を提供するとともに、医療及び介護サービスに関する知識の普及啓発を進めていく必要があります。

○また、介護保険施設等で最期を迎える方も今後増加していくことが見込まれるため、介護保険施設等が終末期ケアについて必要な知識や技術を習得し、介護保険施設と在宅医療を提供する医療機関や訪問看護ステーション等との連携体制を充実させていくことが必要です。

### 【施策】

○在宅医療に対する理解促進を図るため、市町村が取り組んでいる住民向け普及啓発事業の状況を把握し、情報提供を行います。

○がんの在宅緩和ケアに従事する訪問看護師等に対しては、利用者の身体的、精神心理的苦痛等への対応や、多職種による連携を促進するための研修会等を開催し、がんの在宅療養者を支えることができる体制を整備します。

○市町村、地域医師会をはじめとする地域の医療・介護関係団体との意見交換の場等において、切れ目のない在宅医療提供体制の構築が図れるよう在宅医療・介護連携推進事業における好事例等の情報提供を行います。

○がんの在宅緩和ケアに従事する医療や介護、福祉等の多職種が連携して、利用者の身体的苦痛のみならず、利用者や家族の精神心理的苦痛に対応できるよう、研修会等を開催し、がんの在宅療養者を支える体制を整備します。

## 2 認知症施策の推進

### (1) 普及啓発・本人発信の推進

#### 【現状・課題】

- 認知症の人やその家族が地域で自分らしく安心して暮らし続けるためには、認知症は誰もがなりうるものであることを前提に、認知症の理解の促進を図り、認知症であってもなくても同じ社会の一員として地域をともに創っていく必要があります。
- 県では、地域や職域、高校や大学等の教育の場で認知症の人や家族を見守り支援する「認知症サポーター」の養成や、認知症サポーター養成講座の講師となる「キャラバン・メイト」の養成等により、認知症の普及啓発に取り組んでいます。
- 認知症の人や家族が、早期に相談できるよう高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センター及び認知症疾患医療センター等の周知強化が必要です。
- 認知症の人がいきいきと活動している姿は、認知症に関する社会の見方を変えるきっかけとなり、また、多くの認知症の人の希望につながるため、地域で暮らす認知症の人とともに普及啓発を進め、認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前向きに暮らすことができる姿を発信していくことが重要です。

#### 【認知症サポーター養成数（累計）】

（単位：人）

年 度	H24. 3 末	H27. 3 末	H29. 3 末	R2. 3 末
認知症サポーター数	55, 351	93, 090	138, 314	206, 497

資料：県高齢福祉課調べ

#### 【施策】

- 岐阜県の認知症希望大使を設置し、認知症の人とともに県民に対する認知症に関する普及啓発に取り組めます。
- 認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成に引き続き取り組むとともに、養成したサポーターやキャラバン・メイト等が、認知症の人を地域の実情に応じて見守りや支援を行うチームオレンジで活躍いただけるよう、市町村によるチームオレンジの設置を支援します。
- 9月21日の世界アルツハイマーデー及び9月の世界アルツハイマー月間に、地域包括支援センター及び認知症疾患医療センターの周知や認知症の理解の促進を図るための普及啓発を市町村とともに実施します。
- 希望大使などの認知症ピアサポーターとともに、本人交流会等によるピアサポート活動の取組を推進します。

### (2) 予防

#### 【現状・課題】

- 令和7（2025）年には高齢者の5人に1人が認知症になるといわれている中、認知症の予防が重要です。

○運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されており、地域において高齢者が身近に通える場を拡充するとともに、認知症の人のみならず一般住民や高齢者全般を対象に整備されている社会参加活動・学習等の活動の場を活用し、認知症予防に資する可能性のある活動を推進する必要があります。

○市町村では、予防活動に専門性の高い保健師によって「生活習慣病予防」や「介護予防」が推進されています。健康づくり部門と介護保険部門が情報共有や連携することで、更なる推進を図ることが重要です。

### 【施策】

○高齢者の生活習慣病の予防、社会参加につながる運動や交流等を行う通いの場の設置を推進します。

○地域の実情に応じた通いの場の拡充を推進するため、その中心となる生活支援コーディネーターの資質向上を図るための研修や、アドバイザーの派遣を実施します。

○市町村が実施する介護予防事業等に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリ専門職や管理栄養士や歯科医師、歯科衛生士等の専門職を派遣します。

○岐阜県後期高齢者医療広域連合及び市町村がそれぞれの役割を担い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の事業を展開する中、県は、広域連合等における実施状況をフォローするとともに、介護保険、国保、健康増進事業等の保健事業との連携が促進されるよう、市町村への指導助言、調整を行います。

## (3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

### ①早期発見・早期対応、医療体制の整備

#### 【現状・課題】

○認知症は、早期の診断と対応を受けることで、本人と介護者の生活の質を高め、介護の負担を減らすことができます。本人や家族等が認知症を疑った場合に、早い段階から専門の医療機関を受診できるよう、早期相談・受診のための支援体制の充実が必要です。

○早期発見・早期対応の中心となる市町村の認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームは、全ての市町村に配置又は設置されていますが、その対応力の向上を図ることが重要です。

○早期診断・早期対応に加え、容態に応じた適時・適切な医療の提供が重要です。県では、各圏域に1カ所以上、県内で8カ所の認知症疾患医療センターを設置し、専門医療相談と身体合併症に対する救急・急性期医療等を含む医療を提供していますが、地域との連携が不可欠です。

【設置・配置市町村数】

区 分	H28.4	H29.4	H30.4
「認知症初期集中支援チーム」設置市町村数	6	21	42
「認知症地域支援推進員」配置市町村数	23	37	42

資料：県医療福祉連携推進課調べ

【認知症疾患医療センター指定病院】

圏域	指定病院名	圏域	指定病院名
岐阜	岐阜病院（所在：岐阜市）	中濃	のぞみの丘ホスピタル（所在：美濃加茂市）
岐阜	黒野病院（所在：岐阜市）	中濃	慈恵中央病院（所在：郡上市）
岐阜	岐阜市民病院（所在：岐阜市）	東濃	大湫病院（所在：瑞浪市）
西濃	大垣病院（所在：大垣市）	飛騨	須田病院（所在：高山市）

資料：県医療福祉連携推進課調べ

【施策】

- 全市町村に設置された認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームの水準の向上を図るため、情報共有を行う会議及び専門職を派遣する研修会を開催するとともに、先進事例の紹介等の支援を行います。
- 認知症の早期診断・早期対応に向けた体制整備を図るため、認知症サポート医養成研修・認知症サポート医フォローアップ研修を実施するとともに、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師、病院勤務の医療従事者を対象とした認知症対応力向上のための研修を実施します。
- 認知症疾患医療センターにおいて、市町村や地域包括支援センター等関係機関と連携しながら、認知症の専門医療相談と適時・適切な医療提供体制を充実します。

② 認知症ケアに携わる介護人材の育成

- 認知症ケアは、認知症の特性に応じつつ個々の症状に合わせてながら、認知症の人の尊厳を傷つけないよう提供することが重要であり、ケアに携わる介護職員等は、認知症について十分な知識を有し、認知症の方の気持ちを尊重する姿勢をもつ必要があります。

【研修受講者数(累計)】

(単位：人)

	H29年度末	H30年度末	R1年度末
認知症介護基礎研修	183	315	415
認知症介護実践者研修	4,345	4,726	5,024
認知症介護実践リーダー研修	512	552	575
認知症介護指導者養成研修	35	37	38

資料：県高齢福祉課調べ

## 【施策】

- 指定研修実施機関である（社福）岐阜県福祉事業団を通じて、認知症ケアに携わる介護人材を対象とした認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修を開催します。
- これらの研修の指導者となる人材を、認知症介護指導者養成研修によって養成します。

## ③ 認知症の人を支える医療・介護・福祉の連携

### 【現状・課題】

- 認知症の人やその家族を支えるため、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を中心に、地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む医療機関、介護サービス事業所や認知症サポーター等の関係者がネットワークを構築し、認知症ケアパス※1を活用して適切なサービス提供の流れを確立することが必要です。

### ※1 認知症ケアパス

地域の医療・介護等の資源や、認知症の方一人ひとりのケアパスに沿った支援の目標を、認知症の方やその家族、医療・介護関係者等の中で共有する、手帳やアプリケーションソフトウェア等、情報連携ツール及び認知症の容態に応じた適切なサービス提供の流れのことを言います。

- 認知症ケアは、認知症の特性に応じつつ個々の症状に合わせてながら、認知症の方の尊厳が尊重された医療・介護等が提供されることが重要です。多職種協働により、本人の意思決定の支援を行う等の取組みを推進する必要があります。

## 【施策】

- 地域ごとに医療・介護等が適切に連携することを確保するため、認知症ケアパスの活用先進事例の紹介等を通じ、全市町村での作成・活用を推進します。
- 医療・介護従事者等に対して、認知症の人の意思決定支援ガイドラインに基づく研修を開催します。

## ④ 本人・家族への支援と地域づくり

- 認知症の人やその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、楽しみながら社会とつながる場である「認知症カフェ」などが必要です。
- 高齢化の進展に伴い、働き盛りの世代の家族介護者が今後増加していくものと考えられ、介護者の仕事と介護の両立支援が必要であり、地域包括支援センター等地域関係機関とハローワークや企業等との連携した支援が重要です。
- 認知症の人が住み慣れた環境で暮らし続けるために必要と感じていることについて把握し、認知症の人と家族の視点を重視した支援体制が必要です。

## 【施策】

- 市町村、介護事業所、各関係団体等と連携を取りながら、認知症カフェの取組みに関する情報収集・発信や、開設・運営の支援をします。
- 認知症の方が集い、余暇活動をしたり、自分の思いを語ったりする場の設置を推進します。
- 特定非営利法人「認知症の人と家族の会」の活動を助成するとともに、活動に協力し、認知症の方の家族の意見を施策に取り入れていきます。
- 企業等において、認知症サポーター養成講座等の開催により、認知症への理解の促進を図り、仕事と介護を両立しやすい環境整備を推進していきます。

## (4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

### ①「認知症バリアフリー」の推進

#### 【現状・課題】

- 認知症の人を含め、様々な生きづらさを抱えていても、一人ひとりが尊重され、その人のあった社会参加のできるよう地域包括ケアシステムの構築を進め、認知症になっても外出や交流を継続し、できるだけ住み慣れた地域で安心して暮らし続ける「認知症バリアフリー」の取組みを推進する必要があります。
- 診断後の早期からの心理面・生活面の支援のため、市町村はコーディネーターを配置し、地域で認知症の人やその家族の生活支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ「チームオレンジ」の構築を進めることが求められています。
- 外出して居場所が分からない高齢者を早期に発見する SOS ネットワークの構築、電気ガス事業者や新聞店、宅配業者等との見守り協定の締結など、市町村による地域における見守りネットワークの構築が進められています。
- 県社会福祉協議会に設置している「岐阜県成年後見・福祉サービス利用支援センター」では、成年後見制度に関する相談対応や普及啓発等を行うとともに、高齢者等の福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理などを支援する日常生活自立支援事業※2に取り組んでいます。

#### ※2 日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な方等を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の援助を行うことにより、地域のなかで安心した生活ができるよう支援する事業です。

## 【施策】

- 医療、保健、介護、住まい、生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- 周囲の理解や支援を求めるためのヘルプカード周知や利用の促進を推進します。



- 市町村における「チームオレンジ」の構築を支援するため、構築の中心となる市町村で配置するチームオレンジ・コーディネーター等を対象とした研修を開催します。
- 行方不明になった認知症の人を含む高齢者の早期発見・保護できるよう、引き続き市町村、岐阜県警察本部、他都道府県が広域的に連携して対応します。
- 民間企業と協働した認知症高齢者捜索模擬訓練や普及啓発、認知症サポーターの養成等により、市町村の地域づくりを支援します。
- 成年後見制度に関する相談対応や普及活動を担う権利擁護推進員の配置、市町村や市町村社会福祉協議会の職員等に対するセミナーや研修会の開催など、岐阜県成年後見・福祉サービス利用支援センターの活動を支援します。
- 市民後見人についても、県民の理解を高めるとともに、市町村職員等の理解促進のための研修会を開催します。

## ②若年性認知症の人への支援

### 【現状・課題】

- 若年性認知症は、現役世代に発症するため、仕事が続けられない、家庭での役割が果たせないなど、家族へも大きく影響します。また、介護者は配偶者であることが多く、子育てと介護を同時に行うなど、いわゆるダブルケアという状態になりやすい状況です。
- 認知症の人、家族、医療機関等関係機関を対象に実施した若年性認知症実態調査（平成 30 年度）から、就労（継続）など若年性認知症の人やその家族に特有な課題を踏まえて、「若年性認知症の特性に配慮した就労支援」、「支援制度の活用促進」、「若年性認知症に配慮した地域づくり」の施策を推進する必要があることが明らかになりました。
- 県では、岐阜県精神科病院協会に委託して「若年性認知症支援センター」を設置し、コーディネーターが就労支援を含む相談支援や、関係機関の資質向上のための研修や会議の開催などによる通じたネットワークの構築を進め、市町村の地域づくりを支援しています。

### 【施策】

- 企業や職場及び県民の若年性認知症の理解を促進するため、認知症サポーター養成講座や世界アールツハイマーデー及び月間を契機とした普及啓発を実施します。
- 認知症疾患医療センター、認知症地域支援推進員、地域包括支援センター等関係機関の資質向上のための研修や会議の開催などを通じたネットワークの構築を進め、市町村の地域づくりを引き続き支援します。
- 若年性認知症の人の居場所づくりとして、若年性認知症に特化した本人ミーティングなど本人活動を実施します。

○若年性認知症の人や家族は、就労に関する課題が大きいことから、医療機関、地域包括支援センター、介護保険・障害福祉サービス事業者、ハローワーク等就労支援機関等関係機関が連携して若年性認知症の人や家族を支援するネットワークの構築を図ります。

○その他、認知症施策の推進にあたっては、認知症高齢者だけでなく若年性認知症の人にも配慮して進めます。

### ③社会参加支援

#### 【現状・課題】

○認知症になっても、その能力に応じて役割を担いつつ、生きがいを持って地域での生活ができるよう、認知症の人の社会参加を促進する必要があります。

#### 【施策】

○認知症の人が身近な地域で参加できるよう、認知症カフェ、本人ミーティング等の当事者同士の交流や地域活動の場の拡充を図ります。

○認知症の人の社会参加を支援するため、認知症サポーター等による見守り、声かけ、地域活動への誘い・同行といったチームオレンジの市町村による構築を支援するため、中心となるチームオレンジ・コーディネーターに対する研修を実施します。

○本人ミーティングの機会等を通じて認知症の人が認知症の人の相談にのるピアサポート活動の促進を図ります。

### 3 介護予防・生活支援サービスの体制強化

地域包括ケアシステムの深化・推進のため、地域ケア会議によって地域の課題を把握するとともに、住民やNPO法人等の多様な主体を活用した介護予防・生活支援サービスの提供体制を整備・強化し、日常生活支援、自立支援、介護予防・重度化防止を推進します。

#### (1) 地域ケア会議の推進

##### 【現状・課題】

○市町村や地域包括支援センターが行う地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの構築に向けて、課題を把握し対応策の検討・決定を行う重要な役割を担います。

○地域ケア会議には、「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」「政策の形成」の5つの機能があります。現状を見ると、これらの機能が、十分に発揮できているとはいえ、特に「政策の形成」機能に課題が見られます。「政策の形成」機能を活性化するために、個別のケア会議を活発に行い、地域の課題を発見していくことが必要です。

##### 【施策】

○市町村の要請に基づき地域ケア会議に、理学療法士等の専門職や経験の豊富なアドバイザーを派遣します。

○市町村職員や地域包括支援センター職員を対象に、事例検討やグループワークなどの地域ケア会議に関する研修を実施します。

#### (2) 自立した日常生活の支援

##### 【現状・課題】

○単身高齢者世帯や高齢夫婦世帯が増えていく中、高齢者に対する家事援助や買い物・通院などの外出支援などの生活支援サービスの充実が必要です。

○そのため、市町村が配置する生活支援コーディネーターが中心となって、地域に必要な支援サービスの創出、特にボランティア意識の醸成・組織化を図り、地域住民によるサービスの創出に取り組む必要があります。

##### 【施策】

○生活支援コーディネーター等の資質向上を図るため、住民自らがサービスの担い手となる意識を高め、地域に必要なサービスについて総合事業を活用しながら創出できるよう、先進事例の提供やグループワークを中心とした研修を実施するほか、希望する市町村にアドバイザーを派遣し、市町村の取組みを支援します。

○地域における日常的な支え合い活動の体制づくりを推進するため、市町村や市町村社会福祉協議会が支援する、地域住民等を主体として行われる事業について、係る経費を補助します。

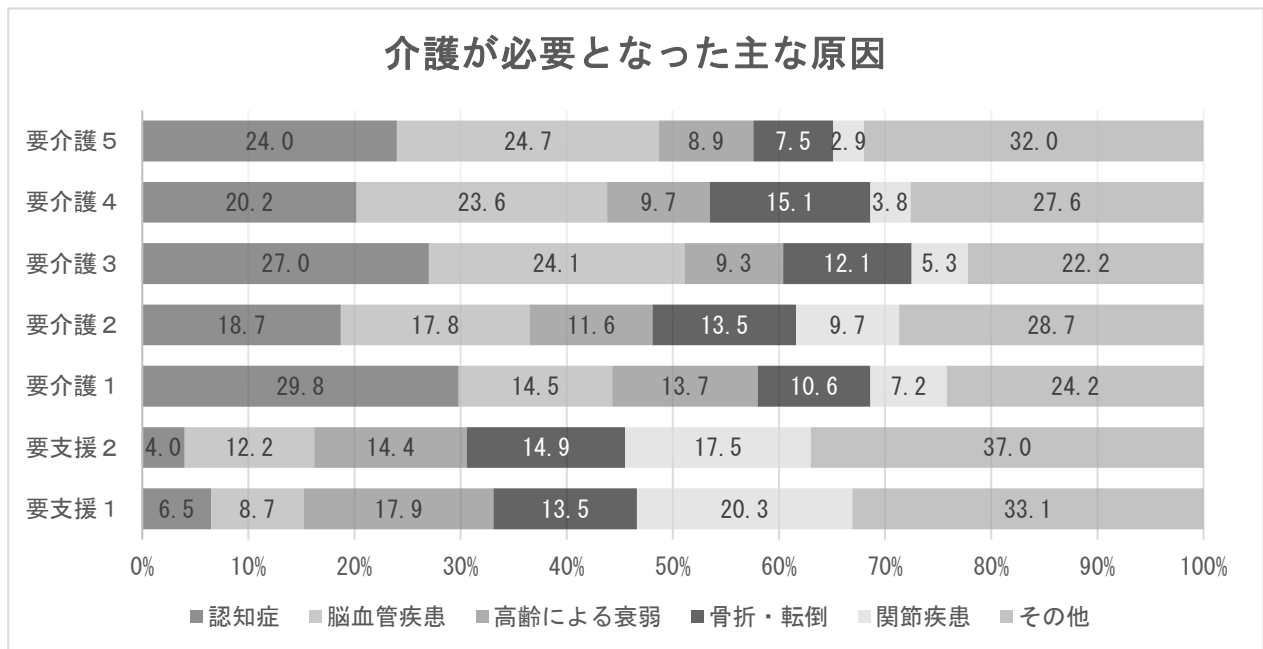
○生活支援ボランティア養成講座を開催し、近隣の中・高齢者の生活上の困りごとを手助けできるシニアボランティアを養成します。

### (3) 要介護状態等になることの予防（介護予防の推進）

#### 【現状・課題】

○地域包括ケアシステムは、必要なときに介護や医療を利用しながら、地域住民が主体となって支え合うことによって、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることを目指すものです。そのため、できる限り介護状態とならないよう、元気なときから、介護予防を進めることが重要です。

○要介護状態となる原因の1位は認知症、2位は脳血管疾患、3位は高齢による衰弱です。これらの原因のうち、脳血管疾患は、糖尿病や高血圧などの生活習慣病が原因であり、壮年期からの生活習慣病予防が必要です。



資料：2019年 国民生活基礎調査

○高齢者は、運動機能の低下や認知症、口腔機能の虚弱（オーラルフレイル）※1、低栄養、うつ状態、孤立など身体的、栄養面、精神的、社会的な多様な要因によりフレイル※2（虚弱）状態になりやすく、これらは、要介護状態となる原因となります。壮年期の生活習慣病予防に引き続き、高齢期にはフレイル予防が必要です。

#### ※1 オーラルフレイル

口腔機能の軽微な低下や食の偏りなどを含む身体の衰え（フレイル）のひとつです。健康と機能障害の中間にあり、可逆的であることが大きな特徴であるため、早期に気づき対応することが重要となります。

#### ※2 フレイル

「加齢とともに心身の活力が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱化が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」と定義されています。（出典：厚生労働科学研究費補助金（長寿科学総合研究事業）総括研究報告書 後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究）

- 高齢者の介護予防・重度化防止（疾病予防・重症化予防）を効果的に実施していくためには、保健事業の情報や事業内容、担当者といった様々な要素を連携させ、市町村が実施する国民健康保険の保健事業や後期高齢者医療制度の保健事業の取組みと、介護予防の取組みを効果的に接続させていく必要があります。

#### 【施策】

- 介護予防を推進するため、各市町村が実施する全ての高齢者を対象とした一般介護予防事業による通いの場の設置を推進します。
- ロコモティブシンドローム<sup>※3</sup>やフレイル等、高齢に伴う疾病の予防を図るため、講習会や研修会等を開催し、成人期からの予防対策を啓発します。

#### ※3 ロコモティブシンドローム

運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態のことです。

- 市町村が実施する介護予防事業等に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリ専門職や管理栄養士や歯科医師、歯科衛生士等の専門職を派遣します。
- 岐阜県後期高齢者医療広域連合及び市町村がそれぞれの役割を担い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の事業を展開する中、県は、広域連合等における実施状況をフォローするとともに、介護保険、国保、健康増進事業等の保健事業との連携が促進されるよう、市町村への指導助言、調整を行います。【再掲】

### (4) 要介護状態等の軽減・重度化防止

#### 【現状・課題】

- 要介護状態となっても、要介護度が重度化しないよう予防をすることが必要です。そのためには、リハビリテーションなどへの働きかけだけでなく、活動的で生きがいをもった生活が送れるよう、介護給付サービスと生活支援サービス、高齢者の活動の場をバランスよく整えることが必要です。
- 口腔機能の低下による食事バランスの偏りは、栄養低下を招き、介護状態悪化の要因となります。また、介護状態の悪化によって、歩行などの日常生活動作が限られ、ますます運動器の機能低下を招くなど、口腔機能と栄養、運動機能は、介護状態の変化に密接な関係があります。そこで、口腔機能の向上、栄養改善、運動器の機能向上の3つの側面からアプローチすることが必要です。
- 介護支援専門員は介護給付サービスが真に自立支援に資するものとなるよう、高齢者自身の希望と必要性に合わせてサービスをケアマネジメントすることが必要です。

#### 【施策】

- 地域包括支援センター職員等介護予防従事者に対し、口腔機能の向上、栄養改善、運動器の機能向上について、研修を実施します。研修は、これらを組み合わせた複合型で実施したり、実技を取り入れたりするなどより効果的、実践的なものとなるよう工夫して実施します。

○介護サービス事業所への実地指導や集団監査の際に、利用者の状態に応じて機能維持・重度化防止に資するサービスを行うよう、指導・助言等を行います。

○介護支援専門員への研修の機会をとらえ、利用者の状態に応じたリハビリテーション機能を有する事業所の活用など機能維持・重度化防止に資するケアプラン作成を行うよう指導します。

## 4 保険者の機能強化

地域包括ケアシステムの深化・推進のため、保険者が地域のデータを把握・分析し、目標をたてて介護予防・重度化防止に取り組む、いわゆる保険者機能を強化することが必要です。

そのために、過不足のない介護給付を提供するための適正化事業の推進や、地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターの機能強化を図るほか、そのための都道府県による市町村支援を実施していくことが必要です。

### (1) 介護給付適正化事業

#### 【現状・課題】

- 介護サービスの増加が見込まれる中、限られた資源で高齢者の自立した日常生活に必要な過不足のないサービスを提供するため、財源と人材を効果的・効率的に活用すること重要です。
- そこで、保険者において介護サービスを必要とする利用者を適切に認定し、適切なケアマネジメントにより利用者が真に必要とするサービスを見極めた上で、事業者がルールに従って適切にサービスを提供するよう促す介護給付適正化、いわゆる5事業（要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費の通知）と介護給付実績の活用の取組みを進めることが必要です。
- 令和2年度の実施状況は次のとおりであり、全ての市町村において、下記の主要5事業のうち少なくとも3事業に取り組んでいますが、残りの2事業と介護給付実績の活用についても、全ての市町村で実施することが望まれます。

	保険者数	実施率
下記のうち少なくとも3事業を実施	36保険者	
① 要介護認定の適正化	36保険者（書面調査）	100%
② ケアプラン点検	32保険者	89%
③ 住宅改修の点検	32保険者	89%
福祉用具購入・貸与調査	15保険者	42%
④ 縦覧点検・医療情報の突合	36保険者	100%
⑤ 介護給付費の通知	24保険者	67%

#### 【施策】

- 適正な介護認定に基づき、自立支援に資するサービスが過不足なく提供されることを目的として、「介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「住宅改修・福祉用具の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」の主要5事業及び介護給付実績の活用に関する研修の実施や経費の助成により市町村の取組みを支援します。
- 介護認定の適正化を図るため、介護認定を行う市町村職員や介護支援専門員等を対象にした新任者研修及び現任者研修を開催します。
- 保険者によるケアプラン点検を充実させるため、ケアプラン点検に関する研修を開催するとともに、希望する市町村に対し、ケアプラン点検の支援を行う専門チーム（構成：主任介護支援専門員）を派遣し保険者、地域包括支援センター及び事業所に助言を行います。

- 高度で専門的知識を必要とする福祉用具・住宅改修について保険者、介護支援専門員等を対象とした研修を実施します。
- 全保険者の縦覧点検・医療情報の突合を行う岐阜県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に対し、点検に係る経費の一部を助成します。
- 国保連と連携し、保険者を対象に国保連の介護給付費適正化システム<sup>※1</sup>を活用した分析・評価に係る研修を実施します。

#### ※1 介護給付費適正化システム

保険者が介護費用の適正化に活用するため、介護給付等の審査支払業務を通して保有する給付実績から必要な情報提供を行うよう都道府県国民健康保険連合会が構築したシステムです。

- 要介護認定の適正化
  - ・指定居宅介護支援事業者所等に委託している変更申請又は更新申請に係る認定調査結果を市町村職員等が訪問又は書面等の審査を実施。
- ケアプランの点検
  - ・介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容を、事業者からの資料提出又は訪問調査により、市町村職員等の第三者がその内容等の点検を実施。
- 住宅改修等の点検
  - ・居宅介護住宅改修費の申請時に請求者宅の実態確認、工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等により施工状況の点検を行う。
  - ・福祉用具の利用者に対し訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等の点検を実施。
- 縦覧点検・医療情報との突合
  - ・受給者ごとに複数月にまたがる支払状況を確認し、提供サービスの整合性、算定回数等の点検を実施。
  - ・受給者の入院情報と介護給付情報を突合し、給付日数や提供サービスの整合性の点検を実施。
- 介護給付費通知
  - ・利用者本人（家族を含む）に対し、サービスの請求状況及び費用給付状況等を通知。
- 給付実績の活用
  - ・国保連から提供される給付実績を活用し、不適正、不正な給付がないか確認を行う。

## (2) 地域包括支援センターの機能強化

### 【現状・課題】

- 市町村が設置する地域包括支援センターは、95カ所設置（令和2年4月1日現在）されています。
- 地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員やその他の職員がその専門知識や技術を活かしてチームで活動し、住民とともに地域ネットワークを構築しながら、地域包括ケアシステムの中核機関として様々な課題に対応する必要があります。
- 市町村では、地域包括支援センターの運営方針を定めるとともに、運営状況の評価を行いながら、その機能強化を図る必要があります。



### 【施策】

- 地域包括支援センターの機能強化を支援するため、新任者向けの基礎研修や、現状の課題に応じた知識や技術の習得、先進事例の提供などの課題別研修の実施により、職員の資質向上を図ります。
- 地域包括支援センターの機能強化のため、地域課題や個別事例の課題解決を図る地域ケア会議等へアドバイザーや専門職を派遣します。

### (3) 県による保険者（市町村）支援

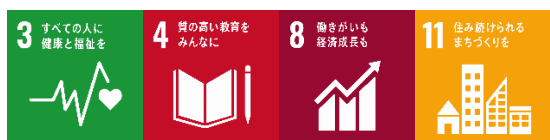
#### 【現状・課題】

- 保険者の人員体制やノウハウの蓄積状況は地域によって様々であるため、介護保険サービスとりわけ地域支援事業の実施状況に市町村差がでないよう、県によるきめ細かい支援が必要です。
- 県では、保険者の介護保険の運営状況を把握するヒアリングや、保険者機能強化等に関する意見交換会を実施するほか、課題に応じた研修を実施するなどの市町村支援を行っています。
- 今後は、これまでの支援に加えて、各種データの活用と分析による市町村の課題把握や、取組状況と支援ニーズの把握、支援を実施していく必要があります。

#### 【施策】

- 保険者の事業の進捗状況や課題の把握のため、第8期計画期間中に全ての保険者を訪問しヒアリングを行い、課題把握を行うとともに必要な助言を行います。
- 各保険者が行った保険者機能強化推進に係る評価や介護保険事業計画にかかる取組と達成状況の評価を取りまとめ、各保険者に情報提供するとともに圏域別の意見交換会を実施することで、優良事例の提供や助言を行い、保険者の課題把握や課題解決に向けた支援を行います。
- ヒアリング等で把握された課題をテーマとした研修会や、県として広域的な立場から実施すべき生活支援コーディネーターの資質向上研修等を実施します。
- 市町村が実施する総合事業や地域ケア会議などの地域支援事業へ、理学療法士等リハビリ専門職や、管理栄養士、歯科衛生士などを派遣します。

## 第4章 施策の展開



### 第2節 介護保険サービス基盤の充実

#### 1 介護人材の確保

岐阜県の平成30（2018）年度の介護職員数は32,524人であり、この5年間で5,384人増加していますが、要支援・要介護認定者数の増加によりサービス量も増加しているため、介護分野の有効求人倍率は他職を含めた全体より高い水準となっています。

##### 【岐阜県における有効求人倍率】

	全体（全産業）	介護関連の職業
有効求人倍率	1.20倍	5.40倍

資料：岐阜労働局発表資料  
（令和2年9月分）

今後も高齢化による介護サービスの需要の増加に伴い、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年には、全国で約55万人、岐阜県では約6,300人の介護人材不足が見込まれていることから、継続的な取組みが必要です。

県では、介護職員の増加と定着を図るとともに、質の高い人材の育成を目指して、「新規就業促進・潜在介護人材の呼び戻し」「介護職員の離職防止・定着促進」「介護人材の人材育成・キャリアアップ」を柱に、介護人材確保対策を実施します。

○8割以上の事業所が介護職員等が不足していると感じています。

##### 【介護職員の充足状況に対する事業所の意識】

区分	①大いに不足	②不足	③やや不足	④適当	⑤過剰	不足感 ①+②+③
全職種	8.6%	21.9%	39.0%	30.5%	—	69.5%
訪問介護員	19.4%	38.9%	27.8%	13.9%	—	86.1%
介護職員	12.0%	32.0%	38.0%	15.0%	3.0%	82.0%

資料：令和元年度介護労働実態調査（（公財）介護労働安定センター）

○訪問介護員の6割以上が、介護職員の4割近くが非正規職員です。

##### 【介護職員の常勤・非常勤率】

区分	常勤	非常勤
訪問介護員	35.1%	64.9%
介護職員	63.7%	36.3%

資料：平成30年度介護サービス・事業所調査（厚生労働省）

○介護職員及び訪問介護員の離職者のうち約4割が就職3年未満で離職しています。

【介護職員の離職率】

区分	離職率	離職者のうち	
		1年未満	1年以上 3年未満
岐阜県	14.6%	21.2%	17.1%
全国	15.4%	38.2%	25.8%

資料：令和元年度介護労働実態調査（（公財）介護労働安定センター）

○岐阜県における介護職員の賃金は、全労働者賃金と比べて低い現状にあり、全国的にも同様の傾向が見られます。

【介護職員の月収】

区分	介護職員	全労働者
岐阜県	222,094円	282,800円
静岡県	218,537円	287,100円
愛知県	229,286円	318,500円
三重県	217,807円	296,300円
全国	212,455円	307,700円

資料：令和元年度介護労働実態調査（（公財）介護労働安定センター）

令和元年度賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

○介護職員の主な離職理由は、「職場の人間関係に問題があった（27）」、「結婚・妊娠・出産・育児のため（24.3）」、「収入が少ない（12.2）」となっています。

【介護関係の仕事をやめた理由上位5位（複数回答）】

回 答	岐阜県	全国
職場の人間関係に問題があったため	27.0%	23.2%
結婚・妊娠・出産・育児のため	24.3%	20.4%
収入が少なかったため	12.2%	15.5%
自分の将来の見込みが立たなかったため	10.8%	16.4%
自分に向かない仕事だったため	10.8%	6.7%

資料：令和元年度介護労働実態調査（（公財）介護労働安定センター）

○働く上での主な悩み、不安、不満は「人手が足りない（58.5）」、「賃金が低い（45.5）」となっています。

【働く上での悩み、不安、不満等上位5位（複数回答）】

回 答	岐阜県	全国
人手が足りない	58.5%	55.7%
仕事内容のわりに賃金が低い	44.5%	39.8%
身体的負担が大きい（腰痛や体力に不安がある）	32.1%	29.5%
有給休暇が取りにくい	28.8%	27.6%
業務に対する社会的評価が低い	26.4%	25.3%

資料：令和元年度介護労働実態調査（（公財）介護労働安定センター）

県では、介護人材の育成・職場環境の改善に積極的に取り組む事業者を認定する「岐阜県介護人材育成事業者認定制度」を平成28年度から実施しています。

岐阜県介護人材育成事業者認定制度は、介護人材の育成及び職場環境の改善に積極的に取り組んでいる介護サービス事業者を、県が介護人材育成事業者として認定し、公表することを通じて支援するとともに、介護人材の確保を促進する制度です。

本制度を通じて、「新規就業促進・潜在介護人材の呼び戻し」「介護職員の離職防止・定着促進」「介護人材の人材育成・キャリアアップ」を図ってまいります。

**【岐阜県介護人材育成事業者認定制度の概要】**



<p>効果</p>	<p><b>【認定制度を通じて目指す効果】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. やりがいを持ち、働きやすい介護の職場環境の整備</li> <li>2. 介護職員の処遇改善による定着促進</li> <li>3. 介護の職場のイメージアップと魅力アップ</li> <li>4. 介護の職場の魅力アップによる介護人材の確保促進</li> </ol>																														
<p>認定取得の流れ</p>	<p>○介護サービス事業者が認定取得するためには、まず「取組宣言」を行い、認定申請の評価項目の達成に向けた取組を実施し、各グレードに応じた取組の達成ができたなら認定申請を行います。</p> <p>○県では認定取得に向けた取組を支援します。</p> <p>○認定申請について県が審査を行い、認定します。</p> <p>○「介護人材確保・職場環境改善に関する育成事業者認定制度」を平成28年度から実施しています。評価項目の達成状況に応じて、3つのグレードで認定を行います。</p> <p><b>【3つの認定グレード】</b></p> <p>グレード1：最も質の高い取組を実施（最上位）</p> <p>グレード2：充実した取組を実施（上位）</p> <p>グレード3：基本的な取組を実施（基本）</p>																														
<p>評価の観点</p>	<p>○介護人材確保・職場環境改善に向けた3つの観点からなる評価項目により達成状況を確認します。</p> <p><b>【評価の観点】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 信頼される運営（地域・職員から信頼される運営）</li> <li>2. 積極的な人材育成（職員の適正な育成・評価と処遇）</li> <li>3. 職員の定着促進（職員の離職防止と定着の推進）</li> </ol>																														
<p>認定の状況</p>	<p><b>【延べ認定事業者数】</b></p> <table border="1" data-bbox="304 1765 1326 2051"> <thead> <tr> <th></th> <th>合計</th> <th>グレード1</th> <th>グレード2</th> <th>グレード3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28年度</td> <td>62事業者</td> <td>0事業者</td> <td>15事業者</td> <td>47事業者</td> </tr> <tr> <td>H29年度</td> <td>62事業者</td> <td>6事業者</td> <td>35事業者</td> <td>21事業者</td> </tr> <tr> <td>H30年度</td> <td>30事業者</td> <td>1事業者</td> <td>15事業者</td> <td>14事業者</td> </tr> <tr> <td>R元年度</td> <td>20事業者</td> <td>5事業者</td> <td>5事業者</td> <td>10事業者</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>15事業者</td> <td>5事業者</td> <td>5事業者</td> <td>5事業者</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">資料：県高齢福祉課</p>		合計	グレード1	グレード2	グレード3	H28年度	62事業者	0事業者	15事業者	47事業者	H29年度	62事業者	6事業者	35事業者	21事業者	H30年度	30事業者	1事業者	15事業者	14事業者	R元年度	20事業者	5事業者	5事業者	10事業者	R2年度	15事業者	5事業者	5事業者	5事業者
	合計	グレード1	グレード2	グレード3																											
H28年度	62事業者	0事業者	15事業者	47事業者																											
H29年度	62事業者	6事業者	35事業者	21事業者																											
H30年度	30事業者	1事業者	15事業者	14事業者																											
R元年度	20事業者	5事業者	5事業者	10事業者																											
R2年度	15事業者	5事業者	5事業者	5事業者																											

## (1) 新規就業促進・潜在介護人材の呼び戻し

### 【現状・課題】

- 介護の仕事については「体力的・精神的にきつい・給料が安い」といったマイナスイメージがあります。
- 県内の介護福祉士養成施設では近年定員割れが発生しているところであり、保護者や教員等から子どもや生徒に対し、「介護」を就職先として勧めない場合もあるとの指摘も踏まえ、若い世代において介護職が魅力ある職場として選ばれるよう、イメージアップを図る必要があります。
- 小・中学校では、総合的な学習の時間において、高齢者福祉・地域の福祉などをテーマとした学習、高齢者等との交流活動を実施し、児童生徒が高齢者とふれ合い、交流する機会などを設けています。また、高等学校では、生徒会や学校家庭クラブ等との連携を図り、高齢者福祉施設等への訪問や交流などの体験を行っています。

【小・中学校における福祉学習等の状況】			
小・中学校における令和2年度の実施計画の状況		実施学年の内訳 (%)	
総合的な学習の時間において、福祉を扱っている「小学校」 公立小学校 356校*	323校 90.7%	小学校3年生	10.9
		小学校4年生	26.4
		小学校5年生	32.8
		小学校6年生	29.9
総合的な学習の時間において、福祉を扱っている「中学校」 公立中学校 173校*	98校 56.6%	中学校1年生	35.5
		中学校2年生	27.6
		中学校3年生	36.9

※公立小・中学校数＝令和2年度学校教育計画に関連した記載がある校数

- 教員においては、在学中に福祉・介護施設等での職場体験等を経験しているものの、採用後は、実際の場で活動する機会が少ないのが現状であり、教育現場での福祉・介護の仕事への理解を深めていく必要があります。
- 介護現場での全体的な人材不足が見受けられるため、若い世代を対象にした継続的な人材確保策と併せて、介護人材の裾野を拓げるため、元気な高齢者や外国人等を対象に参入促進を図る必要があります。
- 平成29年度の外国人介護人材に関する法改正により外国人技能実習制度において対象職種へ「介護」が追加されるとともに在留資格に「介護」が加わったほか、平成31年4月からは新たな在留資格制度（特定技能1号）が始まるなど、今後、介護現場で働く外国人数が増加することが見込まれます。
- 介護福祉士登録者数のうち、介護の仕事に従事している方は約5割であり、約半数の方は介護の仕事に従事していないという実態があります。介護福祉士登録者は即戦力となり、かつチームケアの中核を担うことが期待される人材であるため、再度の参入を促すことが重要です。

### 【介護福祉士の従事状況】

介護福祉士登録者数[R2.9 末時点]	内、介護従事者数[H30.10 末時点]	割合
27,654	12,628	51.2%

資料：介護サービス施設・事業所調査（厚生労働省）、介護福祉士登録者数（社会福祉振興・試験センター）

### 【施策】

- 人材育成や職場環境改善に積極的に取り組む介護事業者を県が認定し、認定事業者とその取組みを岐阜県介護情報ポータルサイト「ぎふ kaiGo!」等を通じて積極的にPRすることにより、介護の職場の魅力アップを図ります。
- 学生、介護に関心のある若者、主婦層、家族介護者、中高年齢者、高齢者等に対して、介護への親しみを持つとともに、イメージアップを図ることで介護職が職業としての選択肢となり得るよう、施設体験や介護サービス事業所との交流や職場体験等を通して、新規就業を促進します。
- 介護分野も含む福祉人材の確保・定着を図るため、福祉施設職員、福祉系の大学に通う学生、福祉教育に携わる教員等を構成員とした「福祉のイメージアップ委員会」を設置し、イメージアップを主とした提案・企画を行うとともに、福祉現場の課題の洗い出しとその対応策を実施します。
- 教員に対しては、福祉・介護施設等での地域貢献活動や職場体験等の機会を設ける等、福祉・介護等への理解を図ります。
- 介護福祉士養成校に就学する学生に対する修学資金の貸付を実施し、新たな介護人材の確保対策を推進するとともに、同修学資金の返還免除要件（県内介護事業所で5年間以上従事することにより返還免除）により、県内での介護人材の定着を促進します。
- 離職した介護職員が再就職する際に必要となる費用について、再就職準備金の貸付を行うことにより、潜在介護人材の呼び戻しを促進します（県内介護事業所に2年間以上従事することにより返還免除）。
- 離職した介護の資格を持つ職員を対象とした届出制度への登録者を対象に研修費用の助成や就職等に関する情報提供などを行い、潜在介護人材となる届出者の増加を促進します。
- 介護事業所に対し、外国人介護人材の受入れに関する基礎知識や受入れ後の具体的な支援方法等の取得を支援するなど、職場環境の整備等を推進します。
- 外国人介護人材確保に向けて、県内介護事業所への就労（特定技能1号）及び介護福祉士養成施設への留学を希望する人材とのマッチング支援を実施します
- 「岐阜県外国人介護人材対策協議会」を設置し、県内外国人介護人材の就労状況などの調査、他県の先進事例や送り出し国の情報収集などを行うとともに、外国人介護人材の受入れに係る効果的な施策を企画・立案します。

- 中高年齢者を対象に、介護助手（ケアパートナー）等として介護に参入してもらうために、就業希望者と事業所とのマッチングを支援します。
- 介護に関心を持つ介護未経験者や復職を希望する者に対して、介護の業務に携わる上での不安を払拭するための入門的研修を実施します。
- 平成29年4月から開始した離職した介護福祉士等に向けた「介護有資格者の登録制度」の普及を図り、介護分野への再就職に対する就労支援を積極的に行います。
- 岐阜県福祉人材総合支援センター（岐阜県社会福祉協議会）にキャリア支援専門員を配置し、求職者への相談対応、事業者支援等を行うとともに、就職フェアを開催し、より多くの参加者に福祉・介護の仕事を理解促進・人材確保を図ります。

## (2) 介護職員の離職防止・定着促進

### 【現状・課題】

- 介護分野の離職者の多くが入職後3年以内の者であり、介護人材の確保のために、新人介護職員の定着対策を図ることが重要となります。
- 小規模事業者が多く、同世代の仲間づくりが難しいことから、職場で孤立し相談相手がいないことが、早期離職の原因の一つと考えられます。
- 中堅クラスの職員においても現場の負担が大きいことから、定着・育成が大きな課題となってきました。介護の現場では、専門的な知識・スキルの習得には熱心な一方で、組織の構成員としての教育が不十分なことがあります。
- 介護分野での主たる離職理由は、「職場の人間関係等」、「結婚・妊娠・出産・育児のため」が上位に挙げられることから、こうした離職理由に応じた雇用管理の改善や介護職員へのサポートを進める必要があります。

### 【介護関係の仕事をやめた理由上位5位（複数回答）】【再掲】

回 答	岐阜県	全国
職場の人間関係に問題があったため	27.0%	23.2%
結婚・妊娠・出産・育児のため	24.3%	20.4%
収入が少なかったため	12.2%	15.5%
自分の将来の見込みが立たなかったため	10.8%	16.4%
自分に向かない仕事だったため	10.8%	6.7%

出典：（公財）介護労働安定センター 令和元年度介護労働実態調査

### 【施策】

- 新人介護職員を対象とした研修会や交流会等の開催や新人介護職員が気軽に相談できる窓口を設置するとともに、新人介護職員を指導する職員に対する育成研修等、新人介護職員の定着促進を図ります。

- 福祉施設で働く若手職員を対象に、合同研修・交流会を開催し、所属する事業所や職種を超えたネットワークづくりを行うことや、個別事業所では実施が難しい研修の受講により、福祉に携わる職員としてのモチベーションを高め、福祉人材の定着及び離職防止を図ります。
- 介護分野も含む福祉人材の確保・定着を図るため、福祉施設職員、福祉系の大学に通う学生、福祉教育に携わる教員等を構成員とした「福祉のイメージアップ委員会」において、イメージアップを主とした提案・企画を行うとともに、福祉現場の課題の洗い出しとその対応策を検討します。【再掲】
- 人材育成や職場環境改善に積極的に取り組む介護事業者を県が認定することを通じて、県内介護事業所の職番環境改善を推進し、介護職員の離職防止と定着促進を図ります。
- 介護職員の職場における人間関係や業務内容等に関する悩みや不満等の相談を受ける専門ダイヤルを設置し、介護職員の精神的負担を軽減します。
- 介護職員が産休・育休から円滑に復職できるよう、介護職員復帰後も育休等代替職員を継続雇用するための支援をします。



## 2 介護業務の効率化と質の向上

### (1) 業務の効率化と質の向上

#### 【現状・課題】

- 介護職員の確保・定着が喫緊の課題となっている中、介護ロボット・ICTなどの新しい技術を活用し、サービスの質の確保しながら介護現場の業務負担軽減や効率化を図っていく取組みは、必要不可欠なものになっています。
- 介護ロボットについては平成27年度から導入支援を行っており、徐々に導入は進んでいますが、主要な入所施設の定員と比較しても一部での導入に留まっており、団塊の世代が介護ニーズの高い後期高齢者となる2025年を目前に控え、より一層導入を加速させる必要があります。
- 介護事業所によって、介護の記録の作成・保管や、サービス提供実績に応じた各種加算を含めた介護報酬の請求に係る事務は煩雑で負担が大きく、介護記録の作成から組織的情報共有、介護報酬の請求までを一気通貫で行うことのできるソフトの導入には大きな意義があります。
- 介護業務は身体介助だけでなく、掃除、シーツ交換、配膳など、業務内容は多岐にわたるため、業務の機能分化を進めることにより、業務負担の軽減や質の向上につなげる必要があります。

#### 【施策】

- 地域医療介護総合確保基金を活用し、介護職員の身体的・精神的負担軽減等を目的として、介護事業所への介護ロボットの導入や見守り機器導入に伴う通信環境整備への支援をします。
- 同基金を活用し、介護職員の業務負担の軽減や業務の効率化を目的として、介護事業所において、記録業務、情報共有業務、請求業務までを一気通貫にする介護ソフト等のICT機器の導入を支援します。
- 中高年齢者等を対象に、介護助手(ケアパートナー)等として介護分野に参入してもらうために、就業希望者と事業所とのマッチングを支援することにより、介護現場における機能分化を推進します。

### (2) 人材育成・キャリアアップ

#### 【現状・課題】

- 団塊の世代が介護ニーズの高まる後期高齢者となる2025年を控え、これからますます増大が見込まれる介護ニーズに対応するためには、介護職員の質的確保・向上の推進が必要です。
- 介護現場での全体的な人材不足が見受けられる中、限られた人材で介護ニーズに対応していくためには、個々の能力・意欲に対応した教育が求められます。
- 職場外の研修会への参加については、受講意欲があっても、「日々の業務が忙しい」「代替職員がない」ため、参加できないという背景があります。

### 【仕事上の能力・スキルの向上意欲】

問：今後、仕事上の能力・スキルを今以上に高めていきたいか。

	はい	いいえ	わからない	無回答
全体	72.8%	4.9%	20.7%	1.5%
正規職員	74.8%	4.2%	19.5%	1.5%
非正規職員	68.4%	6.5%	23.3%	1.8%

資料：令和元年度介護労働実態調査（（公財）介護労働安定センター）

○小規模事業者において、単独の事業者では職場内研修等の実施が困難であることを想定し、適切な支援を行っていく必要があります。

### 【施策】

- 介護職員に対する階層別研修や課題別研修等を開催し、スキルアップ及びキャリアアップを図ります。
- 介護事業者や介護関係団体、介護福祉士養成校等が実施する、介護職員のキャリアパスを踏まえた知識や技術に関する研修開催費用や、資格取得等に要する受講料等を支援します。
- 人手不足などにより外部への研修派遣が困難な事業所に対し、スキルアップ等のための研修講師を派遣します。

## (3) 文書負担の軽減

### 【現状・課題】

- 介護人材確保が困難な状況において、現場における業務のさらなる効率化が求められており、その一環として、介護職員等が利用者のケアにかかる業務量を確保するために、介護記録等の文書負担の軽減が必要とされています。
- 平成30年度には指定申請及び変更届出の添付書類の削減を実施し、また、実地指導において事業所に求める文書については、令和元年に厚生労働省より発出された「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について」に基づき、令和2年度より標準的な確認文書を定め、特段の理由がない限り他の文書を求めないものとし、事業所の負担軽減を図っています。

### 【施策】

- 第8期の介護保険制度改正・報酬改定において新たな基準や介護報酬加算が設けられた場合においても、各種記録の整備や各種加算に関する検証資料について簡素化を図ります。
- 介護職員の業務負担の軽減や業務の効率化を目的として、介護事業所において、記録業務、情報共有業務、請求業務までを一気通貫にする介護ソフト等のICT機器の導入を支援します。

### 3 介護サービスの充実

介護保険制度が平成 12 年にスタートして以来、介護サービス基盤の整備は着実に進み、サービス利用者数はこの 10 年間で約 3 倍に増加するなど、同制度は介護が必要な高齢者の生活の支えとして、定着・発展してきました。2025 年にはいわゆる団塊の世代の全てが 75 歳以上となるなど、今後高齢化が一層進展することが見込まれる中で、高齢者の方が要介護状態等になっても、可能な限り住み慣れた地域において、尊厳ある自立した生活を続けることができるよう、高齢者に対する自立支援や要介護状態等の軽減・悪化の防止等の制度の理念を踏まえながら、必要な介護サービスの充実と質の向上を図ることが必要です。

県では、今後必要な介護サービス基盤の整備に向け、住民にとって最も身近な市町村が主体となり在宅と施設のサービスの量の均衡を考慮して進める、日常生活圏域に必要な介護サービス基盤全体の整備を支援するとともに、市町村が主体となって整備する施設等以外の広域的な施設等の整備を推進します。

#### (1) 居宅サービス

##### 【現状・課題】

- 介護保険制度では、介護サービスの給付は、高齢者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、有する能力に応じた日常生活を営むことができるように配慮されなければならないとされています。その実現のため、必要な居宅サービスの整備・普及を推進するとともに、医療ニーズを併せ持つ高齢者に対応する在宅サービスの充実と質の向上、家族介護者支援の充実を図ることが必要です。
- 今後のニーズに応じ、高齢者の自立支援や重症化予防の推進に向けたリハビリテーション機能の強化、在宅要介護者の生活リズムに合わせた短時間巡回型の訪問介護サービスの普及促進などを充実させることが必要です。
- 介護サービスを支える介護人材は不足しており、県における介護人材の需要を見ますと、推計として 2020 年度末には 3.6 万人、2025 年度において 4.0 万人が必要とされる所、現状の供給見込みでは 6,300 人の不足が見込まれています。(H30, 5, 21 厚生労働省公表「第 7 期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」)
- 居宅サービスの供給量が拡大する中で、市町村において供給過多と判断する場合もあり、保険者機能の強化の観点から、県が行う居宅サービスの指定について、市町村の関与の仕組みが強化されたところです。

##### 【施策】

- 必要な介護サービス提供が適正に行われるよう、事業者に対して適切な指導等を行います。
- 在宅の要介護者が最適なサービスを選択できるよう、介護支援専門員に対する研修を適切に行うとともに、介護サービス情報の公表制度の着実な運営を行います。
- 介護人材確保対策を推進し、円滑なサービス提供に向けた体制整備を図ります。
- 利用者の生活リズムに合わせた短時間巡回型の訪問介護サービスの利用、普及促進を行います。

○県による居宅サービスの指定において、市町村から協議や意見の申し出がある場合には、その内容を勘案した適切な対応を行います。

## 【各サービスの現状・課題等】

### ①訪問介護

- ・訪問介護員等が要介護者の居宅を訪問して、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活が営めるように、入浴・排泄、食事の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話をを行います。

【訪問介護利用件数の推移】					(単位：件)
	H27	H28	H29	H30	R1
訪問介護	13,830	14,019	14,396	14,699	15,195

資料：介護保険事業状況報告（年報により月平均を算出（R1のみ暫定数）  
※要介護者分のみ（要支援者分除く）

- ・1回の訪問時間を20分未満とした「短時間巡回型の訪問介護サービス」は、利用者の生活リズムに合わせたサービスを提供することで、在宅生活の限界点をあげることができるサービスです。短時間巡回型の訪問介護サービスを提供する介護事業所の資質向上、ケアプランを作成する介護支援専門員との連絡会議等を通じて、本サービスの普及促進を図ります。

### ②訪問入浴介護

- ・要介護者の居宅を入浴車等で訪問し、できるだけ居宅において能力に応じ自立した日常生活が営めるよう、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔な保持、心身機能の維持等を図ります。

【訪問入浴介護利用件数の推移】					(単位：件)
	H27	H28	H29	H30	R1
訪問入浴介護	1,082	1,065	1,029	1,006	1,040

資料：介護保険事業状況報告（年報により月平均を算出（R1のみ暫定数）  
※要介護者分のみ（要支援者分除く）

- ・介護支援専門員と訪問入浴介護事業所との連携を促進し、要介護者が適正にサービスを利用・選択できるよう支援します。

### ③訪問看護

- ・訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要介護者の居宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行い、要介護者ができるだけ居宅において能力に応じ自立した日常生活が営めるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持または向上を目指すものです。

【訪問看護利用件数の推移】					(単位：件)
	H27	H28	H29	H30	R1
訪問看護	6,113	6,486	7,029	7,506	8,206

資料：介護保険事業状況報告（年報により月平均を算出（R1のみ暫定数）  
※要介護者分のみ（要支援者分除く）

- ・訪問看護では、主治医と介護支援専門員との連携が重要であり、訪問看護を適切にケアプランに組み込んで高齢者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことで、居宅での自立生活の維持を図ることが重要です。岐阜県医師会、岐阜県看護協会及び岐阜県訪問看護ステーション連絡協議会など関係団体との連携を図り、訪問看護全体の充実と質の向上に努めます。

#### ④訪問リハビリテーション

- ・病院・診療所または介護老人保健施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、要介護者の自宅を訪問し、できるだけ居宅において能力に応じ自立した日常生活が営めるよう、生活機能の維持または向上を目指した理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持回復を図るものです。

【訪問リハビリテーション利用件数の推移】						(単位：件)
	H27	H28	H29	H30	R1	
訪問リハビリテーション	1,014	1,024	1,103	1,142	1,225	

資料：介護保険事業状況報告（年報により月平均を算出（R1のみ暫定数）  
※要介護者分のみ（要支援者分除く）

- ・高齢者の自立支援や重症化予防の推進の観点を含め、リハビリテーションの実施については、病院や主治医、介護支援専門員、介護職員等との連携を促進し、サービスが適切にケアプランに組み込まれ、利用者自身の生活機能の維持向上に有効にサービスが提供されることを推進します。

#### ⑤居宅療養管理指導

- ・できるだけ居宅において能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、医師・歯科医師・薬剤師等が通院困難な利用者の心身の状況と環境等を把握し、療養上の管理指導を行うことで、療養生活の質の向上を図るものです。

【居宅療養管理指導利用件数の推移】						(単位：件)
	H27	H28	H29	H30	R1	
居宅療養管理指導	11,022	12,631	14,274	15,921	17,784	

資料：介護保険事業状況報告（年報により月平均を算出（R1のみ暫定数）  
※要介護者分のみ（要支援者分除く）

- ・医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携し、介護支援専門員と居宅療養管理指導の実施者が連携した適切なサービスが提供されることを推進します。

#### ⑥通所介護

- ・在宅の要介護者に対して、老人デイサービスセンター等において、生活機能の維持または向上を目指し、入浴・排泄・食事等の介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の世話と機能訓練を提供することで、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

【通所介護利用件数の推移】						(単位：件)
	H27	H28	H29	H30	R1	
通所介護	27,264	23,066	23,425	24,073	25,105	

資料：介護保険事業状況報告（年報により月平均を算出（R1のみ暫定数）  
※要介護者分のみ（要支援者分除く）  
※H28.4～ 利用定員18人以下の小規模は、地域密着型通所介護へ移行

- ・利用者個々の心身の状況及び生活環境等を踏まえた機能訓練等の目標と、目標達成のためのケアプランが確実に作成され、サービスが適正に提供されることを推進します。

### ⑦通所リハビリテーション

- ・在宅の要介護者に対して、介護老人保健施設や病院・診療所において、生活機能の維持または向上を目指した理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを提供することで、利用者の心身の機能の維持回復を図るものです。

【通所リハビリテーション利用件数の推移】						(単位：件)
	H27	H28	H29	H30	R1	
通所リハビリテーション	6,351	6,306	6,326	6,418	6,850	

資料：介護保険事業状況報告（年報により月平均を算出（R1のみ暫定数）  
※要介護者分のみ（要支援者分除く）

- ・高齢者の自立支援や重症化予防の推進の観点を含め、病院や主治医、介護支援専門員などの連携により利用者の心身の状況、生活環境等を踏まえた個別の機能訓練実施計画が作成され、利用者自身の生活機能の維持向上に有効なサービスが提供されることを推進します。

### ⑧短期入所生活介護

- ・できるだけ居宅において能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、在宅の要介護者が特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴・排泄・食事の介護その他日常生活上の世話と機能訓練を提供することで、利用者の心身の機能の維持と家族の身体的・精神的負担軽減を図るものです。

【短期入所生活介護利用件数の推移】						(単位：件)
	H27	H28	H29	H30	R1	
短期入所生活介護	7,929	7,923	7,905	7,891	8,092	

資料：介護保険事業状況報告（年報により月平均を算出（R1のみ暫定数）  
※要介護者分のみ（要支援者分除く）

- ・介護老人福祉施設や短期入所生活介護事業所等において、一定割合の空床を確保し、また満床時においては、空床のある連携先事業所を紹介する等、緊急に短期入所の利用が必要となった場合に優先的利用が可能な体制整備を推進します。

### ⑨短期入所療養介護

- ・できるだけ居宅において能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、在宅の要介護者が介護老人保健施設等に短期間入所し、看護や医学的管理下での介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話の提供を受けることで、療養生活の質の向上と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

【短期入所療養介護利用件数の推移】						(単位：件)
	H27	H28	H29	H30	R1	
短期入所療養介護	1,073	1,023	1,001	1,051	1,156	

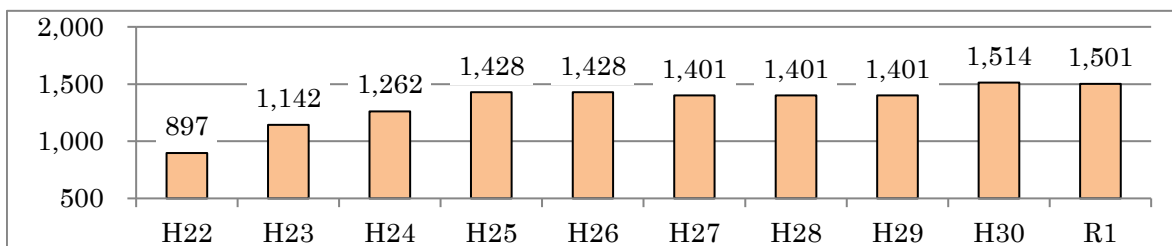
資料：介護保険事業状況報告（年報により月平均を算出（R1のみ暫定数）  
※要介護者分のみ（要支援者分除く）

- ・介護老人保健施設等において、一定割合の空床を確保し、また満床時においては、空床のある連携先事業所を紹介する等、緊急に短期入所の利用が必要となった場合に優先的利用が可能な体制整備を推進します。

## ⑩特定施設入居者生活介護

【特定施設入居者生活介護の定員数の推移】

(単位：人)



資料：高齢福祉課調べ（各年度4月1日時点）

- ・特定施設には、有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームがあります。特定施設は基準を満たすことで、特定施設入居者生活介護のサービスを提供する施設として指定を受けることができ、入居する要介護者に対し、施設で能力に応じた自立した生活ができるよう、特定施設サービス計画に基づいた入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話を提供します。
- ・特定施設は、要介護者と配偶者等のみを対象とする介護専用型特定施設、それ以外は混合型特定施設に区分され、介護専用型のうち定員29人以下は地域密着型に区分されます。

【特定施設入居者生活介護利用件数の推移】

(単位：件)

	H27	H28	H29	H30	R1
特定施設入所者生活介護	1,150	1,179	1,224	1,263	1,369

資料：介護保険事業状況報告（年報により月平均を算出（R1のみ暫定数）

※要介護者分のみ（要支援者分除く）

- ・今後、特定施設入居者生活介護の対象者の増加や、サービス提供形態の多様化が見込まれることから、利用者の生活に対する意向を十分に把握した上で、個々の心身の状況に応じた特定施設サービス計画の作成や、計画に基づく適正なサービスが提供されるよう、計画的整備を図ります。

## ⑪福祉用具貸与

- ・できるだけ居宅において能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、要介護者の心身の状況や希望・環境を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行い貸与することで、日常生活上の便宜を図り機能訓練に資するとともに、介護者の負担軽減を図るものです。

【福祉用具貸与利用件数の推移】

(単位：件)

	H27	H28	H29	H30	R1
福祉用具貸与	25,997	27,024	28,174	29,320	31,056

資料：介護保険事業状況報告（年報により月平均を算出（R1のみ暫定数）

※要介護者分のみ（要支援者分除く）

- ・福祉用具の導入及び継続の判断においては、介護支援専門員と福祉用具専門相談員が連携の上、主治医や理学療法士等の専門的助言も取り入れながら、定期的にその必要性・適合性の検証が実施されるように推進します。また、利用者が適切な福祉用具を選択できるよう、福祉用具専門相談員による十分な説明や貸与事業者の適切な制度運用を推進します。

## ⑫特定福祉用具購入

- ・できるだけ居宅において能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、要介護者の心身の状況や希望・環境を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行い貸与することで、日常生活上の便宜を図り機能訓練に資するとともに、介護者の負担軽減を図るものです。

※福祉用具のうち、①腰掛便座、②自動排泄処理装置の交換部品、③入浴補助用具、④簡易浴槽、⑤移動用リフトのつり具の部分が特定福祉用具として販売対象になります。

【特定福祉用具購入利用件数の推移】					(単位：件)
	H27	H28	H29	H30	R1
福祉用具購入費	461	422	433	423	406

資料：介護保険事業状況報告（年報により月平均を算出（R1のみ暫定数）  
※要介護者分のみ（要支援者分除く）

- ・福祉用具貸与と同様に、介護支援専門員と福祉用具専門相談員が連携の上、福祉用具利用の必要性・適合性の検証を行うとともに、利用者が適切な福祉用具を選択してサービスが利用されるよう推進します。

## (2) 地域密着型サービス

### 【現状・課題】

- 今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、可能な限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、平成18年4月の介護保険制度改正により創設されたサービス体系であり、市町村が事業者の指定や監督を行います。
- 基本的には事業者が所在する市町村に居住する者が利用対象者となります。施設などの規模が小さいため、利用者のニーズにきめ細かく応えることができます。
- 今後、要介護度の高い人にも対応可能なサービス提供体制に向けた定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護等の充実など、ニーズに応じたサービスの充実が必要です。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護を推進していく観点から、市町村区域内に同サービスがある場合等、市町村は県が行う訪問介護・通所介護の指定について、県に協議を求めることができることとなっています（市町村協議制）。
- なお、地域密着型サービス事業者等の指定及び指導監督等を実施する市町村（中核市を除く）においては、地域密着型通所介護の創設や県からの居宅介護支援に関する指定権限の移譲などに伴い、その指導監督業務の重要性が増すとともに、適切な指導監督体制の整備が重要となっています。



## 【施策】

- 市町村において地域密着型サービス等の適切な指導監督業務が実施されるよう、支援を行います。  
また、地域密着型サービスの整備等にかかる経費を助成します。
- 市町村協議制により協議があった場合には、その内容を踏まえた適切な対応を行います。
- 介護人材不足は地域密着型サービスにおいても同様であり、適切なサービス提供体制の確保に向け介護人材確保対策を推進します。

## 【各サービスの現状・課題等】

### ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・単身・重度等の要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うものです。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用件数の推移】						(単位：件)
	H27	H28	H29	H30	R1	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	76	83	109	117	151	

資料：介護保険事業状況報告（年報により月平均を算出（R1のみ暫定数）  
※要介護者分のみ（要支援者分除く）

### ②夜間対応型訪問介護

- ・要介護者に対し、できるだけ居宅において能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、夜間の定期的な巡回または随時の通報により、介護福祉士等の訪問介護員が居宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の世話、緊急時の対応などを行い、夜間に置いて安心した生活を送ることができるように援助するものです。

【夜間対応型訪問介護利用件数の推移】						(単位：件)
	H27	H28	H29	H30	R1	
夜間対応型訪問介護	33	28	27	25	25	

資料：介護保険事業状況報告（年報により月平均を算出（R1のみ暫定数）  
※要介護者分のみ（要支援者分除く）

### ③地域密着型通所介護

- ・在宅の要介護者に対して、利用定員 18 人以下の小規模の老人デイサービスセンター等において、生活機能の維持または向上を目指し、入浴・排泄・食事等の介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の世話と機能訓練を提供することで、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。
- ・平成 28 年 4 月から、通所介護のうち小規模な事業所が、「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに新設されたものです。

【地域密着型通所介護利用件数の推移】					(単位：件)
	H27	H28	H29	H30	R1
地域密着型通所介護	-	5,086	5,516	5,589	6,009

資料：介護保険事業状況報告（年報により月平均を算出（R1のみ暫定数）  
※要介護者分のみ（要支援者分除く）

#### ④認知症対応型通所介護

- ・認知症（急性を除く）の利用者に対して、特別養護老人ホーム等や老人デイサービスセンターにおいて、入浴・排泄・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を提供する事で、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

【認知症対応型通所介護利用件数の推移】					(単位：件)
	H27	H28	H29	H30	R1
認知症対応型通所介護	860	809	769	764	830

資料：介護保険事業状況報告（年報により月平均を算出（R1のみ暫定数）  
※要介護者分のみ（要支援者分除く）

#### ⑤小規模多機能型居宅介護

- ・登録された利用者を対象に、利用者の様態や希望に応じて、施設への「通い」を中心として、随時訪問や宿泊を組み合わせ、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活援助・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行い、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるようにするものです。

【小規模多機能型居宅介護利用件数の推移】					(単位：件)
	H27	H28	H29	H30	R1
小規模多機能型居宅介護	1,385	1,413	1,509	1,526	1,537

資料：介護保険事業状況報告（年報により月平均を算出（R1のみ暫定数）  
※要介護者分のみ（要支援者分除く）

#### ⑥複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

- ・医療ニーズの高い要介護者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を組み合わせ、介護と看護の一体的なサービスの提供を行うものです。

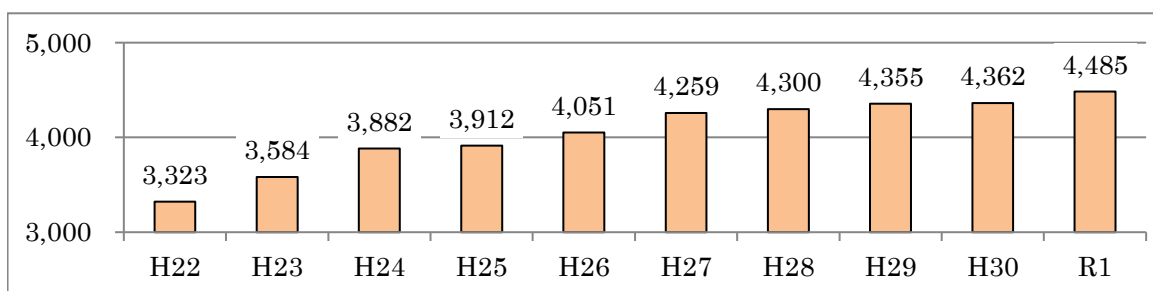
【看護小規模多機能型居宅介護利用件数の推移】					(単位：件)
	H27	H28	H29	H30	R1
看護小規模多機能型居宅介護	54	95	121	193	222

資料：介護保険事業状況報告（年報により月平均を算出（R1のみ暫定数）  
※要介護者分のみ（要支援者分除く）

## ⑦認知症対応型共同生活介護

【認知症対応型共同生活介護の定員数の推移】

(単位：人)



資料：高齢福祉課調べ（各年度4月1日時点）

- ・認知症（急性を除く）の高齢者に対し、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。

【認知症対応型共同生活介護利用件数の推移】

(単位：件)

	H27	H28	H29	H30	R1
認知症対応型共同生活介護	4,044	4,058	4,131	4,181	4,308

資料：介護保険事業状況報告（年報により月平均を算出（R1のみ暫定数）

※要介護者分のみ（要支援者分除く）

## ⑧地域密着型特定施設入居者生活介護

- ・特定施設である有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームで、入居者が要介護者と配偶者等に限られる介護専用型特定施設のうち、入居定員が29人以下のものです。入居する要介護者に対し、施設で能力に応じた自立した生活ができるよう、特定施設サービス計画に基づいた入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話を提供します。

【地域密着型特定施設入居者生活介護利用件数の推移】

(単位：件)

	H27	H28	H29	H30	R1
地域密着型特定施設入居者生活介護	108	131	132	133	148

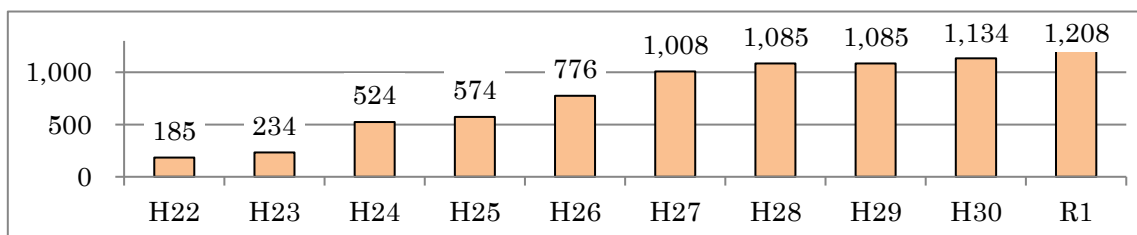
資料：介護保険事業状況報告（年報により月平均を算出（R1のみ暫定数）

※要介護者分のみ（要支援者分除く）

## ⑨地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の定員数の推移】

(単位：人)



資料：県高齢福祉課調べ（各年度4月1日時点）

- ・原則として要介護度 3 以上の要介護者を対象とした、定員が 29 人以下の特別養護老人ホームです。入所者が可能な限り在宅復帰できることを念頭に、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴・排泄・食事等の介護、相談と援助、社会生活上の便宜の供与などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話などを提供します。
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、明るく家庭的な雰囲気があり、地域や家族との結びつきを重視した運営を行うこととされています。

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護利用件数の推移】						(単位：件)
	H27	H28	H29	H30	R1	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	958	1,037	1,070	1,138	1,195	

資料：介護保険事業状況報告（年報により月平均を算出（R1のみ暫定数）  
※要介護者分のみ（要支援者分除く）

### (3) 施設サービス

#### 【現状・課題】

- 施設サービスは、要介護者が介護保険施設に入所（入院）して提供されるサービスであり、介護保険施設の種類としては、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に加え、平成 30 年 4 月より介護医療院が新たに創設されました。
- 県が行う介護保険施設の指定・開設許可は、一定の基準を満たして適正な運営が見込まれる場合に、岐阜県高齢者安心計画を踏まえて行います。また介護保険施設の整備等に当たっては、県による助成があるものがあります。
- 介護保険施設については、重度の要介護者に重点を置き、施設に入所した場合は施設での生活を居宅での生活に近いものとしていくことが重要であり、施設では設備・運営基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供する必要があります。
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、平成 27 年 4 月から、新規入所者が要介護度 3 以上の高齢者に限定され、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設として重点化されました。これにより、入所者の重度化が進んでいます。
- 介護サービスを支える介護人材は不足しており、県における介護人材の需要を見ますと、推計として 2020 年度末には 3.6 万人、2025 年度において 4.0 万人が必要とされる場所、現状の供給見込みでは 6,300 人の不足が見込まれています。(H30, 5, 21 厚生労働省公表「第 7 期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」)
- 本計画では、医療と介護の連携の推進において、長期にわたり療養が必要な入院患者について、将来的には病院ではなく介護施設・在宅医療等に対応するよう介護サービスの「追加的需要」を見込んだところであり、当該需要に対する受け皿整備を進めていく必要があります。

○利用者に事故が発生した場合、事業者は速やかに県や市町村、利用者の家族等に連絡するとともに必要な措置を講じる必要があります。また、事業者は事故の発生原因を究明し、再発防止の対策を講じる必要があります。

### 【施策】

○「介護離職ゼロ」の実現等に向けた必要な介護サービス基盤の整備に向け、介護保険施設整備等に向けた助成に係る必要な予算の確保、事業者の設置認可等の申請手続きにおける適切な指導助言を行います。

○県が行う施設整備等に対する助成、介護保険施設の設置認可等については、本計画及び市町村が定める市町村介護保険事業計画による、介護サービスの利用量の見込みと施設整備等の目標値に基づいて行い、市町村と連携を図りながら必要な介護サービスの適切な整備を推進します。

○介護保険施設における生活環境の改善に向け、介護保険施設の居室定員については、利用者や家族の希望により、個室（従来型・ユニット型）又は多床室を選択できる環境を整えるとともに、既存施設についても、改築・改修による入所者の生活環境の改善を図ります。

○また介護保険施設における利用者の要介護度の重度化が進んでいることも踏まえ、施設における事故防止対策の徹底など、適正なサービスの提供に向けた事業者への適切な指導等を行います。

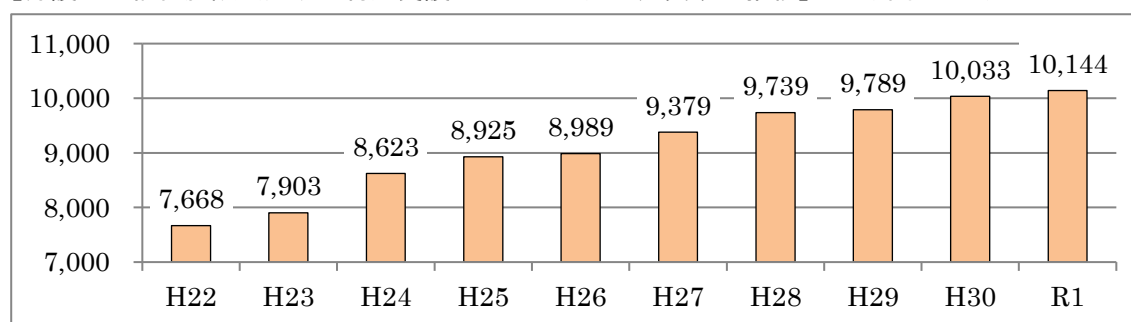
○介護人材確保対策を推進し、円滑なサービス提供に向けた体制整備を図ります。

○介護保険施設は、要介護者が生活する施設であり、また災害時の緊急避難所や福祉避難所としても機能する地域の防災拠点の役割も期待されることを踏まえ、施設における防災対策や地域との連携を推進します。

### 【各サービスの現状・課題等】

#### ①介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）

【介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）の定員数の推移】（単位：人）



資料：県高齢福祉課調べ（各年度4月1日時点）

- ・老人福祉法に規定する特別養護老人ホームのうち、入所定員が30人以上のものです。常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供します。当施設は、入所者の意思や人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供することとされています。

【介護老人福祉施設利用件数の推移】					(単位：件)
	H27	H28	H29	H30	R1
介護老人福祉施設	9,388	9,522	9,526	9,660	10,156

資料：介護保険事業状況報告（年報により月平均を算出（R1のみ暫定数））  
※要介護者分のみ（要支援者分除く）

- ・前述のとおり、利用者や家族の希望により、個室（従来型・ユニット型）又は多床室を選択できる環境を整えます。また、既存施設についても改築・改修による入所者の生活環境の改善を図ります。

【特別養護老人ホームの従来型個室・ユニット型個室・多床室の状況】

従来型	個室ユニット型	合計	個室ユニット型の割合
5,796床	5,820床	11,616床	50.1%

資料：県高齢福祉課調べ（R2.11.1）

※厚生労働省は、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、施設・居住系サービスについての目標値を下記のとおり示しています。

各都道府県は、平成37年度の介護保険施設（地域密着型を含む）の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合については、50%以上とすることを目標として定めること。そのうち、特別養護老人ホームのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合については、70%以上とすることを目標として定めること。

- ・特別養護老人ホームの入所要件は、平成27年4月から原則として要介護3以上となったところですが、入所申込者の状況を調査しながら、市町村や施設と連携し、利用ニーズに対応した定員数の確保に向けた適正な施設整備を促進します。

【県内の特別養護老人ホームの入所申込者数】

(単位：人)

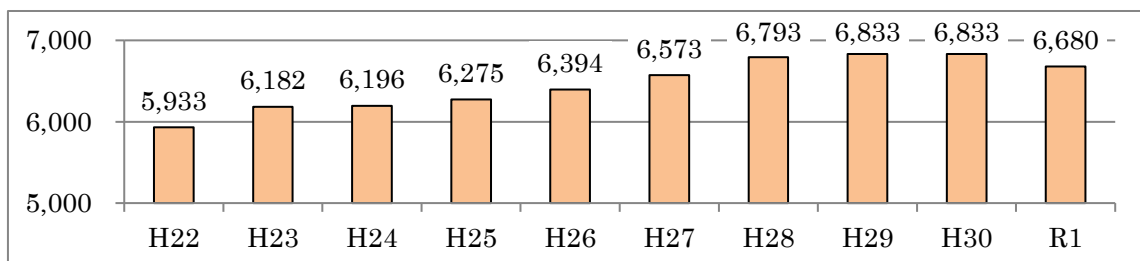
項目／調査時点	H28.4	H29.6	H30.6	H31.4	R2.4
入所申込者数	6,994	7,192	7,539	7,287	7,191
うち要介護3以上で自宅で独居又は介護が困難な家族等と自宅で同居	2,323	2,549	2,538	2,515	2,555

資料：県高齢福祉課調べ

②介護老人保健施設

【介護老人保健施設の定員数の推移】

(単位：人)



資料：県高齢福祉課調べ（各年度4月1日時点）

- ・在宅復帰を目指している方の入所を受け入れ、入所者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、リハビリテーションや必要な医療、介護などを提供します。

【介護老人保健施設利用件数の推移】					(単位：件)
	H27	H28	H29	H30	R1
介護老人保健施設	6,348	6,456	6,482	6,406	6,461

資料：介護保険事業状況報告（年報により月平均を算出（R1のみ暫定数）  
※要介護者分のみ（要支援者分除く）

- ・特別養護老人ホームの入所希望者が多く、介護老人保健施設が特別養護老人ホームの入所待機場所となるなど、入所者の要介護度の重度化などにより滞在期間が長期化する状況があります。また、地域包括ケアシステムの推進において、「在宅復帰・在宅療養支援のための地域拠点となる施設」「リハビリテーションを提供する機能維持・改善の役割を担う施設」として、介護老人保健施設が重要な役割を果たす施設として位置づけられています。
- ・介護老人保健施設の役割を踏まえ、地域の実情に応じた施設整備を促進します。
- ・介護老人保健施設の適正な管理運営及び医療ケア等のサービス確保のため、施設職員の知識及び技能の向上の研修を実施します。

### ③介護療養型医療施設（介護療養病床）

- ・療養病床等をもつ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行うことを目的とした施設です。入院の対象者は、病状が安定期にある長期療養患者です。

【介護療養型医療施設利用件数の推移】					(単位：件)
	H27	H28	H29	H30	R1
介護療養型医療施設	523	460	436	378	356

資料：介護保険事業状況報告（年報により月平均を算出（R1のみ暫定数）  
※要介護者分のみ（要支援者分除く）

【介護療養型医療施設数及び床数】							(単位：施設数／床数)
	合計	岐阜圏域	西濃圏域	中濃圏域	東濃圏域	飛騨圏域	
施設数	13	5	1	1	3	3	
床数	316	133	14	25	36	108	

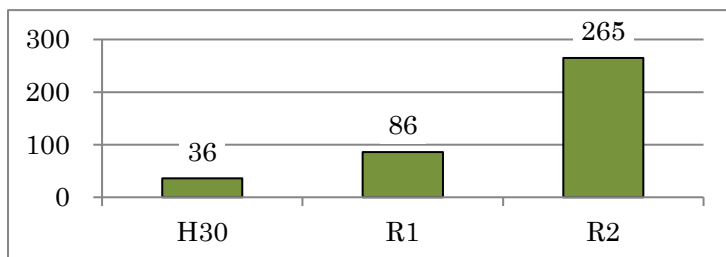
資料：県高齢福祉課調べ（R2.9末時点） ※病床数は介護療養病床のみ

- ・平成29年度の介護保険法改正において、平成29年度末に転換期限を迎えることとなっていた介護療養病床について、新施設に転換するための経過・準備期間が6年間設定され、令和5年度末が転換期限となりました。
- ・介護療養型医療施設から介護保険施設等への転換については、介護療養病床を有する各医療機関の自主的な取組みによるところですが、各医療機関の実情を踏まえながら、転換先の介護施設等にかかる相談対応及び改修にかかる整備費用等の助成等を行い、転換を支援・推進します。

#### ④介護医療院

【介護医療院の定員数の推移】

(単位：人)



資料：県高齢福祉課調べ（各年度4月1日時点）

- 介護医療院は、平成29年の介護保険法改正により、今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として、平成30年4月から創設されたものです。

【介護医療院利用件数の推移】 (単位：件)

	H30	R1
介護医療院	22	63

資料：介護保険事業状況報告（R1については暫定数）

※要介護者分のみ（要支援者分除く）

- 介護医療院創設の背景は、介護療養病床の転換期限が平成29年度末までとなっていたことから、療養病床の転換先となる施設として、国の「療養病床の在り方等に関する検討会」での審議を経て創設されたものです。
- 延長となった介護療養病床の転換期限である令和6年度末までに、介護医療院への転換等にかかる相談対応や該当する改修費用の助成等により円滑な転換等に向けた支援を推進します。

#### (4) 居宅介護支援サービス

##### 【現状・課題】

- 要介護者が、居宅において生活するために必要なサービス（居宅サービス、地域密着型サービスのほか介護保険以外のサービスを利用できるように、要介護者の依頼を受け、要介護者のニーズに応じた居宅サービス計画を作成するとともに、同計画に基づくサービスの提供が確保されるようサービス提供者等との連絡調整等を行い、必要な場合には介護保険施設等の紹介等を行います。

【居宅介護支援利用件数の推移】

(単位：件)

	H27	H28	H29	H30	R1
居宅介護支援	41,468	42,362	43,498	44,495	46,664

資料：介護保険事業状況報告（年報により月平均を算出（R1のみ暫定数）

※要介護者分のみ（要支援者分除く）



○居宅介護事業者の指定権限は、都道府県から市町村へ平成 30 年 4 月に移譲されています。

○居宅サービス計画を作成する介護支援専門員については、地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、利用者の尊厳を旨とした自立支援に資するケアマネジメントを実践できる専門職としての養成を図るため、平成 28 年度から研修制度の見直しが行われたところです。

#### 【施策】

○居宅サービス計画の作成や居宅サービスの給付管理等のケアマネジメントにあたっては、利用者像や課題への十分なアセスメントの実施やサービス担当者会議での多職種協働、サービス提供による評価・検証を適切に実施する必要があることから、質の高いケアマネジメントの実施に向け、介護支援専門員に関する研修の充実や国が示す課題整理総括表等の活用促進を推進します。

○単身又は重度の要介護者であっても、住み慣れた地域での在宅生活の継続を希望する高齢者が生活の継続性を維持し、可能な限り在宅で暮らすことを可能とするため、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「身体介護 20 分未満の区分などの訪問介護サービス」を積極的に活用し、質の高い居宅サービス計画の作成と適切なサービスの提供を支援できるよう、介護支援専門員及び訪問介護員等に対する研修を実施します。

### (5) その他のサービス

#### 【現状・課題】

○介護保険制度による介護サービス以外で、高齢者が入居し日常生活に係る援助等を受ける施設等として、老人福祉法に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム、高齢者住まい法に基づくサービス付き高齢者向け住宅があります。

○それぞれの施設等は、基準を満たすことにより、介護保険法上の特定施設入居者生活介護のサービスの提供施設として指定を受けることができます（例えばサービス付き高齢者向け住宅については、有料老人ホームの基準を満たす場合、特定施設入居者生活介護が可能となります）。

○それぞれの施設等について、各制度によるニーズと趣旨に基づいた適切な整備、運営等の推進を図る必要があります。

#### 【施策】

○高齢者のための住居や環境的・経済的に困窮した高齢者の入所施設など、それぞれの施設等の基本的な性格を踏まえ、必要な整備と適正な運営に向けた取組みを推進します。

#### 【各サービスの現状・課題等】

##### ①養護老人ホーム

・65 歳以上の方であって、環境上の理由（家族や住居の状況等から、その者が現在おかれている環境の下では、在宅において生活することが困難であると認められる場合）と、一定の経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方について、市町村長が措置により入所させる施設です。

- ・入居者を養護し、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とします。また、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の中で、虐待を受けた高齢者の受け皿となる施設の1つとして位置付けられるなど、今後も措置施設としての役割が期待されています。
- ・老朽化が進みハード面での改善が必要となっている施設があるほか、入所者の入所期間が長期化し、介護を必要とする方が増えてきており、本来特別養護老人ホームへの入所が適当と思われる方が多くなっている状況があります。一方で、空床が見受けられる施設もあり、社会福祉施設としての適正な運用と有効な活用が期待されます。
- ・県では、入居者が尊厳を保ち心豊かな生活を送ることができるよう、施設環境の改善とサービスの向上を推進するとともに、国の方針を踏まえた施設の社会的役割について周知等を行っていきます。
- ・また、視覚障がい者の高齢化が進む中で、これまで整備に向けて検討及び推進してきた盲養護老人ホームについては、県内初の施設が整備され、令和3年度から開設される予定であり、今後の活用が期待されます。

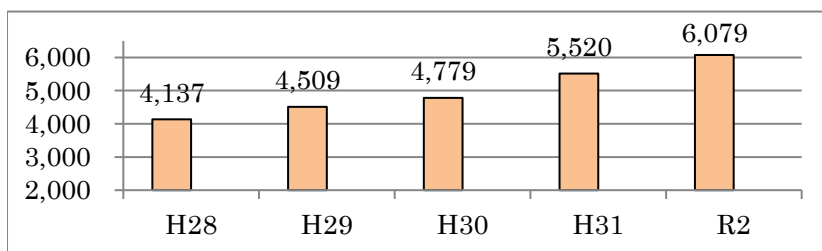
## ②軽費老人ホーム

- ・身体機能の低下等により自立した生活を営むことについて不安があると認められる方であって、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の方を対象とした住居です。
- ・無料または低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とします。
- ・県では、軽費老人ホームの運営に要する経費のうち、同ホームが利用者から徴収するサービスの提供に要する費用の一部を減免する場合について、その減免に係る費用に対して補助を行います。
- ・今後、家庭環境、住宅事情等の理由で在宅での生活が困難な高齢者の安心・安全な住まいの提供という基本的な役割を踏まえつつ、市町村等の地域との連携を強化し、地域のニーズに応じた施設機能の強化を図っていくことが必要であり、県でも推進を図っていきます。

## ③有料老人ホーム

- ・高齢者の方を対象とし、入居者に入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事、健康管理を提供する事業を行う施設です。
- ・近年、特に特定施設入居者生活介護の指定を受けない住宅型有料老人ホームの設置が増加しており、居宅介護支援サービスと組み合わせることで、多様な介護ニーズの受け皿となっています。

【有料老人ホームの定員数の推移】 (単位：人)



資料：県高齢福祉課調べ（各年度4月1日時点）

- ・平成29年の老人福祉法改正等により、前払金の保全措置の対象拡大など、入居者の居住の安定を図るために都道府県等による他の住まいへの円滑な入居支援措置、有料老人ホームの情報一覧表の公表の充実等、事業者の法令順守や入居者保護の強化が図られたところであり、当県においても指導監督を徹底し、有料老人ホームの適正運営と入居者保護の充実の促進を図っていきます。
- ・有料老人ホームは、老人福祉法上、都道府県に対する届出が必要ですが、全国的に未届施設が存在が課題となっています。このため、市町村と情報を共有し、未届施設に対する届出の促進を図ります。

#### ④サービス付き高齢者向け住宅

- ・サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者の居住の安定を確保することを目的として、60歳以上の高齢者等を入居対象とし、入居者に状況把握サービス、生活相談サービス等の日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する、バリアフリー構造等を有した賃貸住宅等の住宅です。
- ・「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）」により、都道府県知事への登録制度が国土交通省・厚生労働省の共管制度として創設されています。県・中核市・事務移譲市町村に申請することで登録を受けることができます。（登録は5年ごとの更新制）

【岐阜県におけるサービス付き高齢者向け住宅登録件数】

	H26. 3 末時点	H28. 3 末時点	H30. 3 末時点	R2. 3 末時点
全 国	4,555 棟 (146,544 戸)	6,102 棟 (199,056 戸)	6,999 棟 (229,947 戸)	7,600 棟 (254,747 戸)
岐阜県	77 棟 (2,020 戸)	95 棟 (2,581 戸)	104 棟 (2,815 戸)	121 棟 (3,386 戸)

- ・県では、高齢者が安全、安心に暮らせる住まいの確保のため、需要と供給のバランスを考慮しつつ、民間事業者等に対して、高齢者向け住宅や高齢者施設の整備に対する国の補助制度等の周知を図り、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進します。

- ・サービス付き高齢者向け住宅に対するチェック機能については、登録制度的確な運用に努めるほか、各サービス付き高齢者向け住宅が提供しているサービスにかかる個別・具体的な情報発信に取り組みます。

## (6) 介護サービス情報の公表に係る体制整備

### 【現状・課題】

- 介護サービス情報公表制度は、介護サービスを利用しようとしている方の事業所選択を支援するものとして、都道府県がインターネット等により全国の「介護サービス事業所」の情報を公表する仕組みです。
- 介護事業所がサービスの内容や運営状況を公開することで透明化を図り、介護サービスの質の確保を図ることも目的とされています。
- 介護保険制度は利用者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づきサービスを利用する仕組みであり、利用者がニーズに合った事業所・施設を適切に選択するための情報を提供するため、介護サービス情報公表制度の周知を進める必要があります。

### 【施策】

- 介護サービス事業者に対し、介護サービス情報公表制度に関する理解と周知を図るとともに、「岐阜県介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針」に基づく事業者の訪問調査等を行い、同制度の適切な運用を推進します。また、利用者による介護サービス情報公表制度の活用が進むよう、制度の周知に努めます。

## (7) 福祉サービス第三者評価事業

### 【現状・課題】

- 福祉サービス第三者評価は、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行う、社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質の評価のことで、
- 福祉サービス第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービス向上に結び付けることを目的としています。また、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となります。
- 岐阜県においては、事業の推進組織として「岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会」を設置し、平成17年4月から福祉サービス第三者評価が実施されています。
- 利用者がサービス事業者を選択する際、福祉サービス第三者評価制度が参考とされるよう、同制度の認知度の向上や評価を実施する評価機関の知識・技術の向上等を図るとともに、第三者評価に積極的に取り組む事業者を増やすことが必要です。

【福祉サービス第三者評価の受審状況】

	H27	H28	H29	H30	R1
受審施設数	22	30	36	38	37

資料：健康福祉政策課調べ

【施策】

- 利用者やサービス事業者からの福祉サービス第三者評価制度に対する社会的評価の向上と、評価を行う第三者機関の評価技能と質の向上を推進し、サービス事業者による積極的な第三者評価の受審を促進します。

(8) 共生型サービスの推進

【現状・課題】

- 「共生型サービス」は、平成29年に成立した「地域包括ケア強化法」において、
  - ① 障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする
  - ② 福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行う
 という2つの観点から、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等について、高齢者や障がい児者が共に利用できるサービスとして創設されました。

- 具体的には、介護保険又は障がい福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなるようにするものであり、各事業所は、地域の高齢者や障がい児者のニーズを踏まえて、指定を受けるどうか判断することとなります。

- これにより、平成29年の介護保険法、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正において、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等について、高齢者や障がい児者が共に利用できる「共生型サービス」の創設が盛り込まれ、これにより県条例において共生型サービスの基準を制定し、平成30年4月より施行されました。

【施策】

- 県基準条例に基づいて、共生型サービスの適切な実施を推進します。
- 共生型サービスの指定に関し、基準充足等を適切に指導していきます。

【共生型サービス事業所数の推移】

	H31.3	R2.3
訪問サービス	3	4
通所サービス	3	11
短期入所サービス	3	4
計	9	19

資料：県高齢福祉課調べ

## (9) 高齢障がい者のための障がい福祉・介護の連携推進

### 【現状・課題】

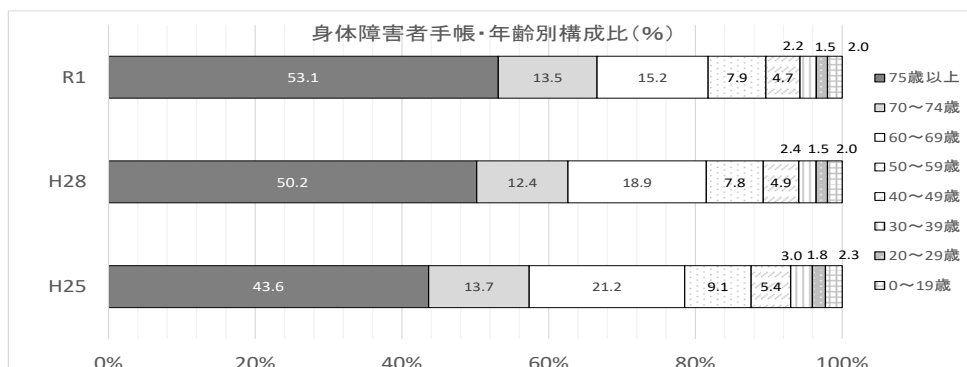
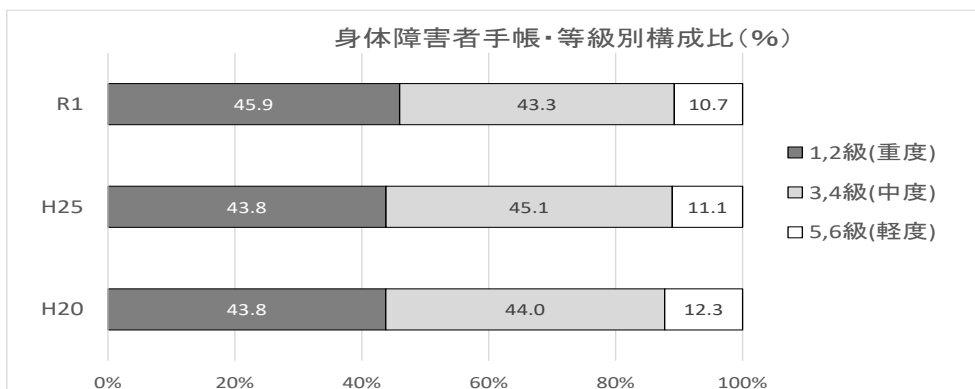
○市町村では、介護保険法に基づき、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう「在宅医療・介護連携推進事業」の取組みが進められ、2025年を目途に医療・介護・予防住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

○一方、障がい福祉サービス分野では、市町村において、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支える「地域生活支援拠点」の整備が進められています。

○しかしながら、令和元年度末時点で地域生活支援拠点の整備を終えた市町村は14市町村に止まり、また、障がい者関係団体からは「介護」等との連携を図る必要性があるなどの地域生活支援拠点の機能強化を求める意見があります。

○また、障がい者が満65歳以上となった場合は、原則として介護保険サービスを優先利用することとなりますが、障がい者の個別の状況に応じ、介護保険サービスと障がい福祉サービスを併せて利用できることとなっています。しかし、介護支援専門員と相談支援専門員との連携が十分でないなどの指摘があります。

○障害者総合支援法に基づき市町村に設置される自立支援協議会では、介護との連携推進を課題と位置付けている協議会は5協議会に止まっています。また、地域包括ケアシステムは障がいのある高齢者のためにも構築されるものですが、市町村で進められている在宅医療・介護連携推進事業では、知的障がいや発達障がいなどの障がいのある高齢者支援についての検討が進んでいない現状があります。



## 【施策】

- 障がいのある高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる体制整備は一義的に市町村の役割ですが、県では複数の地域をモデル地域に指定し、障がいのある高齢者を地域で支えていくために、医療・福祉資源等の現状把握や課題抽出を図り、課題解決に向けた施策を検討します。
- 障がいのある高齢者を共に支え、ケアプランを作成する介護支援専門員とサービス等利用計画を作成する相談支援専門員（障がい）の連携を図るため、相互の制度理解や連携方法を学ぶ研修会を開催します。

## (10) 災害時等における介護サービスの確保対策

### 【現状・課題】

- 近年、気候変動の影響等により自然災害が頻発化、激甚化しており、介護事業所等においても、事前から備える防災・減災対策は一層重要性が増しています。
- 介護事業所等は、要介護高齢者など日常生活上の支援を必要とする方が利用する施設であることから、自然災害時等にもその機能を維持できるよう、平時から万全の備えを行うことが必要であり、災害発生時には、ライフラインの確保、必要な物資の供給、被災施設の早期復旧など、利用者のニーズに応じた措置を速やかに行わなければなりません。
- また、介護保険サービスの指定を受ける事業所等は、施設の立地条件、災害情報の入手方法、避難の開始時期、場所、経路及び方法を記載した「非常災害対策計画」を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施しなければなりません。
- さらに、浸水想定区域、土砂災害警戒区域に所在し、市町村の地域防災計画に記載のある事業所等については、非常災害対策計画の内容に加え、避難確保を図るための施設の整備や防災教育及び訓練の実施について記載した「避難確保計画」を作成しなければなりません。
- しかし、非常災害対策計画、避難確保計画共に、未だ作成されていない事業所等があり、防災・減災に対する意識の向上が求められます。

### 【非常災害対策計画及び避難確保計画の作成状況（県所管施設）】

計画名	作成対象事業所等数	作成済み事業所等数	作成率
非常災害対策計画			(調査中)
避難確保計画			(調査中)

資料：県高齢福祉課調べ（R2.9.1現在）

- 災害時の入所者の避難にあたっては、避難所への介護用品の配備や、入所者を避難させる車両・人員の確保などが迅速な避難を行う上での課題であり、市町村と施設との連携や、施設間の相互支援の仕組みづくりが非常に重要ですが、県内における事例は少数にとどまっています。

## 【施策】

- 災害発生時のライフライン確保のため、介護事業所等における非常用自家発電設備や給水設備の整備を推進します。
- 災害により物資の供給等に支障が生じた場合に備え、入所者及び施設職員の概ね3日間の生活に必要な食料、飲料水及び生活必需品の備蓄、燃料その他物資の確保等に努めるよう周知を図ります。
- 介護事業所等への実地指導等の機会を捉え、非常災害対策計画及び避難確保計画の作成状況を確認するとともに、未作成の事業所等に対しては指導、助言を行います。
- 避難先を確保する市町村と介護事業所等の関係者が災害時に連携し、事業所同士が相互支援を行えるような体制の構築を推進します。

## (11) 感染症に対する備え

### 【現状・課題】

- 高齢者施設においては、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症における重症化のリスクが高い高齢者へサービスを提供していることから、クラスター発生等、感染が拡大した場合は、高齢者のサービス利用や職員の確保等をはじめ、非常に大きな影響を及ぼすこととなります。
- 高齢者施設における感染防止対策の強化・促進を図り、必要なサービス提供を継続するため、職員に対する感染防止対策の教育や、感染発生時に備えた人材確保対策及び衛生用品等の備蓄が必要となります。

### 【施策】

- 高齢者施設へ感染症対策専門家を派遣し、日常の感染防止に向けた事前指導及びや感染発生時の緊急対策指導を実施すると共に、派遣指導の内容を県内各施設に対し共有を図ることで、施設における感染防止に向けた取組み体制を強化します。
- 施設内感染発生時の人材確保対策について、県と事業者団体が連携し、高齢者分野と障がい者分野が一体となった、施設間での相互支援体制を構築します。
- 感染が疑われる者を支援する高齢者施設職員の感染防護対策に必要なガウン、フェイスシールド等の衛生資材を備蓄するとともに、必要に応じて各施設に配備を行います。

## (12) 介護サービス量の見込み

- 本計画における県内の介護サービス量の見込みは、県から市町村に対して推計の考え方等をヒアリング等で調整を行い、そのうえで各市町村が推計した数値を積み上げており、積み上げた数字が県としての計画の数値となります。
- サービス量の見込みについては、現状のサービス受給者の状況や人口動態を踏まえた推計に加えて、各市町村・地域の課題やニーズ等に応じて定めますが、本計画では、次の2点も踏まえて定めます。



## ①地域医療構想における 2025 年の在宅医療・介護等の追加的需要

### 【現状・課題】

- 県が平成 28 年 7 月に策定した「地域医療構想」では、長期にわたり療養が必要な患者（慢性期病床等の入院患者）について、2025 年に向けて、在宅医療提供体制や介護施設等の整備を図り、在宅医療・介護施設等で対応する方向性を示しています。
- 慢性期病床等の入院患者のうち、「病院」ではなく、将来的に「在宅医療・介護施設等」で対応すべきとされるサービス量を「追加的需要」と言い、この「追加的需要」を「第 7 期岐阜県保健医療計画（平成 30 年度～令和 5 年度）」と整合性を確保しながら、サービス見込量に反映します。
- 「追加的需要」の受け皿として、特別養護老人ホームや介護老人保健施設を基本としていますが、地域の実情において、定期巡回・随時訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護等の在宅サービスとする場合があります。

### 【2025 年における追加的需要】

I. 介護施設等			II. 在宅医療等	I + II
	介護医療院以外	介護医療院		
1,137 人	508 人	629 人	134 人	1,271 人

### 【第 8 期（2021～2023 年）における追加的需要】

I. 介護施設等			II. 在宅医療等	I + II
	介護医療院以外	介護医療院		
897 人	305 人	592 人	80 人	977 人

資料：県医療整備課・県高齢福祉課調べ

### 【施策】

- 「追加的需要」としての受け皿整備について、市町村介護保険事業計画との整合性を図りながら整備を進めます。
- 医療及び介護の体制整備に向けて、県では各市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を老人福祉圏域ごとに設置し、地域における在宅医療提供体制や介護施設等の整備を図ります。

## ②介護離職ゼロ（介護離職防止）

### 【現状・課題】

- 国では、「介護離職ゼロ」に向けて取組みを進めているところであり、2020 年代初頭までに、
  - ・介護サービスが利用できずやむを得ず離職する方をなくすこと
  - ・特別養護老人ホーム等に入所が必要であるにも関わらず、自宅待機する高齢者の方等を解消すること
 を目指しています。

○「介護離職ゼロ」に向けて、全国では約 12 万人分、岐阜県では 1,937 人分の介護サービス等※1を整備することが必要と見込まれています。

※1 介護離職ゼロに向けて整備すべき介護サービス等

特別養護老人ホームや介護老人保健施設のほか、認知症対応型共同生活介護、定期巡回・随時訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、サービス付高齢者向け住宅等が対象となります。

**【介護離職ゼロに向けた介護サービス等の整備見込量】**

I. 介護・看護を理由に、離職・転職をした方の数 (総務省 H29 就業構造基礎調査)	1,300 人
II. 特別養護老人ホームへの入所申込者のうち、要介護度が 3 以上の方で、自宅で入所待機をしている方の数 (R2.4.1 時点)	2,555 人
①: 介護サービスが利用できず、やむを得ず離職・転職をする方をなくすための整備分	780 人 (I*15%*4 年)
②: 特別養護老人ホームに入所する必要があるが、自宅で入所待機する高齢者の方々を解消するための整備分	1,703 人 (II/6 年*4 年)
③: ①と②の重複分	546 人 (① × 0.7)
① + ② - ③: 合計	1,937 人

資料：県高齢福祉課調べ（厚生労働省提示の算出方法に従い、県内各保険者が算定した値の合計）

**【施策】**

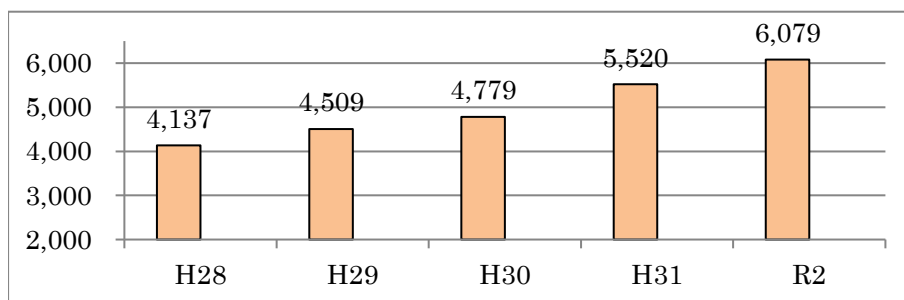
○介護離職ゼロに向けて、地域医療介護総合確保基金を活用しながら、介護サービスを支える介護人材の確保及び施設サービス等の基盤整備を図ります。

**③有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況**

**【現状・課題】**

○近年、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加しており、多様な介護ニーズの受け皿となっています。

**【有料老人ホームの定員数の推移】** (単位：人)



**【サービス付き高齢者向け住宅の定員数の推移】**

	H26. 3 末時点	H28. 3 末時点	H30. 3 末時点	R2. 3 末時点
全 国	4,555 棟 (146,544 戸)	6,102 棟 (199,056 戸)	6,999 棟 (229,947 戸)	7,600 棟 (254,747 戸)
岐阜県	77 棟 (2,020 戸)	95 棟 (2,581 戸)	104 棟 (2,815 戸)	121 棟 (3,386 戸)

**【施策】**

○有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況及び入居定員総数について市町村との情報共有を図り、適切な規模の施設サービス等の基盤整備を推進します。

**参考：介護給付等対象サービスの見込量（県計）**

本書のサービス見込量は、令和2年12月時点で【第2回】報告として各市町村（介護保険者）が推計したサービス見込量となっています。今後、各市町村（介護保険者）において、サービス見込量の見直しが1回行われますので、変更される予定です。

**【県の介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援の利用者数等の推計】**

**1. 介護予防サービス見込量**

(1月あたりの回数、日数、利用者数)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	伸び率① ※1	令和7年度	伸び率① ※2	令和22年度	伸び率① ※2
<b>(1) 介護予防サービス</b>												
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	57.9	55.8	81.3	50.0	62.2	66.5	73.3%	78.7	96.8%	91.6	112.7%
	人数(人)	12	14	15	11	13	14	84.4%	16	106.7%	19	126.7%
介護予防訪問看護	回数(回)	9,805.3	11,152.0	12,104.8	13,477.3	14,047.4	14,790.7	116.5%	15,404.0	127.3%	16,598.0	137.1%
	人数(人)	1,196	1,379	1,523	1,659	1,726	1,819	113.9%	1,888	124.0%	2,040	133.9%
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	2,180.6	2,355.1	2,656.6	2,989.9	3,052.6	3,095.9	114.7%	3,097.3	116.6%	3,293.5	124.0%
	人数(人)	229	258	288	332	338	342	117.1%	337	117.0%	355	123.3%
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	544	606	669	722	758	780	112.6%	782	116.9%	854	127.7%
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	2,174	2,392	2,260	2,432	2,480	2,554	110.1%	2,601	115.1%	2,838	125.6%
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	1,172.5	1,151.8	1,088.3	1,333.6	1,347.9	1,391.2	124.7%	1,319.2	121.2%	1,450.7	133.3%
	人数(人)	208	208	177	222	226	232	128.1%	220	124.3%	244	137.9%
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	129.4	100.2	40.1	86.1	90.4	90.4	221.9%	99.6	248.4%	115.4	287.8%
	人数(人)	22	16	10	20	21	21	206.7%	23	230.0%	26	260.0%
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0.0	—	0.0	—
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	—	0	—	0	—
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0.0	—	0.0	—
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	—	0	—	0	—
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	8,812	9,463	10,047	10,435	10,775	11,157	107.4%	11,488	114.3%	12,346	122.9%
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	183	171	200	248	252	258	126.3%	256	128.0%	281	140.5%
介護予防住宅改修	人数(人)	224	229	270	310	324	332	119.3%	321	118.9%	346	128.1%
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	184	209	246	247	256	261	103.5%	272	110.6%	293	119.1%
<b>(2) 地域密着型介護予防サービス</b>												
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	99.0	86.7	84.7	107.0	120.7	133.0	142.0%	133.0	157.0%	142.1	167.8%
	人数(人)	17	15	14	22	25	29	181.0%	29	207.1%	31	221.4%
介護予防防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	189	197	190	204	230	232	116.8%	232	122.1%	249	131.1%
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	18	25	22	33	34	34	153.0%	33	150.0%	35	159.1%
<b>(3) 介護予防支援</b>												
	人数(人)	10,884	11,622	12,131	12,582	12,928	13,332	106.7%	13,845	114.1%	14,866	122.5%

※1: 第8期平均値/令和2年度の値\*100

※2: 令和7.22年度の値/令和2年度の値\*100

資料：第8期市町村介護保険事業計画（H30～R1は実績値、R2以降は推計値）（R2年12月推計）

【県の居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、居宅介護支援の利用者数等の推計】

2. 介護サービス見込量

(1月あたりの回数、日数、利用者数)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	伸び率① ※1	令和7年度	伸び率① ※2	令和22年度	伸び率① ※2
(1) 居宅サービス												
訪問介護	回数(回)	381,107.1	403,352.2	440,427.2	466,898.2	492,467.2	512,660.5	111.4%	528,953.1	120.1%	649,752.0	147.5%
	人数(人)	13,392	13,561	13,839	14,469	15,006	15,489	108.3%	16,034	115.9%	19,128	138.2%
訪問入浴介護	回数(回)	5,051	5,018	5,518	5,869.5	6,239.8	6,450.4	112.1%	6,445.2	116.8%	7,959.6	144.3%
	人数(人)	980	982	1,054	1,127	1,194	1,231	112.3%	1,228	116.5%	1,514	143.6%
訪問看護	回数(回)	68,731.6	72,265.7	77,628.3	84,344.5	88,192.8	92,470.2	113.8%	94,762.3	122.1%	114,422.2	147.4%
	人数(人)	7,187	7,717	8,337	8,923	9,304	9,752	111.9%	9,990	119.8%	11,970	143.6%
訪問リハビリテーション	回数(回)	11,867.2	11,997.2	12,737.6	14,651.8	15,297.3	15,864.2	119.9%	15,463.7	121.4%	18,387.2	144.4%
	人数(人)	1,123	1,116	1,141	1,295	1,346	1,395	117.9%	1,358	119.0%	1,608	140.9%
居宅療養管理指導	人数(人)	10,282	11,160	12,096	12,964	13,595	14,160	112.2%	14,500	119.9%	17,749	146.7%
通所介護	回数(回)	234,312	240,491	237,683	252,842.1	261,404.1	270,718.1	110.1%	276,580.3	116.4%	326,309.5	137.3%
	人数(人)	22,121	22,464	21,968	23,293	24,012	24,750	109.3%	25,297	115.2%	29,674	135.1%
通所リハビリテーション	回数(回)	54,000.8	55,346.8	51,762.5	56,276.1	58,156.5	60,187.1	112.4%	61,392.5	118.6%	73,946.5	142.9%
	人数(人)	6,296	6,496	6,217	6,720	6,940	7,175	111.7%	7,314	117.6%	8,755	140.8%
短期入所生活介護	日数(日)	88,952.1	88,164.9	86,068.1	93,578.9	97,457.2	101,130.0	113.2%	100,183.4	116.4%	120,049.1	139.5%
	人数(人)	7,417	7,379	6,681	7,478	7,730	7,988	115.7%	7,919	118.5%	9,414	140.9%
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	9,011.5	9,437.8	8,281.7	9,767.5	10,231.9	10,677.9	123.5%	10,774.4	130.1%	12,381.0	149.5%
	人数(人)	1,012	1,068	881	1,030	1,072	1,117	121.8%	1,126	127.8%	1,295	147.0%
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	164.3	155.4	151.9	124.8	145.8	145.8	91.4%	145.8	96.0%	145.8	96.0%
	人数(人)	17	15	11	10	11	11	97.0%	11	100.0%	11	100.0%
短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)	3.7	0.0	0.0	0.0	4.0	4.0	—	4.0	—	4.0	—
	人数(人)	0	0	0	3	4	4	—	4	—	4	—
福祉用具貸与	人数(人)	28,218	29,380	30,648	32,142	33,416	34,616	109.0%	35,231	115.0%	41,933	136.8%
特定福祉用具購入費	人数(人)	423	403	506	575	595	611	117.3%	597	118.0%	713	140.9%
住宅改修費	人数(人)	363	372	392	485	506	525	128.9%	493	125.8%	578	147.4%
特定施設入居者生活介護	人数(人)	1,239	1,290	1,434	1,485	1,571	1,598	108.2%	1,680	117.2%	2,011	140.2%
(2) 地域密着型サービス												
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	116	149	217	263	301	318	135.5%	328	151.2%	363	167.3%
夜間対応型訪問介護	人数(人)	24	22	24	39	41	47	176.4%	36	150.0%	49	204.2%
地域密着型通所介護	回数(回)	50,435.6	52,647.5	53,212.6	57,698.5	60,126.3	61,970.5	112.6%	62,878.4	118.2%	73,100.9	137.4%
	人数(人)	5,301	5,558	5,561	5,898	6,092	6,271	109.5%	6,370	114.5%	7,395	133.0%
認知症対応型通所介護	回数(回)	7,941.5	8,592.9	9,601.9	10,582.9	10,977.6	11,765.8	115.7%	12,003.7	125.0%	14,668.8	152.8%
	人数(人)	738	801	844	932	962	1,015	114.9%	1,041	123.3%	1,233	146.1%
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	1,489	1,495	1,587	1,712	1,870	1,911	115.4%	1,918	120.9%	2,243	141.3%
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	4,130	4,160	4,271	4,445	4,552	4,609	106.2%	4,789	112.1%	5,455	127.7%
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	129	123	120	123	145	188	126.7%	189	157.5%	219	182.5%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	1,126	1,186	1,234	1,298	1,333	1,403	109.0%	1,494	121.1%	1,757	142.4%
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	189	219	224	260	319	409	147.0%	421	187.9%	477	212.9%
(3) 施設サービス												
介護老人福祉施設	人数(人)	9,646	9,813	10,032	10,208	10,350	10,490	103.2%	11,361	113.2%	13,085	130.4%
介護老人保健施設	人数(人)	6,346	6,209	6,135	6,243	6,159	6,203	101.1%	6,654	108.5%	7,709	125.7%
介護医療院	人数(人)	22	87	163	323	456	513	264.2%	766	469.9%	829	508.6%
介護療養型医療施設	人数(人)	370	348	328	268	253	208	74.1%				
(4) 居宅介護支援	人数(人)	43,670	44,834	45,801	47,274	48,827	50,398	106.6%	51,760	113.0%	61,265	133.8%

※1: 第8期平均値/令和2年度の値\*100 ※2: 令和7.22年度の値/令和2年度の値\*100

資料: 第8期市町村介護保険事業計画 (H30~R1 は実績値、R2 以降は推計値) (R2 年 12 月推計)

(13) 介護保険施設・介護保険サービス事業所等の整備予定数（着工年度ごとに記載）

●特別養護老人ホーム(施設数及び定員数)

市町村名		1期～7期		R3		R4		R5		8期		合計		
		施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	
岐阜圏域	岐阜市	20	1,789	0	0	0	20	0	0	0	20	20	1,809	
	羽島市	6	310	0	0	0	0	0	0	0	0	6	310	
	各務原市	6	486	0	0	0	0	0	4	0	4	6	490	
	山県市	3	200	0	0	0	0	0	0	0	0	3	200	
	岐南町	1	100	0	0	1	80	0	0	1	80	2	180	
	笠松町	1	80	0	0	0	0	0	0	0	0	1	80	
	もとす広域	瑞穂市	2	142	0	0	0	0	0	0	0	0	2	142
		本巣市	4	328	0	0	0	0	0	0	0	0	4	328
		北方町	1	100	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100
	計	44	3,535	0	0	1	100	0	4	1	104	45	3,639	
西濃圏域	大垣市	9	850	1	80	0	20	1	100	2	200	11	1,050	
	海津市	2	159	0	0	0	0	0	0	0	0	2	159	
	養老町	1	90	0	0	0	0	0	0	0	0	1	90	
	垂井町	3	220	0	0	0	0	0	0	0	0	3	220	
	関ヶ原町	1	90	0	0	0	0	0	0	0	0	1	90	
	安八広域	神戸町	1	60	0	0	0	0	0	0	0	0	1	60
		輪之内町	1	60	0	0	0	0	0	0	0	0	1	60
		安八町	2	160	0	4	0	0	0	0	0	4	2	164
	揖斐広域	揖斐川町	3	180	0	0	0	0	0	0	0	0	3	180
		大野町	2	100	0	0	0	0	0	0	0	0	2	100
池田町		1	139	0	0	0	0	0	0	0	0	1	139	
計	26	2,108	1	84	0	20	1	100	2	204	28	2,312		
中濃圏域	関市	8	600	0	0	0	0	0	0	0	0	8	600	
	美濃市	3	210	0	0	0	0	0	0	0	0	3	210	
	美濃加茂市	2	210	0	0	0	0	0	0	0	0	2	210	
	可児市	4	350	0	0	0	0	0	0	0	0	4	350	
	郡上市	4	300	0	0	0	0	0	0	0	0	4	300	
	坂祝町	1	30	0	0	0	0	0	0	0	0	1	30	
	富加町	1	80	0	0	0	0	0	0	0	0	1	80	
	川辺町	1	60	0	0	0	0	0	0	0	0	1	60	
	七宗町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	八百津町	1	70	0	0	0	0	0	0	0	0	1	70	
	白川町	1	60	0	0	0	0	0	0	0	0	1	60	
	東白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	御嵩町	1	80	0	0	0	0	0	0	0	0	1	80	
計	27	2,050	0	0	0	0	0	0	0	0	27	2,050		
東濃圏域	多治見市	7	570	0	0	0	0	0	0	0	0	7	570	
	中津川市	6	529	0	4	0	40	1	50	1	94	7	623	
	瑞浪市	3	210	0	0	0	0	0	0	0	0	3	210	
	恵那市	4	310	0	10	0	0	0	10	0	20	4	330	
	土岐市	2	200	0	0	0	0	0	0	0	0	2	200	
	計	22	1,819	0	14	0	40	1	60	1	114	23	1,933	
飛騨圏域	高山市	6	440	0	0	0	0	0	0	0	0	6	440	
	飛騨市	3	282	0	0	0	0	0	0	0	0	3	282	
	下呂市	3	200	0	0	0	0	0	0	0	0	3	200	
	白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	12	922	0	0	0	0	0	0	0	0	12	922	
県合計		131	10434	1	98	1	160	2	164	4	422	135	10856	

●地域密着型特別養護老人ホーム(施設数及び定員数)

市町村名		1期～7期		R3			R4		R5		8期		合計	
		施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	
岐阜圏域	岐阜市	7	203	0	0	0	0	1	29	1	29	8	232	
	羽島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	各務原市	6	174	0	0	1	29	0	0	1	29	7	203	
	山県市	1	20	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20	
	岐南町	1	29	0	0	0	0	0	0	0	0	1	29	
	笠松町	1	20	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20	
	も と す 広 域	瑞穂市	1	20	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20
		本巣市	2	45	0	0	0	0	0	0	0	0	2	45
		北方町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	19	511	0	0	1	29	1	29	2	58	21	569	
西濃圏域	大垣市	2	50	0	0	0	0	0	0	0	0	2	50	
	海津市	3	87	0	0	0	0	0	0	0	0	3	87	
	養老町	2	49	0	0	0	0	0	0	0	0	2	49	
	垂井町	1	19	0	0	0	0	0	0	0	0	1	19	
	関ヶ原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	安 八 広 域	神戸町	2	39	0	0	0	0	0	0	0	0	2	39
		輪之内町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		安八町	1	20	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20
	揖 斐 広 域	揖斐川町	1	29	0	0	0	0	0	0	0	0	1	29
		大野町	2	58	0	0	0	0	0	0	0	0	2	58
池田町		1	29	0	0	0	0	0	0	0	0	1	29	
計	15	380	0	0	0	0	0	0	0	0	15	380		
中濃圏域	関市	2	49	0	0	0	0	0	0	0	0	2	49	
	美濃市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	美濃加茂市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	可児市	3	87	0	0	1	29	0	0	1	29	4	116	
	郡上市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	坂祝町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	富加町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	川辺町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	七宗町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	八百津町	1	29	0	0	0	0	0	0	0	0	1	29	
	白川町	2	45	0	0	0	0	0	0	0	0	2	45	
	東白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	御嵩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	8	210	0	0	1	29	0	0	1	29	9	239	
東濃圏域	多治見市	2	58	0	0	0	0	0	0	0	0	2	58	
	中津川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	瑞浪市	1	20	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20	
	恵那市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	土岐市	1	29	0	0	0	0	0	0	0	0	1	29	
	計	4	107	0	0	0	0	0	0	0	0	4	107	
飛驒圏域	高山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	飛驒市	1	29	0	0	0	0	0	0	0	0	1	29	
	下呂市	1	29	0	0	0	0	0	0	0	0	1	29	
	白川村	1	24	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24	
	計	3	82	0	0	0	0	0	0	0	0	3	82	
県合計		49	1290	0	0	2	58	1	29	3	87	52	1377	

●介護老人保健施設(施設数及び定員数)

市町村名		1期～7期		R3			R4		R5		8期		合計	
		施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	
岐阜圏域	岐阜市	15	1368	0	0	0	0	0	15	0	15	15	1383	
	羽島市	1	100	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100	
	各務原市	5	362	0	0	-1	-113	0	0	-1	-113	4	249	
	山泉市	1	100	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100	
	岐南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	笠松町	2	201	-1	-55	0	0	0	0	-1	-55	1	146	
	もとす広域	瑞穂市	1	120	0	0	0	0	0	0	0	0	1	120
		本巣市	1	70	0	0	0	0	0	0	0	0	1	70
		北方町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	26	2321	-1	-55	-1	-113	0	15	-2	-153	24	2168	
西濃圏域	大垣市	4	423	0	0	0	0	0	0	0	0	4	423	
	海津市	1	100	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100	
	養老町	1	100	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100	
	垂井町	2	130	0	0	0	0	0	0	0	0	2	130	
	関ヶ原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	安八広域	神戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		輪之内町	1	70	0	0	0	0	0	0	0	0	1	70
		安八町	0	0	0	0	0	0	1	100	1	100	1	100
	揖斐広域	揖斐川町	1	59	0	0	0	0	0	0	0	0	1	59
		大野町	2	167	0	0	0	0	0	0	0	0	2	167
池田町		1	150	0	0	0	0	0	0	0	0	1	150	
計	13	1199	0	0	0	0	1	100	1	100	14	1299		
中濃圏域	関市	5	315	0	0	0	0	0	0	0	0	5	315	
	美濃市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	美濃加茂市	3	294	0	0	0	0	0	0	0	0	3	294	
	可児市	3	316	0	0	0	0	0	0	0	0	3	316	
	郡上市	3	190	0	0	0	0	0	0	0	0	3	190	
	坂祝町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	富加町	1	100	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100	
	川辺町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	七宗町	1	29	0	0	0	0	0	0	0	0	1	29	
	八百津町	1	29	0	0	0	0	0	0	0	0	1	29	
	白川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	東白川村	1	16	0	0	0	0	0	0	0	0	1	16	
	御嵩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	18	1289	0	0	0	0	0	0	0	0	18	1289		
東濃圏域	多治見市	3	300	0	0	0	0	0	0	0	0	3	300	
	中津川市	3	290	0	0	0	0	0	0	0	0	3	290	
	瑞浪市	1	170	0	0	0	0	0	0	0	0	1	170	
	恵那市	2	195	0	0	0	0	0	6	0	6	2	201	
	土岐市	2	200	0	0	0	0	0	0	0	0	2	200	
	計	11	1155	0	0	0	0	0	6	0	6	11	1161	
飛騨圏域	高山市	5	500	0	0	0	0	0	0	0	0	5	500	
	飛騨市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	下呂市	2	111	0	0	0	0	0	0	0	0	2	111	
	白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	7	611	0	0	0	0	0	0	0	0	7	611	
県合計	75	6575	-1	-55	-1	-113	1	121	-1	-47	74	6528		



●介護医療院(施設数及び定員数)

市町村名		1期～7期		R3		R4		R5		8期		合計		
		施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	
岐阜圏域	岐阜市	3	112	0	0	0	0	0	0	0	0	3	112	
	羽島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	各務原市	0	0	0	0	1	113	1	41	2	154	2	154	
	山泉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	岐南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	笠松町	1	36	1	55	0	0	0	0	1	55	2	91	
	もとす広域	瑞穂市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		本巣市	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	1	15
		北方町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	5	163	1	55	1	113	1	41	3	209	8	372	
西濃圏域	大垣市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	海津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	養老町	1	56	0	0	0	0	0	0	0	0	1	56	
	垂井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	関ヶ原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	安八広域	神戸町	0	0	0	0	1	14	0	0	1	14	1	14
		輪之内町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		安八町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	揖斐広域	揖斐川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		大野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
池田町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	1	56	0	0	1	14	0	0	1	14	2	70		
中濃圏域	関市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	美濃市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	美濃加茂市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	可児市	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50	
	郡上市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	坂祝町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	富加町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	川辺町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	七宗町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	八百津町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	白川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	東白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	御嵩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50		
東濃圏域	多治見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	中津川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	瑞浪市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	恵那市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	土岐市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
飛騨圏域	高山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	飛騨市	1	58	0	0	0	0	0	0	0	0	1	58	
	下呂市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	1	58	0	0	0	0	0	0	0	0	1	58		
県合計	8	327	1	55	2	127	1	41	4	223	12	550		

●認知症高齢者グループホーム(施設数及び定員数)

市町村名		1期～7期		R3		R4		R5		8期		合計		
		施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	
岐阜圏域	岐阜市	55	877	1	18	0	0	0	0	1	18	56	895	
	羽島市	13	159	0	0	0	0	0	0	0	0	13	159	
	各務原市	20	357	0	0	0	0	0	0	0	0	20	357	
	山県市	4	45	0	0	0	0	0	0	0	0	4	45	
	岐南町	4	72	0	0	0	0	0	0	0	0	4	72	
	笠松町	2	45	0	0	0	0	0	0	0	0	2	45	
	もとす広域	瑞穂市	5	81	0	0	0	0	0	0	0	0	5	81
		本巣市	4	81	0	0	0	0	0	0	0	0	4	81
		北方町	1	27	0	0	0	0	0	0	0	0	1	27
	計	108	1,744	1	18	0	0	0	0	1	18	109	1,762	
西濃圏域	大垣市	20	327	1	18	0	0	0	0	1	18	21	345	
	海津市	5	90	0	0	0	0	0	0	0	0	5	90	
	養老町	5	81	0	0	0	0	0	0	0	0	5	81	
	垂井町	4	72	0	0	0	0	0	0	0	0	4	72	
	関ヶ原町	1	9	0	9	0	0	0	0	0	9	1	18	
	安八広域	神戸町	3	45	0	0	0	0	0	0	0	0	3	45
		輪之内町	2	36	0	0	0	0	0	0	0	0	2	36
		安八町	1	18	0	0	0	0	0	0	0	0	1	18
	揖斐広域	揖斐川町	6	99	0	0	0	0	0	0	0	0	6	99
		大野町	6	90	0	0	0	0	0	0	0	0	6	90
		池田町	7	81	0	0	0	0	0	0	0	0	7	81
計	60	948	1	27	0	0	0	0	1	27	61	975		
中濃圏域	関市	17	216	0	0	0	0	1	9	1	9	18	225	
	美濃市	3	45	0	0	0	0	0	0	0	0	3	45	
	美濃加茂市	6	108	0	0	0	0	0	0	0	0	6	108	
	可児市	10	180	0	0	0	0	0	0	0	0	10	180	
	郡上市	5	104	1	18	0	0	0	0	1	18	6	122	
	坂祝町	2	27	0	0	0	0	0	0	0	0	2	27	
	富加町	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	
	川辺町	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	
	七宗町	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	
	八百津町	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	
	白川町	1	18	0	0	0	0	0	0	0	0	1	18	
	東白川村	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	
	御嵩町	2	26	0	0	0	0	0	0	0	0	2	26	
	計	51	769	1	18	0	0	1	9	2	27	53	796	
東濃圏域	多治見市	11	195	0	0	1	18	0	0	1	18	12	213	
	中津川市	14	207	1	18	0	0	0	0	1	18	15	225	
	瑞浪市	6	81	0	0	0	0	0	0	0	0	6	81	
	恵那市	11	162	0	0	0	0	0	0	0	0	11	162	
	土岐市	7	108	0	0	0	0	0	0	0	0	7	108	
	計	49	753	1	18	1	18	0	0	2	36	51	789	
飛騨圏域	高山市	8	69	0	0	1	9	0	0	1	9	9	78	
	飛騨市	9	99	0	0	0	0	0	0	0	0	9	99	
	下呂市	6	99	0	0	0	0	0	0	0	0	6	99	
	白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	23	267	0	0	1	9	0	0	1	9	24	276	
県合計		291	4481	4	81	2	27	1	9	7	117	298	4598	

●介護専用型特定施設入居者生活介護(施設数及び定員数)

市町村名		1期～7期		R3					R4		R5		8期		合計	
		施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	
岐阜圏域	岐阜市	3	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	100	
	羽島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	各務原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	山県市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	岐南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	笠松町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	も と す 広 域	瑞穂市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		本巣市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		北方町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	100		
西濃圏域	大垣市	1	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	33	
	海津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	養老町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	垂井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	関ヶ原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	安 八 広 域	神戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		輪之内町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		安八町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	揖 斐 広 域	揖斐川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		大野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
池田町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	1	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	33		
中濃圏域	関市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	美濃市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	美濃加茂市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	可児市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	郡上市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	坂祝町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	富加町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	川辺町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	七宗町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	八百津町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	白川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	東白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	御嵩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
東濃圏域	多治見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	中津川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	瑞浪市	1	30	-1	-30	0	0	0	0	-1	-30	0	0			
	恵那市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	土岐市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	計	1	30	-1	-30	0	0	0	0	-1	-30	0	0			
飛騨圏域	高山市	0	0	0	0	1	20	0	0	1	20	1	20			
	飛騨市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	下呂市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	計	0	0	0	0	1	20	0	0	1	20	1	20			
県合計	5	163	-1	-30	1	20	0	0	0	-10	5	153				

●地域密着型特定施設入居者生活介護(施設数及び定員数)

市町村名		1期～7期		R3			R4		R5		8期		合計	
		施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	
岐阜圏域	岐阜市	2	58	0	0	0	0	0	0	0	0	2	58	
	羽島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	各務原市	2	58	0	0	0	0	1	29	1	29	3	87	
	山県市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	岐南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	笠松町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	もとす広域	瑞穂市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		本巣市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		北方町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	4	116	0	0	0	0	1	29	1	29	5	145	
西濃圏域	大垣市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	海津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	養老町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	垂井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	関ヶ原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	安八広域	神戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		輪之内町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		安八町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	揖斐広域	揖斐川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		大野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
池田町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
中濃圏域	関市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	美濃市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	美濃加茂市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	可児市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	郡上市	1	29	0	0	0	0	0	0	0	0	1	29	
	坂祝町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	富加町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	川辺町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	七宗町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	八百津町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	白川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	東白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	御嵩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	1	29	0	0	0	0	0	0	0	0	1	29	
東濃圏域	多治見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	中津川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	瑞浪市	0	0	1	20	0	0	0	0	1	20	1	20	
	恵那市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	土岐市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	1	20	0	0	0	0	1	20	1	20	
飛騨圏域	高山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	飛騨市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	下呂市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
県合計	5	145	1	20	0	0	1	29	2	49	7	194		

●混合型特定施設入居者生活介護(施設数及び定員数)

市町村名		1期～7期		R3			R4		R5		8期		合計	
		施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	
岐阜圏域	岐阜市	4	225	0	0	0	0	0	0	0	0	4	225	
	羽島市	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	
	各務原市	3	100	0	0	0	0	0	0	0	0	3	100	
	山県市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	岐南町	1	45	0	0	0	0	0	0	0	0	1	45	
	笠松町	1	36	0	0	0	0	0	0	0	0	1	36	
	もとす広域	瑞穂市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		本巣市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		北方町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	10	416	0	0	0	0	0	0	0	0	10	416	
西濃圏域	大垣市	3	128	0	0	0	0	0	0	0	0	3	128	
	海津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	養老町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	垂井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	関ヶ原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	安八広域	神戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		輪之内町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		安八町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	揖斐広域	揖斐川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		大野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
池田町		1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50	
計	4	178	0	0	0	0	0	0	0	0	4	178		
中濃圏域	関市	4	115	0	0	0	0	0	0	0	0	4	115	
	美濃市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	美濃加茂市	1	36	0	0	0	0	0	0	0	0	1	36	
	可児市	1	42	0	0	0	0	0	0	0	0	1	42	
	郡上市	2	42	0	0	0	0	0	0	0	0	2	42	
	坂祝町	1	80	0	0	0	0	0	0	0	0	1	80	
	富加町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	川辺町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	七宗町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	八百津町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	白川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	東白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	御嵩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	9	315	0	0	0	0	0	0	0	0	9	315		
東濃圏域	多治見市	5	321	0	0	0	0	0	0	0	0	5	321	
	中津川市	2	130	0	0	1	30	0	0	1	30	3	160	
	瑞浪市	1	30	0	10	0	0	0	0	0	10	1	40	
	恵那市	1	30	0	0	0	0	0	0	0	0	1	30	
	土岐市	1	30	0	0	0	0	0	0	0	0	1	30	
	計	10	541	0	10	1	30	0	0	1	40	11	581	
飛騨圏域	高山市	2	97	0	0	0	0	0	0	0	0	2	97	
	飛騨市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	下呂市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	2	97	0	0	0	0	0	0	0	0	2	97		
県合計	35	1547	0	10	1	30	0	0	1	40	36	1587		

●養護老人ホーム(施設数及び定員数)

市町村名		1期～7期		R3			R4		R5		8期		合計	
		施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	
岐阜圏域	岐阜市	2	200	0	0	0	0	0	0	0	0	2	200	
	羽島市	1	40	0	0	0	0	0	0	0	0	1	40	
	各務原市	1	54	0	0	0	0	0	0	0	0	1	54	
	山泉市	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50	
	岐南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	笠松町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	もとす広域	瑞穂市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		本巣市	1	60	0	0	0	0	0	0	0	0	1	60
		北方町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	6	404	0	0	0	0	0	0	0	0	6	404		
西濃圏域	大垣市	1	70	0	0	0	0	0	0	0	0	1	70	
	海津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	養老町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	垂井町	1	80	0	0	0	0	0	0	0	0	1	80	
	関ヶ原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	安八広域	神戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		輪之内町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		安八町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	揖斐広域	揖斐川町	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50
		大野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
池田町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	3	200	0	0	0	0	0	0	0	0	3	200		
中濃圏域	関市	1	44	0	0	0	0	0	0	0	0	1	44	
	美濃市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	美濃加茂市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	可児市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	郡上市	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50	
	坂祝町	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50	
	富加町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	川辺町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	七宗町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	八百津町	1	30	0	0	0	0	0	0	0	0	1	30	
	白川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	東白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	御嵩町	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50	
計	5	224	0	0	0	0	0	0	0	0	5	224		
東濃圏域	多治見市	1	40	0	0	0	0	0	0	0	0	1	40	
	中津川市	1	45	0	0	0	0	0	0	0	0	1	45	
	瑞浪市	1	30	0	-10	0	0	0	0	0	-10	1	20	
	恵那市	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50	
	土岐市	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50	
	計	5	215	0	-10	0	0	0	0	0	-10	5	205	
飛騨圏域	高山市	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50	
	飛騨市	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50	
	下呂市	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50	
	白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	3	150	0	0	0	0	0	0	0	0	3	150	
県合計	22	1193	0	-10	0	0	0	0	0	-10	22	1183		

●軽費老人ホーム(施設数及び定員数)

市町村名		1期～7期		R3		R4		R5		8期		合計		
		施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	
岐阜圏域	岐阜市	12	420	0	0	0	0	0	0	0	0	12	420	
	羽島市	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	1	15	
	各務原市	5	159	0	0	0	0	1	29	1	29	6	188	
	山泉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	岐南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	笠松町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	もとす広域	瑞穂市	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	1	15
		本巣市	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50
		北方町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	20	659	0	0	0	0	1	29	1	29	21	688	
西濃圏域	大垣市	4	160	0	0	0	0	0	0	0	0	4	160	
	海津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	養老町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	垂井町	1	40	0	0	0	0	0	0	0	0	1	40	
	関ヶ原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	安八広域	神戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		輪之内町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		安八町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	揖斐広域	揖斐川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		大野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
池田町		1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50	
計	6	250	0	0	0	0	0	0	0	0	6	250		
中濃圏域	関市	3	106	0	0	0	0	0	0	0	0	3	106	
	美濃市	0	0	0	0	1	30	0	0	1	30	1	30	
	美濃加茂市	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50	
	可児市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	郡上市	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	1	15	
	坂祝町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	富加町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	川辺町	1	20	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20	
	七宗町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	八百津町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	白川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	東白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	御嵩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	6	191	0	0	1	30	0	0	1	30	7	221	
東濃圏域	多治見市	3	114	0	0	0	0	0	0	0	0	3	114	
	中津川市	1	16	0	0	0	0	0	0	0	0	1	16	
	瑞浪市	1	30	0	10	0	0	0	0	0	10	1	40	
	恵那市	1	20	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20	
	土岐市	1	30	0	0	0	0	0	0	0	0	1	30	
	計	7	210	0	10	0	0	0	0	0	10	7	220	
飛騨圏域	高山市	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50	
	飛騨市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	下呂市	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50	
	白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	2	100	0	0	0	0	0	0	0	0	2	100	
県合計		41	1410	0	10	1	30	1	29	2	69	43	1479	

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護(施設数及び定員数)

市町村名		1期～7期		R3		R4		R5		8期		合計		
		施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	
岐阜圏域	岐阜市	6		1		0		0		1		7		
	羽島市	1		0		0		0		0		1		
	各務原市	1		0		0		0		0		1		
	山県市	0		0		0		0		0		0		
	岐南町	0		0		0		0		0		0		
	笠松町	0		0		0		0		0		0		
	もとす広域	瑞穂市	0		0		0		0		0		0	
		本巣市	0		0		0		0		0		0	
		北方町	1		0		0		0		0		1	
	計	9		1		0		0		1		10		
西濃圏域	大垣市	1		1		0		0		1		2		
	海津市	0		0		0		0		0		0		
	養老町	0		0		0		0		0		0		
	垂井町	0		0		0		0		0		0		
	関ヶ原町	0		0		0		0		0		0		
	安八広域	神戸町	0		0		0		0		0		0	
		輪之内町	0		0		0		0		0		0	
		安八町	0		0		0		0		0		0	
	揖斐広域	揖斐川町	0		0		0		0		0		0	
		大野町	0		0		0		0		0		0	
池田町		0		0		0		0		0		0		
計	1		1		0		0		1		2			
中濃圏域	関市	0		0		0		0		0		0		
	美濃市	0		0		0		0		0		0		
	美濃加茂市	0		0		0		0		0		0		
	可児市	1		0		1		0		1		2		
	郡上市	0		0		0		0		0		0		
	坂祝町	0		0		0		0		0		0		
	富加町	0		0		0		0		0		0		
	川辺町	0		0		0		0		0		0		
	七宗町	0		0		0		0		0		0		
	八百津町	0		0		0		0		0		0		
	白川町	0		0		0		0		0		0		
	東白川村	0		0		0		0		0		0		
	御嵩町	0		0		0		0		0		0		
計	1		0		1		0		1		2			
東濃圏域	多治見市	0		1		0		0		1		1		
	中津川市	1		0		0		0		0		1		
	瑞浪市	0		0		0		0		0		0		
	恵那市	2		0		0		0		0		2		
	土岐市	0		0		0		0		0		0		
	計	3		1		0		0		1		4		
飛騨圏域	高山市	1		0		0		0		0		1		
	飛騨市	0		0		0		0		0		0		
	下呂市	0		0		0		0		0		0		
	白川村	0		0		0		0		0		0		
	計	1		0		0		0		0		1		
県合計	15		3		1		0		4		19			



●小規模多機能型居宅介護(施設数及び定員数)

市町村名		1期～7期		R3			R4		R5		8期		合計	
		施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	
岐阜圏域	岐阜市	21	597	1	29	0	0	0	0	1	29	22	626	
	羽島市	3	79	0	0	0	0	0	0	0	0	3	79	
	各務原市	8	220	0	0	0	0	0	0	0	0	8	220	
	山県市	1	29	0	0	0	0	0	0	0	0	1	29	
	岐南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	笠松町	2	58	0	0	0	0	0	0	0	0	2	58	
	もとす広域	瑞穂市	1	24	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24
		本巣市	2	58	0	0	0	0	0	0	0	0	2	58
		北方町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	38	1065	1	29	0	0	0	0	1	29	39	1094	
西濃圏域	大垣市	8	203	1	25	0	0	0	0	1	25	9	228	
	海津市	1	25	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	
	養老町	1	29	0	0	0	0	0	0	0	0	1	29	
	垂井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	関ヶ原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	安八広域	神戸町	1	25	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25
		輪之内町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		安八町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	揖斐広域	揖斐川町	1	25	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25
		大野町	1	25	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25
池田町		1	24	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24	
計	14	356	1	25	0	0	0	0	1	25	15	381		
中濃圏域	関市	5	124	0	0	1	29	1	29	2	58	7	182	
	美濃市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	美濃加茂市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	可児市	2	54	0	0	0	0	0	0	0	0	2	54	
	郡上市	2	50	0	0	0	0	0	0	0	0	2	50	
	坂祝町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	富加町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	川辺町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	七宗町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	八百津町	1	29	0	0	0	0	0	0	0	0	1	29	
	白川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	東白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	御嵩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	10	257	0	0	1	29	1	29	2	58	12	315		
東濃圏域	多治見市	3	78	0	0	0	0	0	0	0	0	3	78	
	中津川市	3	74	1	29	0	0	0	0	1	29	4	103	
	瑞浪市	1	29	0	0	0	0	-1	-29	-1	-29	0	0	
	恵那市	4	116	0	0	0	0	0	0	0	0	4	116	
	土岐市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	11	297	1	29	0	0	-1	-29	0	0	11	297	
飛騨圏域	高山市	8	220	0	0	0	0	0	0	0	0	8	220	
	飛騨市	1	18	0	0	0	0	0	0	0	0	1	18	
	下呂市	2	54	0	0	0	0	0	0	0	0	2	54	
	白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	11	292	0	0	0	0	0	0	0	0	11	292	
県合計	84	2267	3	83	1	29	0	0	4	112	88	2379		

●看護小規模多機能型居宅介護(施設数及び定員数)

市町村名		1期～7期		R3			R4		R5		8期		合計	
		施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	
岐阜圏域	岐阜市	1	29	0	0	1	29	0	0	1	29	2	58	
	羽島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	各務原市	1	18	0	0	0	0	0	0	0	0	1	18	
	山県市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	岐南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	笠松町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	もとす広域	瑞穂市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		本巣市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		北方町	1	29	0	0	0	0	0	0	0	0	1	29
	計	3	76	0	0	1	29	0	0	1	29	4	105	
西濃圏域	大垣市	3	56	1	20	0	0	0	0	1	20	4	76	
	海津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	養老町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	垂井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	関ヶ原町	0	0	1	29	0	0	0	0	1	29	1	29	
	安八広域	神戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		輪之内町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		安八町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	揖斐広域	揖斐川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		大野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
池田町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	3	56	2	49	0	0	0	0	2	49	5	105		
中濃圏域	関市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	美濃市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	美濃加茂市	1	29	0	0	1	29	0	0	1	29	2	58	
	可児市	1	29	0	0	0	0	0	0	0	0	1	29	
	郡上市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	坂祝町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	富加町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	川辺町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	七宗町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	八百津町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	白川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	東白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	御嵩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	2	58	0	0	1	29	0	0	1	29	3	87	
東濃圏域	多治見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	中津川市	0	0	0	0	0	0	1	29	1	29	1	29	
	瑞浪市	0	0	0	0	0	0	1	29	1	29	1	29	
	恵那市	2	58	0	0	0	0	0	0	0	0	2	58	
	土岐市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	2	58	0	0	0	0	2	58	2	58	4	116	
飛騨圏域	高山市	2	49	0	0	0	0	0	0	0	0	2	49	
	飛騨市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	下呂市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	2	49	0	0	0	0	0	0	0	0	2	49	
県合計	12	297	2	49	2	58	2	58	6	165	18	462		

## 第4章 施策の展開



### 第3節 高齢者が活躍できる社会の実現

#### 1 高齢者の生きがい・健康づくりの推進

高齢者の方々の社会参加及び就労を促進するためには、高齢者の方々の長年培ってきた知識や経験、などを活かすことができる、多様な活躍の場づくりを進めることが必要です。

また、地域社会の活力を維持していくためには、高齢者の方々において、地域社会に貢献する活動に参加いただくとともに、その活動における人材の育成につなげていくことが重要です。

地域社会でいきいきと活躍していただくためには、健康の保持・増進も基本的かつ重要な課題です。

基本的な生活習慣の習得・持続、生活習慣病の予防・改善、生涯学習、文化・スポーツ活動を通じた生きがいづくりや健康づくりを支援します。

##### (1) 多様な社会参加活動と就労の促進

###### ① 高齢者の社会参加・生きがいづくりの支援

###### 【現状・課題】

○令和2年4月1日現在の県の高齢化率は30.1%で、今後も増加する見込みですが、生産年齢人口が減少し続ける中で、高齢者になっても社会を担う存在として活躍することが求められています。

○平成30年度県政世論調査によると、60～69歳で約6割、70歳以上でも約4割の人が、ボランティアなどの社会貢献活動へ「参加している」「今後参加したい」と考えています。

○高齢者の社会参加を促進し、「生涯現役社会」の実現を実現するためには、社会参加に向けた一元的な情報提供やきっかけとなる場の提供など、社会参加を後押しする必要があります。

###### 【施策】

○「高齢者生きがいづくり応援窓口」において、高齢者の社会参加に係る情報を集約し、社会参加・生きがいづくりに関する相談へのワンストップでの対応、ホームページによる高齢者関連事業の情報発信を行います。

○市町村が実施する高齢者の社会参加及び生きがいづくりの推進を目的とした事業に対し、支援します。

○高齢者等を対象に、近隣住民の生活上の困りごとを手助けする生活支援ボランティア養成講座を開催するとともに、市町村社会福祉協議会、生活支援コーディネーター等との連携を図るため地域交流会を開催します。

○市町村老人クラブ連合会及び単位老人クラブの活動費に対する補助金について、生きがいくくり事業に取り組む老人クラブに重点配分します。

## ② 高齢者の就労促進

### 【現状・課題】

○人口減少・少子高齢化や景気の回復基調等を背景に、有効求人倍率の高い状況が続き、県内企業では人手不足の慢性化が続いていました。ところが、令和2年に入ると、新型コロナウイルス感染症の影響により有効求人倍率が低下し、雇用情勢は厳しい状況に転じ、高齢者だけでなく様々な年代において就業確保は難しくなってきました。このような状況下においても、将来を見据え、高齢者を重要な労働力として人材を確保・育成、高齢者が働きやすい環境づくりの促進など、高齢者の就労促進を引き続き進めていく必要があります。

○労働力人口総数は概ね横ばいで推移していますが、労働力人口総数に占める65歳以上の者の割合は、増加し続けています。

### 【労働力人口の推移（全国）】

（単位：万人／％）

	H12	H17	H22	H27	R元
労働人口（全年齢）	6,766	6,651	6,632	6,625	6,886
労働人口（65歳以上）	494	504	585	746	907
割合（65歳以上/全年齢）	7.3%	7.6%	8.8%	11.3%	13.2%

資料：高齢社会白書（R2）

○現在収入のある仕事をしている60歳以上の方の約4割が「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答しています。70歳頃までもしくはそれ以上との回答と合計すると、約9割が高齢期にも高い就業意欲を持っていることとなります。

### 【何歳頃まで収入を伴う仕事をしたいか（全国）】

（単位：％）

65歳	70歳	75歳	80歳	働けるうちはいつまでも	その他（無回答、不明等）
11.6%	23.4%	19.3%	7.6%	36.7%	1.4%

87.0%

資料：高齢社会白書（R2）

### 【施策】

○岐阜県シルバー人材センター連合会や労使関係者、金融機関等と連携して、働き手となる高齢者の発掘・育成、働く意欲のある高齢者と高齢者雇用に意欲的な企業とのマッチング、高齢者の就業先の開拓・雇用環境整備に対する支援を一体的に実施します。

## ③ シルバー人材センターの活動

### 【現状・課題】

○シルバー人材センターは、定年退職者などの60歳以上の高年齢者に、そのライフスタイルに合わせた、臨時的かつ短期的な就業等を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとする様々な社会参加を通じて、健康で生きがいのある生活の実現や、地域社会の福祉の向上・活性化に取り組んでいます。

○シルバー人材センター会員数は、定年延長等の影響もあり、近年減少傾向にあります。シルバー人材センターの活動は、高齢者の方々の医療・介護生活への抑止・予防につながるものと考えられていることから、会員増員運動に取り組んでいるところです。

【岐阜県シルバー人材センター連合会の会員数】

(単位：人、%)

区 分	H27.3 末	H28.3 末	H29.3 末	H30.3 末	H31.3 末	R2.3 末
会 員 数	13,895 人	13,985 人	14,190 人	14,129 人	14,124 人	14,072 人
加 入 率	1.97%	1.98%	2.00%	1.97%	1.95%	1.95%
60 歳以上人口	704,915 人	707,536 人	710,208 人	717,986 人	722,550 人	723,460 人

資料：岐阜県シルバー人材センター連合会調べ

○近年の会員の傾向として、就業意欲の減退、退職前に従事していた職種以外の職種への関心の低さや抵抗感から、センターが紹介する職種と会員が希望する職種とのミスマッチ等が課題となっている一方で、少子高齢化の急速な進展に伴い、深刻な労働力不足が懸念される中、高齢者の労働力としての活躍に期待が寄せられています。

○各市町村においては、シルバー人材センターが地域支援事業の担い手となり、高齢者が住み慣れた地域で、できる限り要介護状態にならずに暮らし続けられるよう、多様なニーズに対する生活支援サービスの提供が進んでいます。

【施策】

○シルバー事業を全県的に展開し、事業の一層の拡大・会員の能力開発等を行う（公社）岐阜県シルバー人材センター連合会の活動を支援するため、運営費に対する補助を行い、シニア人材の就業先の開拓を通じて高齢者が活躍できる機会を拡大し、人手不足解消と活力ある地域社会の形成を図ります。

④ 就農支援

【現状・課題】

- 農業者の高齢化に伴い、本県の農業就業人口は全国と比べても大きく減少しており、市町村や農協など関係機関と連携し、農業の担い手づくりに取り組んでいます。
- 高齢農業者は、朝市・直売向け農産物の生産や新規就農者の育成が難しい品目の生産等を担っていることから、定年退職を契機に就農する「定年帰農者」も地域農業を支える担い手として位置づけ、担い手づくりを進める必要があります。

【農業就業人口】

(単位：千人)

	H27	R1	減少率
全国	2,096.6	1681.1	△19.8%
岐阜県	38.7	26.1	△32.6%

資料：農林業センサス、農業構造動態調査

## 【施策】

- 県内外で就農相談会やセミナーを開催し、定年を契機にUターン等により就農を希望する者の掘り起こしを図ります。
- 関係機関と連携し、就農意欲の喚起や農業の基礎知識を学ぶ講座、農業技術を実践的に学ぶ研修会を開催し、就農希望者の技術習得を支援します。

## ⑤ 園芸福祉活動

### 【現状・課題】

- 園芸福祉は、種をまき、苗を育てて花を咲かせ、収穫するなど植物と接することを通じて、高齢者の生きがいづくり、子どもの情操教育、障がい者の自立支援、世代間交流など、人々が健康で生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指す活動です。
- 県では、平成14年度から園芸福祉の活動をボランティアで支援する「園芸福祉サポーター」（以下、「サポーター」という）制度を設け、園芸福祉に携わる団体と協力し、高齢者施設、障がい者施設などにおける園芸福祉活動を支援してきたところ、県内にサポーターが誕生し、その活動も定着してきましたが、一部の施設での取組みにとどまっていること、これまで活躍してきたサポーターの高齢化により活動の継続が難しくなってきたことから、園芸福祉サポーターの養成や福祉施設等への園芸福祉活動の普及等、園芸福祉活動の定着を進める必要があります。

### 【園芸福祉サポーター認定者数】

	H30	R1
園芸福祉サポーター認定者数	267人	343人
（内、再認定者数）	（182人）	（182人）

※県農産園芸課調べ

## 【施策】

- 新たな園芸福祉サポーターの人材確保や活動促進のため、定年退職者などの60歳以上の高齢者の加入促進や、福祉系大学と連携し、学生サポーター養成講座を開催します。
- 認定後は、活動が活発な施設の取組み事例を学び、新たな知識を身に着けることができるフォローアップ研修を行い、サポーターの資質向上を図ります。
- 園芸福祉活動を取り入れることが期待される福祉施設等について、それぞれの施設がどのような活動を望んでいるのか把握し、サポーターの活動範囲の拡大を図ります。

## ⑥ ボランティア活動の充実

### 【現状・課題】

- 岐阜県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターにおいて、ボランティア活動をしたい人と、ボランティアによる支援を必要とする人とをつなぐマッチングのほか、ボランティア意識の醸成、研修会による人材育成等が行われています。

- 社会貢献活動に参加したいと考えているものの、情報不足や参加するきっかけが無いなどの理由で、活動につながらない場合があるため、ボランティアセンターにおけるマッチングの強化が求められるとともに、地域の福祉課題が多様化・複雑化する中、それに対応するボランティア活動促進のための施策が求められます。

#### 【施策】

- 地域におけるボランティア活動の拠点であるボランティアセンターの機能の強化と、ボランティア活動に対する取組を支援します。

### ⑦ 学校・地域に係る地域社会活動

#### 【現状・課題】

- 少子高齢化の進展、地域のつながりの希薄化などを背景に、子どもたちが育つ地域の力が衰退しており、学校を核として学校、家庭、地域が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する必要があります。
- 高齢者には、人生や生活についての先輩としての多くの知恵や経験が備わっていることから、多様な活躍の場づくりを進めることが必要です。
- 教職員の大量退職期の到来により、教育現場においては、ベテラン教員が減少する一方で、若年層世代の大量採用等に伴う中間年齢層の割合減となることで、指導技術が十分に継承されないなど、若手教員へ対する支援が十分に行われない事態が生じています。

#### 【施策】

- 地域の高齢者や保護者など幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、学校、家庭、地域が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動を推進するため、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置や基盤となる地域学校協働本部の活動を推進します。
- 放課後等の子どもの安全・安心な居場所を設け、高齢者を含む地域住民の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う取組を支援します。
- 高齢者の方々など多様な経験を有する地域の人材が子育て支援分野の事業に従事していただくことを目的とした「子育て支援員研修」を実施します。
- 様々な分野で活躍し退職を迎えた方々の豊かな経験・知識・技能を教育の現場で活かすことを目的に、教員免許状を所有し、教育に熱意を持った人材に「岐阜県教育人材バンク」へ登録を促し、県内の小・中・高・特別支援学校において常勤講師等として勤務してもらうための取組を継続的に推進します。

## (2) 老人クラブ活動の振興

### 【現状・課題】

- 老人クラブは地域に密着した組織として、生きがいや健康づくりなど、高齢者の方々自身の生活を豊かにする活動や、相互支援、環境美化、登下校の見守りなど、地域に貢献する活動を多岐に行っています。
- 岐阜県老人クラブ連合会では、高齢者の相互支援活動や、老人クラブリーダー研修会等の活動を行うことにより、市町村老人クラブ連合会や各老人クラブの活動推進・育成指導等に取り組んでいます。
- 近年、地域における相互支援の意識や、世代間交流の希薄化が懸念される一方で、個人の生活様式や価値観が多様化し、老人クラブの会員及びクラブ数は減少してきています。

### 【老人クラブ・会員数の状況】

区 分	H29.3 末	H30.3 末	H31.3 末	R2.3 末
老人クラブ数	2,455 団体	2,381 団体	2,380 団体	2,293 団体
会 員 数	176,549 人	168,963 人	161,536 人	152,919 人
加 入 率	24.9%	23.8%	22.6%	21.5%
60 歳以上人口	710,208 人	711,373 人	714,210 人	710,947 人

### 【施策】

- 県老人クラブ連合会が実施する作品コンクールや芸能大会などを通じた生きがいづくり、軽スポーツ大会による健康づくりなど、広く高齢者の方々の生活の健全化や福祉の増進を図る取り組みを支援します。
- 老人クラブが行う子どもの見守り活動や環境美化活動、交通安全運動など、地域貢献活動を支援します。
- 老人クラブが地域のひとり暮らしや寝たきりの高齢者の家庭を訪問し、家事援助等を行う高齢者相互支援活動を支援します。
- 県老人クラブ連合会による、老人クラブ活性化に向けた取組について県民に周知するなどし、取組を支援します。

## (3) スポーツ・文化活動の振興

### ①地域スポーツの推進

#### 【現状・課題】

- 幅広い世代の人々が各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する「総合型地域スポーツクラブ」を核として、各地域におけるスポーツ推進を図っています。



○総合型地域スポーツクラブでは、各クラブで定期的なスポーツ教室、地域における交流イベントなど、子どもから高齢者までが参加できる多くの事業を展開しており、特に高齢者では高いスポーツ実施率が維持されているところです。

### 【成人の週1回以上のスポーツを行う人の割合の推移】

	H24			H25			H26			H27			H28			H29			H30			R1 (H31)		
	人数	週1回以上	割合	人数	週1回以上	割合	人数	週1回以上	割合	人数	週1回以上	割合	人数	週1回以上	割合	人数	週1回以上	割合	人数	週1回以上	割合	人数	週1回以上	割合
20代	6	3	50.0%	26	8	30.8%	20	6	30.0%	25	7	28.0%	48	16	33.3%	36	16	44.4%	160	64	40.0%	52	26	50.0%
30代	52	19	36.5%	58	19	32.8%	57	18	31.6%	52	15	28.8%	108	41	38.0%	92	27	29.3%	160	65	40.6%	106	39	36.8%
40代	58	24	41.4%	99	27	27.3%	79	31	39.2%	83	29	34.9%	115	47	40.9%	90	34	37.8%	160	57	35.6%	190	71	37.4%
50代	65	30	46.2%	102	43	42.2%	93	37	39.8%	74	28	37.8%	111	45	40.5%	101	60	59.4%	160	97	60.6%	182	79	43.4%
60代	82	46	56.1%	127	68	53.5%	129	72	55.8%	86	47	54.7%	137	90	65.7%	105	63	60.0%	120	77	64.2%	213	90	42.3%
70代	37	21	56.8%	44	27	61.4%	73	53	72.6%	25	17	68.0%	50	35	70.0%	21	12	57.1%	80	48	60.0%	133	79	59.4%
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	8	38.1%
合計	300	143	47.7%	456	192	42.1%	451	217	48.1%	345	143	41.4%	569	274	48.2%	445	212	47.6%	840	408	48.6%	897	392	43.7%

資料：県地域スポーツ課調べ

○岐阜県民スポーツ大会では、年齢に関係なく、高齢者も参加できる県民総参加型として開催しています。また、80歳以上で今も現役でスポーツに親しんでいる県民を「岐阜県スポーツグランプリ表彰」と称し表彰を行っています。

### 【岐阜県スポーツグランプリ受賞状況】

開催年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回
受賞人数(人)	6	5	5	5	6	6	5	6	7	5	5	6	6
受賞者平均年齢(歳)	92.2	86.6	92	88	86.2	88.2	88.6	87.8	87.3	85.6	86.2	84	85.2

資料：県地域スポーツ課調べ

### 【施策】

- スポーツを核とした豊かな地域コミュニティを創り出すことができる総合型地域スポーツクラブを創設・育成する支援事業を実施します。
- 総合型地域スポーツクラブの運営には、専門知識を有する人材が不可欠であるため、アシスタントマネージャー資格取得のための養成講習会を実施するとともに、資格取得に対して支援します。

## ②レクリエーション活動の推進

### 【現状・課題】

- 団塊の世代が高齢化を迎えるなか、介護予防の観点から、生涯を通じてスポーツや文化活動を楽しむことができる環境づくりがさらに重要となっています。
- 本県では、レクリエーションを通じた「明るく健康で、笑顔あふれる岐阜県づくり」を目指し、平成28年9月に本県全域を舞台に「第70回全国レクリエーション大会 in 岐阜」を開催しました。
- この成果を未来に繋げ、発展させるため、子どもも高齢者も、障がいがある方もない方も、県民皆が1つはレクリエーションを実践することで「体」「心」「頭」の健康を増進させ、健康長寿につなげる「ミナレク運動」を推進しています。

## 【施策】

- 平成 29 年度から、「ぎふ清流レクリエーションフェスティバル」を毎年開催し、誰もが気軽に楽しめ、交流を深めることができるレクリエーションの素晴らしさを発信します。
- レクリエーションに親しむための行動計画を作成し、実践する団体・学校・企業等を認定している「レクリエーション推進団体」に対し、レクリエーション用具を活用するためのセミナーを実施します。
- 幼児や児童生徒、高齢者、障がい者等あらゆる世代や分野の方がレクリエーションの機会に触れ合う機会を創出するため、レクリエーション指導者派遣を実施するほか、レクリエーション指導者向けの講習会を開催するなど、レクリエーションを通じた健康長寿を推進します。

## ③第 33 回全国健康福祉祭（ねんりんピック岐阜 2021）の開催

### 【現状・課題】

- 「ねんりんピック」の愛称で親しまれている「全国健康福祉祭」は、60 歳以上の方を中心にあらゆる世代の方々が楽しみ、交流を深めることができる健康と福祉の総合的な祭典です。
- 本県では 2020 年に初めて開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により 1 年延期が決定し、2021 年に開催することになりました。
- 「ねんりんピック岐阜 2021」は一過性のイベントではなく、ねんりんピックを契機に、県民一人ひとりが健康に対する関心や理解を深め、生涯にわたって健康増進に努める大会にします。
- 「ねんりんピック岐阜 2021」では、交流大会 31 種目のほか、岐阜大会独自の取組みとして、誰でも参加できる「ふれあいレク大会」を 32 種目開催します。

### 【全国健康福祉祭（ねんりんピック）開催状況】

	H27 第 28 回	H28 第 29 回	H29 第 30 回	H30 第 31 回	R1 第 32 回	R3 第 33 回
開催地（都道府県）	山口県	長崎県	秋田県	富山県	和歌山県	岐阜県
開催期間（4 日間）	10/17～20	10/15～18	9/9～12	11/3～6	11/9～12	10/30～11/2
種目数	25	26	26	27	27	63
参加人数	546,400 人	558,000 人	527,000 人	553,300 人	559,019 人	延べ約 60 万人
岐阜県選手団派遣者数	161 人	145 人	181 人	186 人	163 人	700 人 (予定)

資料：ねんりんピック推進事務局調べ

## 【施策】

- 第 33 回全国健康福祉祭（ねんりんピック岐阜 2021）の開催を通じて、1 人でも多くの高齢者の方が、スポーツや文化、芸術、ボランティア活動等に取り組む契機となるよう、大会開催周知に加え、健康・生きがいがいづくりに対する機運をさらに高めていきます。

○県民の健康寿命を伸ばすための取組みを「ねんりん運動」と名付け、県民の健康増進、高齢者の活躍、レクリエーションを通じた生きがい・健康づくりを全県的に推進します。

#### (4) 生涯学習の推進

##### 【現状・課題】

○人生100年時代と言われる高齢化社会を迎え、いくつになっても生涯にわたって学習していくことが生きがいを創出し、豊かな人生につながります。そのため、生涯にわたって様々な機会に、様々な場所で学びの機会が得られる体制が求められます。

○新型コロナウイルス感染症への対応、台風や豪雨などの自然災害への対応などの課題に対し、全ての人が必要な知識を学ばなければなりません。特に高齢者にとっては、命を守ることに直結する重要な課題です。生涯学習・社会教育の立場からも必要な学びの機会を設けることが重要となっています。

○高齢者は、長い人生の中で社会的経験を重ね、豊かな知識や技能を身につけています。高齢者自身が学習することに加え、高齢者が有する知識や経験、学びの成果を地域に還元して、地域課題の解決に役立てていただくことが期待されます。

##### 【市町村における『地域づくり型生涯学習』の取組状況】

地域理解を深める講座の開催	31 市町村	237 講座
地域づくりに関する講座の開催	16 市町村	57 講座

資料：令和元年度 生涯学習の推進に関する市町村調査 (R2.1)

##### 【施策】

○生涯学習による学びの成果を地域課題の解決に役立てる、「地域づくり型生涯学習」講座を開催する市町村・生涯学習施設等を支援することで、「地域づくり型生涯学習」の推進を図り、地域住民が地域づくり活動へ踏み出すきっかけを作るとともに、地域人材が活躍できる環境を整備します。

○生涯学習に関する活動団体や指導者情報、ボランティア募集情報、活動事例・モデル事例のノウハウを集約し、県ホームページ等で提供します。

#### (5) 県民意識の高揚

##### 【現状・課題】

○高齢化問題を県民一人ひとりが自分の問題として考え、地域全体で互いに支え合うことのできる社会を実現するには、高齢社会に対する理解が重要です。

○県では高齢者の福祉について県民の関心と理解を深め、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めるべく、普及・啓発を積極的に推進しています。

##### 【県内100歳以上高齢者の推移】

(単位：人)

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
717	790	792	901	983	1,012	1,074	1,118	1,110	1,277

資料：県高齢福祉課調べ (各年度9月1日現在)

## 【施策】

○長寿を祝福し、長寿の素晴らしさをPRすることにより、高齢者福祉に対する県民の理解を深め、高齢者が自らの生活の向上に努められるよう、引き続き「老人の日・老人週間」の啓発や、長く社会の発展に寄与された高齢者を顕彰します。

## (6) 健康づくり・生活習慣病予防対策の推進

### 【現状・課題】

○県では、県民の生涯を通じた健康づくりによる健康寿命の延伸を目的とした、「ヘルスプランぎふ21（健康増進計画）」を策定し、県民一人ひとり、また県全体の健康づくりを推進しています。

○がん、心疾患、脳血管疾患は死因の上位を占めており、人工透析患者数や糖尿病による有病者数は増加傾向にあります。これらの発症には生活習慣が大きく関与しており、危険因子を取り除くような環境づくり、高齢になる前の若い時期から一人ひとりの主体的な健康づくりへの取組みが促進されるような働きかけが必要です。特定健康診査・特定保健指導、がん検診の受診率は年々増加していますが、国の示す目標値には達しておらず、更なる推進が必要です。

### 【特定健康診査受診率】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
岐阜県	46.4%	47.6%	49.0%	50.1%	51.6%
全国	47.6%	48.6%	50.1%	51.4%	52.9%

資料：特定健診・特定保健指導の実施状況（厚生労働省）

○高齢者の方においては、食欲の低下や咀嚼・嚥下障害などにより食べる量が少なくなり、「低栄養」や「栄養欠乏」に陥りやすいため、身体機能や生活機能を維持できるように、バランスのとれた栄養摂取や、安全で活力を維持するための食生活を推進する必要があります。

### 【低栄養傾向の高齢者（BMI（体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)）20以下の者）の割合】

	岐阜県	全国
低栄養傾向の高齢者の割合（65歳以上）	20.6%	17.9%

資料：平成28年度県民栄養調査（保健医療課）、平成28年国民健康・栄養調査（厚生労働省）

○健康づくりや介護予防においては、科学的根拠に基づく効果的な施策を推進することが必要です。現在、健康診断や医療レセプトなどの健康医療情報の電子的管理が進んでることから、今後は、ヘルスデータを分析・活用していくことが必要です。

## 【施策】

○県民一人ひとりが健康を意識し、生活習慣の基礎ができる子どもを含め、若い世代から健康づくりを実践できるように普及啓発や環境整備を行います。

○特定健康診査・特定保健指導、がん検診等の定期受診を促し、生活習慣病の予防・改善、病気の早期発見・早期治療、重症化予防にかかる啓発に努めるとともに、生活習慣病の改善や適切な治療体制の構築を図ります。

○高齢者の方に対する食生活改善教室や低栄養予防教室の開催等を通じて、健康的な食生活を推進します。

○高齢者の健康づくりや介護予防において、特定健康診査・特定保健指導や介護保険などのデータを有する市町村とも連携しながら、実効的なデータヘルス※1の推進を図ることで、身近な環境で予防・健康管理・重症化予防に取り組める環境の整備をすすめます。

※1 データヘルス

特定健康診査（特定健診）や診療報酬明細書（レセプト）などのデータ化された健康医療情報を医療保険者が分析した上で行う、加入者の健康状態に即した効果的・効率的な予防・健康づくりの取り組みです。

## (7) 歯科疾患の予防及び口腔機能の維持・向上

### 【現状・課題】

○県では、「食べる喜びや話す楽しみ等の QOL（生活の質）の向上」に向けて、「岐阜県歯・口腔の健康づくり計画」を策定し、歯科疾患の予防や自分の歯の保有者の増加など、歯・口腔の健康づくりを推進しています。

○成人期・高齢期は、歯周疾患が多発する時期であり、歯周疾患の進行は歯の喪失だけでなく、食生活の質の低下や糖尿病・動脈硬化・心疾患等の生活習慣病の発症や重症化に関係があります。

8020（ハチマルニイマル：80歳で自分の歯を20歯以上保とう）を目標とした口腔の健康づくりを全身の健康づくりと捉えた取り組みが必要です。

### 【自分の歯を20本以上有する人の割合（80歳以上）】

H12年度	H17年度	H21年度	H23年度	H28年度
28.6%	35.1%	39.5%	50.6%	54.2%

資料：岐阜県成人歯科疾患実態調査

○岐阜県後期高齢者医療広域連合では、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等のチェックを行い、口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防し、75歳以上の後期高齢者の方々の健康増進を図ることを目的として、「ぎふ・さわやか口腔健診※1」を市町村に委託して、平成27年度から実施しています。

### ※1 ぎふ・さわやか口腔健診

75歳以上の後期高齢者の方々の口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防し、健康増進を図ることを目的とした歯科健康診査であり、①問診、②歯の状態、③そしゃく（咀嚼）能力評価、④舌機能評価、⑤えん（嚥）下機能評価、⑥口腔乾燥、⑦粘膜異常、⑧口腔衛生状況、⑨歯周組織の状況のチェックを行います。

### 【施策】

○高齢者の歯科疾患予防、口腔機能管理を推進するため、歯科医療関係者を対象にオーラルフレイルや口腔機能管理等に関する研修会を実施します。

- 市町村等での歯周病検診・歯科保健指導の実施やその受診率の向上を促進します。
- 自分の歯で何でも食べられるよう、定期的に歯科を受診し、咀嚼機能や歯周病のチェックを受ける等、かかりつけ歯科医を持つことを推進します。
- 県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯科口腔保健に係る総合的な窓口として、口腔保健支援センターにおいて情報提供を行います。

## 2 安心して暮らせる生活環境の整備

高齢者の方々が安心して暮らすためには、家庭における養護者や施設等職員による虐待や、判断能力が低下している高齢者等への権利侵害、高齢者を狙った振り込め詐欺や住居侵入などの犯罪、高齢者の方が巻き込まれる交通事故、台風や地震などの自然災害などから高齢者の方々を守る「安全」を確保するための取組みが重要です。

### (1) 高齢者の権利擁護への取組み

#### ① 成年後見制度等の利用促進

##### 【現状・課題】

- 認知症の人は、判断力や行動力が低下するため、自身で権利を護ることが難しくなります。財産の管理やサービスの選択など、日常の様々な場面で権利が侵害されることのないよう十分な支援が必要です。
- 判断能力が十分でない方の財産や権利を保護する仕組みとして、「日常生活自立支援事業」と「成年後見制度」があります。
- 日常生活自立支援事業と成年後見制度の利用者は、利用者と想定される認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の総数から考えると、一層の利用が期待されています。
- 平成 28 年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」、平成 29 年に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」により、中核機関の設置や基本計画の策定が市町村の努力義務とされており、どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる体制を整備することが求められています。

##### 【施策】

- 住み慣れた地域・在宅での自立した生活を支援していくため、県社会福祉協議会による、判断能力が十分でない方の財産や権利を擁護する体制の定着と充実に向けた日常生活自立支援事業への取組みを支援します。
- 県社会福祉協議会に設置している「岐阜県成年後見・福祉サービス利用支援センター」における、成年後見制度利用促進に向けた取組を支援するとともに、圏域ごとに成年後見制度に係る現状や課題の共有、関係機関との連携を図る会議を開催し、市町村における成年後見制度利用促進の体制整備を支援します。

#### ② 高齢者虐待の防止

##### 【現状・課題】

- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）」などに基づき、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援する体制構築等が求められています。

- 高齢者に対する就職差別のほか、養護者や養介護施設等における身体的・心理的虐待などの人権問題が発生しています。高齢者が生き生きと暮らせる社会にするため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

**【県内虐待件数（市町村の受理件数のうち虐待と判断した件数）】** （単位：件）

	H28	H29	H30
養護者による虐待件数	228	237	167
養介護施設従事者による虐待件数	0	4	4
合計	228	241	171

資料：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査（厚生労働省）

**【施策】**

- 平成 31 年に開設した「岐阜県高齢者権利擁護センター」において、高齢者虐待への一義的な責任を担う市町村及び地域包括支援センターからの高齢者虐待防止・権利擁護対応に関する相談対応を行い、虐待対応の更なる充実が図られるよう、市町村等の支援を行います。
- 市町村及び地域包括支援センターの職員が養護者による高齢者虐待に迅速かつ適切に対応できる技術を得られるよう研修会を開催し、担当職員の資質向上を図ります。
- 市町村が高齢者虐待事案について検討を行う際に、専門的な知見から助言が得られるよう、弁護士と社会福祉士で構成される高齢者虐待等に関する支援チームを派遣します。
- 養介護施設従事者などに対する研修等を実施し、法の内容の更なる周知徹底を図るとともに、高齢者虐待防止の徹底と介護サービスの質の向上を図ります。
- 高齢者に対する差別や偏見の解消、虐待防止を図るため、人権啓発指導員による「高齢者の人権等」に関する人権啓発出前講座の実施、各種啓発事業の機会におけるパンフレットの配布、インターネット、新聞等の広報媒体を活用した啓発活動を推進します。

**(2) 防犯・防火対策・交通安全**

**①防犯対策**

**【現状・課題】**

- 県では、「安全・安心まちづくりボランティア」及び「安全・安心まちづくりフレンドリー企業」登録制度を整備し、地域安全活動に積極的に取り組むボランティア団体や企業を登録し、情報提供や活動用物品の支給等の支援を通して、高齢者に対する犯罪の未然防止及び防犯意識の啓発等を図っているところです。
- また、老人クラブ・自治会などの地域会合や高齢者世帯に対し、消費者被害の防止、防犯、交通安全をテーマにした出前講座や啓発資材の配布等を実施しています。



【高齢者を対象とした出前講座実績】

(単位：回／人)

			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高齢者対象 出前講座	消費 生活	開催回数 (回)	19	9	4
		参加人数 (人)	1,174	393	1,061
	防犯	開催回数 (回)	16	20	13
		参加人数 (人)	683	1,124	453
	交通 安全	開催回数 (回)	8	7	7
		参加人数 (人)	334	201	221
消費生活出前講座 (高齢者)		開催回数 (回)	118	131	141
		参加人数 (人)	5,432	5,326	5,740
合計		開催回数 (回)	161	167	165
		参加人数 (人)	7,623	7,044	7,475

資料：県県民生活課調べ

【高齢者世帯訪問事業実績】

(単位：世帯)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
世帯訪問数 (世帯)	32,436	40,623	30,219

資料：県県民生活課調べ

○県の消費生活相談窓口寄せられた相談件数は、令和元年度は 12,542 件であり、うち高齢者が契約者である相談件数は 3,469 件で全体の 27.7%を占めました。高齢者からの相談件数が多いのは、「商品一般」「放送・コンテンツ等」などとなっており、従来からの電話勧誘及び訪問販売に関する相談も他の年代と比較して多くなっています。高齢者は被害に巻き込まれたことに気づかない、高齢者本人からの相談が少ないことから対応が遅れ、被害が拡大するという実態があることから、高齢者の消費者被害未然防止には、高齢者を見守る方への広報・啓発を行う必要があります。

【高齢者の消費生活相談県数 (県全体)】

(単位：件)

	H27	H28	H29	H30	R1
全体件数	12,724	12,281	13,672	13,438	12,542
高齢者の相談件数	3,114	3,121	3,764	4,153	3,469

資料：県県民生活相談センター調べ

【高齢者からの相談件数 (商品・サービス別) (上位 5 位)】

	H27	H28	H29	H30	R1
商品一般	210	148	848	1,301	701
放送・コンテンツ等	417	499	573	347	241
インターネット通信サービス	206	200	169	209	186
工事・建築・加工	-	-	-	156	169
健康食品	173	196	152	173	167

資料：県県民生活相談センター調べ

- 令和元年中のニセ電話詐欺発生状況は、126件、約2億7,700万円（前年対比+1件、約100万円）と増加に転じ、特にキャッシュカードを標的とした手口の詐欺が多く発生しました。また、被害者の約6割が65歳以上の高齢者となっており、高齢者を中心とした被害防止対策を進める必要があります。

※現状、課題に関する表など

【ニセ電話詐欺発生状況】

	H27	H28	H29	H30	R1
ニセ電話詐欺発生件数	233件	211件	229件	125件	126件
被害総額（約）	10億863万円	4億2,224万円	3億3,319万円	2億7,854万円	2億7,754千万円

【年齢別被害の状況（令和元年）】

全体	65歳未満	65歳以上
126件	48件（38%）	78件（62%）

資料：岐阜県警察本部生活安全総務課調べ

【施策】

- 安全・安心まちづくりボランティア及び安全安心まちづくりフレンドリー企業の登録・支援を実施するとともに、出前講座や高齢者世帯訪問事業など各種啓発事業を実施し、高齢者に対する犯罪の未然防止及び防犯意識の啓発を図ります。
- 消費生活、防犯、交通安全など、県民の日常生活により身近な「暮らしの安全」に係る情報を掲載した「カレンダー」を作成して、交通安全指導員等による高齢者世帯訪問や、自治会や地域団体を対象とした出前講座で配布します。
- 高齢消費者被害の未然防止と早期発見を図るため、高齢者と接点が多い事業者や、ケアマネジャー等の見守り人材等と連携し啓発を行います。また、高齢者見守り人材に対し出前講座を実施することで、高齢者への声掛けや注意喚起など見守り活動に対する協力を依頼します。
- 高齢者に対する見守り活動の充実を図るため、市町村及び地域の関係者が連携した消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置推進を図ります。
- 県警では、あらゆる広報媒体を利用して、ニセ電話詐欺の手口や被害防止対策等を広報するとともに、関係機関と連携した出前講座、防犯講話等を実施します。

②防火対策

【現状・課題】

- 総務省消防庁によると、全国で住宅火災における死者（放火自殺者等を除く）のうち約7割が65歳以上の高齢者となっており、近年の高齢化の進展とともに、この割合のさらなる増加が懸念されています。

○新築住宅は平成18年6月から、既存住宅は平成23年6月から、住宅用火災警報器の設置が義務付けられましたが、総務省消防庁によると、全国の条例適合率は68.3%、岐阜県の条例適合率は64.4%となっています。（全国28位）（令和2年7月1日現在）

**【条例適合率の状況】**

	R1.6	R2.7
全国	67.9%	68.3%
岐阜県	61.6% (全国 36 位)	64.4% (全国 28 位)

条例適合率とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯の全世帯に占める割合です。

資料：住宅用火災警報器の設置率等の調査結果（消防庁）

**【施策】**

○住宅用火災警報器の奏功事例や、警報器の有効性について啓発活動を行います。

また、令和3年6月には住宅用火災警報器の設置義務化から新築住宅は15年、既存住宅は10年が経過するため、火災時における適切な作動を確保する観点から、設置された住宅用火災警報器の定期的な点検と、設置から10年以上経過している住宅用火災警報器については本体の交換を推奨するなど、適切な維持管理について啓発活動を行います。

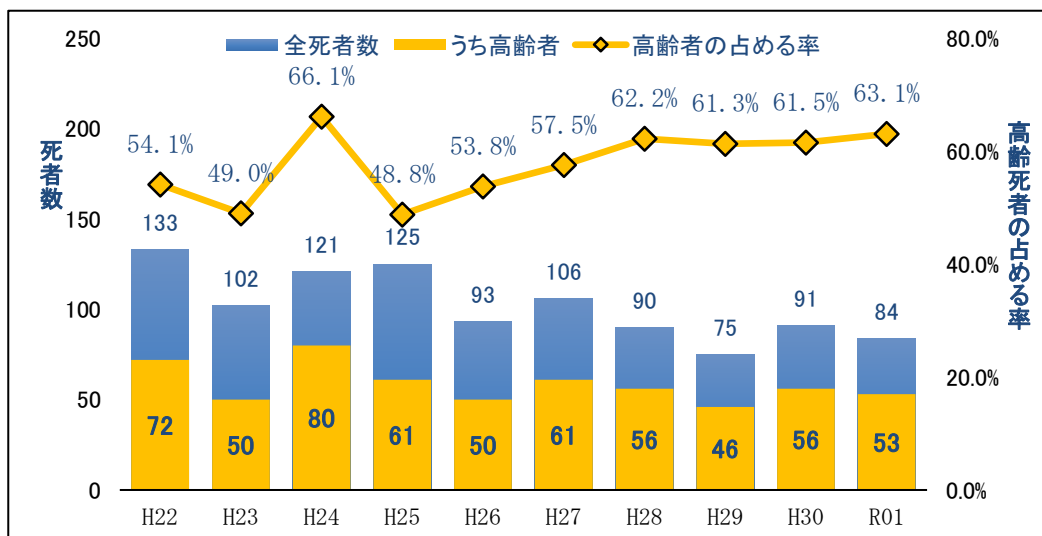
**③交通安全対策**

**【現状・課題】**

○年間の交通事故死者数のうち、65歳以上の高齢者が占める割合は、平成24年にピークを迎え、平成25年には一旦減少したものの、その後再び増加に転じ、平成28年以降全死者の6割を超える状態が続いています。

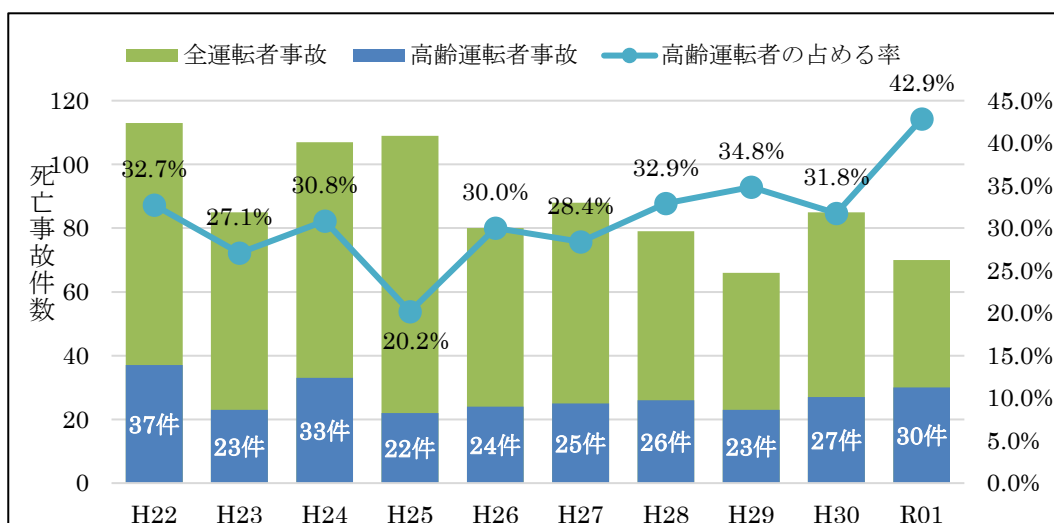
また、年間の全運転者事故に占める高齢運転者の割合は、令和元年に過去最高となっており、近年、多くの高齢者が被害者となる一方、加害者にもなっている状況です。

**■ 高齢死者数の推移（平成22年から令和元年）**



※ 出典：岐阜県警察本部交通企画課調

## ■ 高齢運転者が主たる原因となった死亡事故件数の推移（平成22年から令和元年）



※ 出典：岐阜県警察本部交通企画課調

### 【施策】

#### ○「高齢者交通安全大学校」の開設による交通安全活動の推進

各警察署管内の小学校区を指定したうえで、同区域に居住する高齢者を対象とした「高齢者交通安全大学校」を開校し、1年間を通じて交通安全教育指針に沿った参加・体験・実践型の交通安全教育を集中的・継続的に実施し、地域における高齢者の身近な交通安全指導者を育成するとともに、交通安全意識の高揚を図るなど、高齢者に対する総合的な交通安全対策を推進します。

#### ○高齢運転者・高齢歩行者等実技講習による交通安全対策の推進

指定自動車教習所において、65歳以上の普通免許を有する高齢者を対象とした高齢運転者実技講習（シルバー・ドライビング・スクール）や運転免許を保有しない高齢者を対象とした高齢歩行者等実技講習（シルバー・セーフティ・スクール）を実施します。

#### ○交通安全教育資器材を活用した参加・体験・実践型教育

地域ごとに行われる高齢者の集会等へ赴き、歩行者・自転車シミュレーター等の交通安全教育資器材を活用した参加・体験・実践型教育を実施します。

#### ○シルバー・セーフティ・アドバイザーによる交通安全指導

警察署管轄区域内の各小学校区内に居住するエリア・アドバイザーと、警察署管轄区域で業務上活動するワーキング・アドバイザーを委嘱し、高齢者に対する家庭訪問による個別指導及び各種会合において助言等を行うとともに、靴や杖等の日常品に反射材を直接貼付する活動を行うなど、高齢者被害の交通事故防止活動を実施します。

#### ○運転免許の自主返納をしやすい環境づくりの推進

運転免許の自主返納後における不安の解消のため、自主返納を検討中または自主返納をした高齢者及びその家族等から、認知症の診断ができる医療機関や生活支援の相談を受けた場合において、当該高齢者の住所地を管轄する地域包括支援センター等の教示や当該高齢者の同意に基づく同支援センターへの情報提供を行います。

- 加齢に伴う身体機能の低下等を踏まえた安全運転の継続に必要な助言・指導を行うほか、運転免許証の自主返納制度や自主返納者に対する各種支援施策の教示を行います。
- 交通安全、防犯、消費者被害の防止をテーマとした、高齢者を対象とした出前講座の実施や自転車シミュレータを活用した参加体験型出前講座を実施します。
- 高齢者が関係した人身交通事故発生状況をもとに「高齢者交通事故防止対策重点地域」を指定し、県、警察、指定自治体、関係機関・団体が連携し、高齢者に対する総合的かつ集中的な交通事故防止対策を実施します。

### (3) 災害時支援

#### ①地域における避難支援体制の整備

##### 【現状・課題】

- 平成 25 年 6 月に災害対策基本法の一部が改正され、高齢者や障がい者など災害時に特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という）のうち、災害発生時に避難に特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という）を把握するための「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務づけられました。
- また、平成 29 年 5 月に水防法及び土砂災害防止法の一部が改正され、老人福祉施設や障害者支援施設など、主として防災上の配慮を要する方々が利用する「要配慮者利用施設」について、施設管理者に対し避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられました。
- 県では、市町村の取組みが充実するよう、一般避難所での要配慮者対策を明記した「岐阜県避難所運営ガイドライン（R2.3改訂）」「災害時要配慮者支援対策マニュアル（R2.3改訂）」をもとに、「避難行動要支援者名簿」や支援方法や避難経路の確認など、具体的な個別の避難計画（以下「個別計画」という）の策定を促し、平常時と災害発生時のそれぞれにおいて、避難支援者等関係者への適切な情報提供や、市町村における避難行動要支援者名簿を活用した実行性のある避難支援体制の整備等について、市町村と協働し取り組んでいるところです。
- 併せて、県では、市町村での避難確保計画作成の講習会・説明会に講師を派遣するなど、避難確保計画作成の推進について、市町村と協働し取り組んでいるところです。
- また、災害時に要配慮者が避難する場となる「福祉避難所※1」の指定促進・機能強化を図るとともに、災害時の福祉・介護分野における人材派遣支援体制「岐阜県災害派遣福祉チーム（岐阜DCAT※2）」の体制充実・強化など、災害時における要配慮者支援対策に取り組んでいるところです。
- 近年では、大規模災害時において、各地から集まる災害ボランティアの受入れ調整の役割も期待されています。このため、災害ボランティアに関する研修や岐阜県災害ボランティアコーディネーターの設置等を行っています。

**【県内福祉避難所の状況】**

福祉避難所指定済み市町村数	福祉避難所数（R2.6.1時点）
42市町村	539か所

資料：県健康福祉政策課調べ

**【岐阜DCAT隊員数の状況】**

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
岐阜DCAT隊員数	108人	158人	173人	200人	227人	236人

資料：県健康福祉政策課調べ

**※1 福祉避難所**

災害時に体育館など一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障がいのある方など、特別な配慮を必要とする人が安心して避難できるように開設される避難所です。市町村において社会福祉法人等の協力を得て、高齢者福祉施設や障害者福祉施設などが指定されています。

**※2 DCAT（Disaster Care Assistance Team）の略**

被災した高齢者や障がい者などの要配慮者が、避難所等で十分な介護・福祉的支援を受けられるよう必要な支援活動を行う、地域の福祉人材からなる派遣チームです。

**【施策】**

- 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報をもとにした市町村、民生委員、地域住民など地域の関係機関の連携による支援の取組みを支援し、災害時における高齢者等への支援体制の構築を推進していきます。
- 清流の国ぎふ防災リーダーの育成、災害図上訓練（DIG）、避難所運営ゲーム（HUG）の実施等により、高齢者等の要配慮者の避難誘導、情報伝達、救助等の担い手の育成を支援します。
- 防災課職員や県事務所防災担当職員で構成した「市町村防災アドバイザーチーム」により市町村を個別訪問し、名簿の適切な更新や個別計画の策定及び避難確保計画の作成を推進します。
- 市町村に対する福祉避難所実態調査を実施するとともに、個別ヒアリングや研修会の開催等による福祉避難所指定促進・充実強化に向けた助言・支援等を実施します。
- 岐阜DCAT隊員の育成及び資質向上を図るための階層別研修や、市町村と共同した実地訓練の実施を通じ、岐阜DCATの更なる実効性の確保に向けた取組みを推進します。
- 災害時の多様なニーズに対応するため、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する取組みを支援するとともに、ボランティアをコーディネートできる人材を育成します。

#### (4) 安全・安心なまちづくり

##### ①福祉のまちづくり

###### 【現状・課題】

- 県では平成10年に「岐阜県福祉のまちづくり条例」を制定し、高齢者、障がい者を含む、全ての県民が自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に生活できる「福祉のまちづくり」を進めています。
- 「岐阜県福祉のまちづくり条例」では、施策の基本方針として、①「県民意識の高揚」、②「公共的施設の整備の促進」、③「高齢者、障がい者等の社会参加の促進」を掲げ、福祉のまちづくりに向け、県民総参加による取組みを目指しています。
- 令和元年11月より、車椅子利用者用駐車区画の適正な利用を図るため、プラスワン区画を新たに設定し、駐車区画を利用できる対象者の要件を設定し、利用証を交付する「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」を開始しています。
- 福祉のまちづくりを進めるにあたり、例えば、多数の高齢者や障がい者等が移動する道路において、十分な歩行空間が確保されていない場合や、歩行動線上の段差や急勾配等が、高齢者や障がい者の方々の円滑な移動に支障をきたしている場合があります。
- 高齢者や障がい者等を含む全ての県民が、安全かつ快適に生活できるように福祉のまちづくりを進めていくことが大切であり、特に不特定多数の人が利用する建築物等については、高齢者や障がい者等に配慮した建築物等にする必要があるため、これらの建築物等の計画や改修等について専門家に相談できる制度の周知が必要です。
- 県有施設においては、誰もが利用しやすい施設となるよう整備を促進していますが、トイレの洋式化等、誰もが利用しやすいトイレの整備等について、更に進める必要があります。

###### 【施策】

- 道路・歩道において、歩行空間の確保や段差・勾配の改善等、交通安全施設整備等を推進するとともに、各県有施設において、トイレの洋式化や多目的トイレの改修、その他バリアフリー化を進めます。
- 福祉のまちづくり条例において不特定多数の人が利用する建築物等については、一定規模以上の新築・増築等をする場合は事前届出を義務付け、整備基準に適合しない場合等は必要な指導及び助言を行います。
- 介助を要する高齢者などが気軽に外出し、各種の行事等に参加する機会を提供することを通し、社会参加の促進及び自立の支援を図るため、県有リフトバス「ながら号」の運行を行います。
- 車椅子利用者用駐車区画の適正な利用や、プラスワン区画を確保するため、「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」を推進します。

## ②高齢者の移動手段の確保、移動等の円滑化

### 【現状・課題】

- 県内事業者の乗合バスは、沿線人口の減少等により利用者が減少傾向にあり、収支の悪化からバス事業収入のみでは運行継続が困難な路線が多い状況にあります。
- 交通不便地等の生活交通を確保するため、市町村が自主運行バスを運行するなどしていますが、もともと利用者が少ない地域で運行しているうえ、運賃も低く設定されることから採算性は悪く、市町村の負担が増大しています。
- 高齢者や障がい者等の移動等の円滑化を促進するため、路線バスに使用する車両や鉄道駅のバリアフリー化などを推進する必要があります。

### 【施策】

- 地域に必要なバス路線の維持確保を図るため、乗合バス事業者が運行する広域幹線的なバス路線について、運行に係る欠損額、及び導入するノンステップバス車両等の減価償却費に対し補助します。
- 交通不便地等の生活交通として必要な市町村自主運行バスの運行に伴う欠損額に対し補助し、市町村の財政的負担を軽減します。
- バリアフリー法に基づき、鉄道事業者が鉄道駅のバリアフリー化事業を実施する際に、基本構想策定市町村が鉄道事業者に補助する場合、該当市町村に対し補助額の一部を支援します。

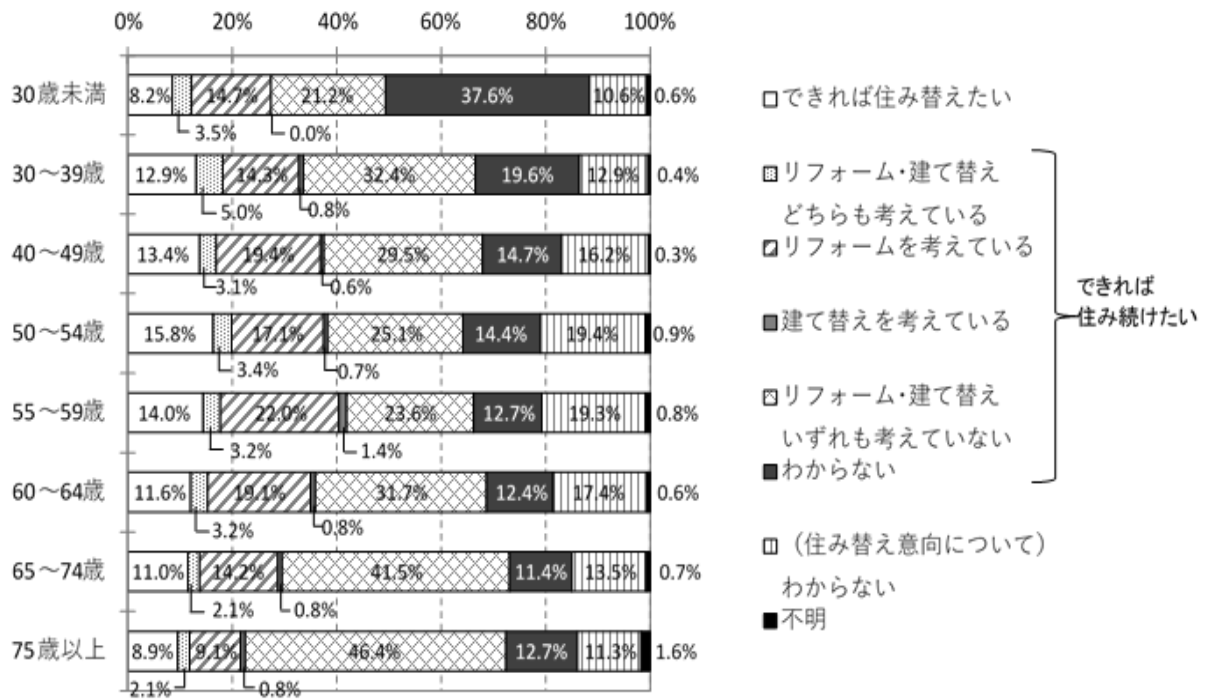
## (5) 高齢者の居住の安定確保

### 【現状・課題】

- 県住宅課では「岐阜県高齢者居住安定確保計画」を策定し、高齢者の居住安定確保に向けた環境整備を進めているところです。
- 高齢者のいる世帯は持ち家が多く、高齢期に備え、住み慣れた現在の住宅に住み続けたい意向がみられるため、地域に密着した高齢者に対する在宅介護や在宅医療などの生活支援サービスの充実が求められています。



【家計主の年齢別持ち家世帯の住み替え・改善意向（全国）】



○高齢者の多くがバリアフリー化されていない住宅に居住しており、バリアフリー化は十分とは言えない状態にあります。高齢者の転倒を予防し、介護の負担を軽減するとともに、安全・安心で快適な住生活を営むために、住まいのバリアフリー化を進めていく必要があります。また、高齢期の自然災害時の住宅の安全性に対して不安に感じている方が多く、耐震改修などにより安全性が確保された住宅及び居住環境の整備も求められています。

○「家計を支える者が高齢者である世帯」は、今後も増加を続けることが見込まれます。家計を支える高齢者の主な収入は、公的年金であり、生活費が不足する場合は、多くの世帯が今までの貯蓄を取り崩すこととなります。また、配偶者の死亡等で年金額が減少されること等により、低所得となる単身高齢者世帯が今後、増加することが見込まれます。

○低所得な高齢者世帯に対しては、民間賃貸住宅への入居が制限される場合があるなど、公営住宅への入居支援に加え、「新たな住宅セーフティネット制度」を活用した民間賃貸住宅への入居を促進し、重層的に住宅セーフティネット機能の強化を図る必要があります。

○サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者の居住の安定を確保することを目的として、60歳以上の高齢者等を入居対象とし、入居者に状況把握サービス、生活相談サービス等の日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する、バリアフリー構造等を有した賃貸住宅等の住宅です。

○「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）」により、都道府県知事への登録制度を国土交通省・厚生労働省の共管制度として創設されています。県・中核市・事務移譲市町に申請することで登録を受けることができます。（登録は5年ごとの更新制）

【岐阜県におけるサービス付き高齢者向け住宅登録件数】

	H26. 3 末時点	H28. 3 末時点	H30. 3 末時点	R2. 3 末時点
全 国	4,555 棟 (146,544 戸)	6,102 棟 (199,056 戸)	6,999 棟 (229,947 戸)	7,600 棟 (254,747 戸)
岐阜県	77 棟 (2,020 戸)	95 棟 (2,581 戸)	104 棟 (2,815 戸)	121 棟 (3,386 戸)

【施策】

- 県では、高齢者が安全、安心に暮らせる住まいの確保のため、需要と供給のバランスを考慮しつつ、民間事業者等に対して、高齢者向け住宅や高齢者施設の整備に対する国の補助制度等の周知を図り、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進します。
- サービス付き高齢者向け住宅に対するチェック機能については、登録制度の的確な運用に努めるほか、各サービス付き高齢者向け住宅が提供しているサービスにかかる個別・具体的な情報発信に取り組みます。
- 高齢期も安心して暮らし続けられるよう、住宅の耐震化・バリアフリー化を進めます。
- 新たな住宅セーフティネット制度の普及・促進を図るとともに、岐阜県居住支援協議会\*を通じて、不動産関係団体や居住支援団体等との連携強化を進めることで、高齢者が円滑に民間賃貸住宅へ入居できる環境の整備を図ります。
- 公営住宅のストックの改修を計画的に進め、真に住宅に困窮する高齢者世帯に対して、公平・的確な公営住宅等の供給を行います。また、県営住宅における優先入居枠の設定や所得要件の緩和等により高齢者世帯の居住の安定確保を図ります。

※ 岐阜県居住支援協議会

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人に対し、必要な支援を実施するため「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の規定に基づき、平成 24 年に設立しています。

住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報提供等の支援、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る必要な支援策等の協議・実施などを主な活動としています。

(6) 福祉用具等の製品化への支援・開発

【現状・課題】

- 心身の機能が衰えた高齢者や障がい者の方などが支障を感じないで日常生活を送るとともに、その介護者の負担を軽減するためには、民間企業等による優れた福祉・介護関連製品の開発及び福祉施設等への普及が不可欠です。

○企業等は、福祉・介護現場からの声を的確に把握し、迅速に製品開発へ反映させていくことが重要となるため、製品開発に必要な現場ニーズの情報提供、現場とのマッチング、試作品の開発等について適切な支援を行っていく必要があります。

○本県の強みである製造業の集積を活かし、医療福祉機器開発を促進しています。

#### 【施策】

○県内福祉器具メーカーや福祉施設等と連携して研究を進め、新たな福祉機器及び介護関連製品の開発と実用化に取り組みます。

○高齢者福祉施設等において実態調査を行うことにより、現状の問題点や利用者ならびに介護者のニーズを的確に把握し、それに添った生活用品の開発を支援します。

○企業のモノづくり技術を生かした医療福祉機器の開発について、モノづくり企業が医療福祉機器分野へ事業展開する際の様々な相談に対する専門家の派遣や人材育成、製品開発に必要な現場ニーズ等の情報提供、現場とのマッチング、試作品の開発や販路の開拓等を支援します。

### (7) 地域共生社会づくりの推進

#### ①市町村における包括的な支援体制整備の取組みへの支援

##### 【現状・課題】

○近年、社会環境の変化や生活環境の多様化、少子高齢化の進行等により、地域生活課題が複合化・複雑化し、これまでの対象者ごとの『縦割り』で整備された公的支援制度では対応が困難なケースが顕在化しています。

○こうした中、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現が必要となっています。

##### 【施策】

○相談支援機関及び市町村の職員を対象に、相談者が抱える課題の把握、支援機関との連絡調整等を行う相談支援コーディネーター養成研修を実施します。

#### ②地域の絆づくり

##### 【現状・課題】

○人口減少や少子高齢化の進展に伴い、小家族化や高齢者の単独世帯の増加が進行し、個人や地域が抱える課題が多様化・複雑化する一方で、地域活動の担い手の高齢化や人材不足が深刻化しており、新たな地域活動の担い手の確保と地域コミュニティの再生・活性化が課題となっています。

○県では、地域コミュニティ活性化のための総合的支援拠点として「ぎふ地域の絆づくり支援センター」を設置し、地域活動に関する情報提供や地域団体の活動支援等を行い、地域の絆づくりを推進しています。

【ぎふ地域の絆づくり支援センターの相談対応及び支援状況】（単位：件）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談対応件数	89	64	62
訪問	51	33	20
来訪	11	6	4
電話	27	25	38
支援件数	10	8	7

資料：県民生活課調べ

【施策】

○ぎふ地域の絆づくり支援センターを拠点に、地域活動に関する情報提供や地域団体の活動支援等、地域の絆づくりを総合的に推進します。

○自ら地域づくり活動を実践できる人材を養成するため、市町村と連携して「地域づくり人材養成講座」を実施します。

③NPOの自立・発展

【現状・課題】

○行政による公平性・効率性に基づく公的サービスだけでなく、高齢化の状況等を含めた地域の実情に応じてきめ細かく柔軟に対応できるサービスが必要であるため、地域と協働してそれらを担うNPOの役割が、今後ますます重要となってくると考えられます。

○NPOが自立して活動するためには、安定した活動資金の確保、適切な組織運営、専門性を持った人材の育成などによる組織基盤の強化が必要です。また、安定した活動資金の確保や活動範囲の拡大のため、行政や企業等との事業提携強化やビジネスノウハウの吸収などの機会となる交流を促進する必要があります。

【施策】

○「ぎふNPO・生涯学習プラザ」において、NPOの組織基盤強化に必要な組織運営、経営・経理、資金調達、広報等の課題に対するセミナーを開催するとともに、行政や企業等との連携を促進する機会を提供します。

○「ぎふNPO・生涯学習プラザ」において、NPO活動に参加意欲を有する県民等に対し、NPO情報の提供、相談対応、社会貢献活動参加へのきっかけづくり、県民とNPOとの交流や連携への支援を行うとともに、生涯学習に関する相談業務を実施します。

④相談支援体制の充実

【現状・課題】

○地域における福祉課題が増加するとともに、複雑化・多様化し、単一の福祉サービスでは充足されない事例への対応など、関係機関とのネットワークの強化が必要です。

○生活困窮者自立支援法（H27.4.1 施行）に基づき、生活保護を受けていない方で生活に困窮した方に寄り添いながら支援する窓口を設置し、生活困窮者が抱える就労や家計の問題などの解決と生活の自立に向けた支援を行っています。

【自立相談支援実績（令和元年度）】

（単位：件）

	岐阜支所	西濃支所	揖斐支所	中濃・飛騨支所	合計
相談受付申込件数	52	66	40	29	187
支援プラン作成件数	110	59	40	96	305
家計プラン作成件数	22	30	8	55	115
就労準備支援プラン作成件数	11	13	12	15	51

資料：県地域福祉課調べ

【施策】

○県内各市と郡部を対象とした窓口を併せて25ヶ所の生活困窮者自立相談支援窓口が開設され、行政や公共職業安定所等とも連携しつつ、生活困窮者の自立に向けた支援を実施します。

⑤民生委員活動の推進

【現状・課題】

○民生委員は、市町村や地域の関係機関との連携・協働のもと、地域で支援を必要とする方の生活状況などを適切に把握するとともに、支援を必要とする方の相談に応じ、情報提供や必要な援助に繋げるなど、最も身近な地域福祉の担い手となっています。

○地域の福祉課題が複雑化・多様化する中で、民生委員の役割の増加、負担感などを理由として、民生委員のなり手の確保が難しくなっています。

○民生委員が困難な事案を一人で抱え込むことのないよう、住民の一般的な相談役、また、各専門機関とのつなぎ役としての民生委員の本来の役割を示したガイドラインを策定しています。

【施策】

○市町村、県社会福祉協議会等との連携のもと、民生委員のなり手確保に向けた取組み、認知度と社会的評価の一層の向上、実践的な研修会の開催等による資質の向上、民生委員児童委員協議会の活性化支援などを通じ、住民に最も身近な地域福祉の担い手である民生委員の一層の活動強化を推進します。

○学識経験者や自治会関係者、行政関係者を構成員とした「民生委員なり手確保検討会」において、民生委員活動に対する理解促進及び民生委員のなり手確保を図ります。

⑥地域での支え合い活動の推進

【現状・課題】

○少子高齢化・人口減少が進行する中、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯が増加し、買物弱者支援や移動支援等、公的支援だけでは解決が困難な地域生活課題が顕在化しています。また、地域住民による支え合い活動の主な担い手が高齢化し、次の担い手の確保が課題となっています。

**【施策】**

- 食料品・日用品の買物に課題を抱える高齢者や障がい者等を支援し、あわせて高齢者等の見守りの役割も担う移動販売事業を支援します。
  
- 活動する地域住民団体の設立、活動拠点づくり及び既存団体の新たな活動展開に対する支援を通じ、地域での支え合い活動の更なる普及・拡大を図ります。

## 第6章 施策・目標

### 1. 施策

#### 第1節 地域包括ケアシステムの深化・推進 【施策一覧】

番号	見出し	事業名	事業内容
1	1 在宅医療・介護連携の推進 (1) 在宅医療と介護の連携体制の構築	在宅医療連携強化事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療・介護連携を担う地域医師会や医療機関等を支援するため、県医師会が実施する在宅医療に関する相談業務等への取組みを支援します。</li> <li>在宅医療を実施する医師のグループ化、輪番例による代診医の確保、訪問看護師やケアマネジャー等多職種の連携など、複数の在宅医の連携体制構築等にかかる課題抽出や解決のため検討会等を実施するグループの取組みに対し支援します。</li> </ul>
2	1 在宅医療・介護連携の推進 (1) 在宅医療と介護の連携体制の構築	在宅療養あんしん病床登録事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅で療養している高齢者が体調を崩した際、あらかじめ登録した医療機関へ入院することで重症化を防止する県医師会の取組みを支援します。</li> </ul>
3	1 在宅医療・介護連携の推進 (2) 入退院時における医療・介護連携の推進	退院支援の円滑化のための事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者等が医療機関から退院する際、圏域単位で退院連携に必要な共有様式やルールを策定することにより、退院調整の連絡率向上を図り、切れ目のない在宅医療の提供体制を構築します。</li> </ul>
4	1 在宅医療・介護連携の推進 (2) 入退院時における医療・介護連携の推進	退院支援の円滑化のための研修事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院患者が円滑に在宅療養生活に移行できるよう、医療機関に勤務する看護師、社会福祉士を対象に退院支援に必要な知識と技術を習得するための研修を実施します。</li> </ul>
5	1 在宅医療・介護連携の推進 (3) 在宅医療を担う医師及び（訪問）看護師の確保	在宅医療人材育成事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療に関する専門疾患、緩和ケア、看取り等についての専門研修を実施します。</li> <li>退院から看取りまでの在宅医療の場面において、必要となる在宅医療サービスの提供や連携の在り方等、介護従事者や地域包括支援センター等の職員の資質向上を目的とした在宅医療の基礎知識を学ぶ研修を実施します。</li> </ul>
6	1 在宅医療・介護連携の推進 (3) 在宅医療を担う医師及び（訪問）看護師の確保	訪問看護体制充実強化支援事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>県訪問看護ステーション連絡協議会が行う、新規開設した事業所等への相談支援等の取組みを支援します。</li> </ul>
7	1 在宅医療・介護連携の推進 (3) 在宅医療を担う医師及び（訪問）看護師の確保	訪問看護事業所等専門・認定看護師派遣研修事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門・認定看護師が介護施設等に出向き、個々の課題に即した実践的な研修会を実施する。</li> </ul>

## 第1節 地域包括ケアシステムの深化・推進 【施策一覧】

番号	見出し	事業名	事業内容
8	1 在宅医療・介護連携の推進 (4) 高齢者の口腔ケアの推進	在宅歯科医療連携室整備事業	・在宅歯科医療の推進のため、県歯科医師会に設置の在宅歯科医療連携室において、医科・介護等との連携、調整や、在宅歯科医療人材の育成を実施します。
9	1 在宅医療・介護連携の推進 (5) 利用者が望む場所での終末期ケア	がん在宅緩和ケア専門人材育成事業	・在宅ケアに携わる医療、福祉、介護等の関係者を対象に、がんの在宅緩和ケアに関する研修会を開催し、高度な知識とスキルを有する支援者を育成するとともに、地域での連携強化を図っていきます。
10	2 認知症対策の推進 (1) 普及啓発・本人発信	認知症支援普及啓発事業	・地域全体での支援体制づくりのため、地域機関と連携して広く認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成を行うとともに、すでに養成されたキャラバン・メイトやサポーターを対象としたフォローアップ研修を開催します。 ・高校生・大学生・企業を対象とした認知症サポーター養成講座を実施します。
11	2 認知症対策の推進 (1) 普及啓発・本人発信	認知症希望大使設置事業	・認知症の人を「希望大使」に任命し、認知症の人とともに認知症に関する普及啓発活動を行います。 ・希望大使等認知症当事者によるピアサポート活動の推進するため、交流会等を開催します。
12	2 認知症対策の推進 (1) 普及啓発・本人発信	チームオレンジ・コーディネーター研修等事業	・認知症の人が安心して暮らし続けられる地域づくりを進めるため、認知症の人と家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み「チームオレンジ」を、全市町村で整備していくため、市町村が配置したコーディネーターやチームオレンジのメンバー等に対する研修会を開催します。
13	2 認知症対策の推進 (2) 予防	介護予防専門職派遣事業	・総合事業として実施する住民主体で実施するB型の介護予防事業について、住民主体の良さを活かしながら、専門的な働きかけができるよう、理学療法士等専門職を派遣をします。
14	2 認知症対策の推進 (2) 予防	生活支援コーディネーター資質向上支援事業	・生活支援・介護予防サービスの担い手の養成や、地域の支援ニーズと地域資源のマッチングなどを行う、生活支援コーディネーターの資質向上を図る研修を実施するとともに、実地で助言や支援を行うアドバイザーを派遣します。
15	2 認知症対策の推進 (3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	認知症対応型サービス事業開設者等養成研修事業	・認知症対応型サービス事業開設者・事業者、小規模多機能型サービス計画作成者を対象とする研修のほか、認知症介護実践者研修を企画・立案し、講義等を行う認知症介護指導者の養成・フォローアップ研修を実施します。



## 第1節 地域包括ケアシステムの深化・推進 【施策一覧】

番号	見出し	事業名	事業内容
16	2 認知症対策の推進 (3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	認知症地域医療人材育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の症状・身体合併症等の状態に応じた適切な医療サービスの提供体制の構築を図るため、認知症サポート医を養成するとともに、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護職員等への認知症対応力向上研修を実施します。</li> </ul>
17	2 認知症対策の推進 (3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	市町村認知症ケア人材養成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期に認知症の診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制を構築するため、各市町村の認知症初期集中支援チームに対し、ケーススタディ形式によるフォローアップ研修等を実施します。</li> <li>・認知症地域支援推進員が行う、地域において認知症の人を支援する医療・介護・福祉関係者等のネットワークづくりや、認知症の人とその家族を支援する相談業務等の活動を推進するため、認知症医療専門職による研修等を実施します。</li> </ul>
18	2 認知症対策の推進 (4) 認知症バリアフリー等	若年性認知症コーディネーター設置事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年性認知症支援センターにコーディネーターを置き、相談対応、就労支援、受診支援、家族支援、啓発等を行うとともに、総合的な相談窓口としてコーディネーターを設置し、若年性認知症の方やその家族からの相談に応じ適切な支援へつなげます。</li> <li>・若年性認知症の方やその家族に携わる者を対象とした研修や、広く県民に対して若年性認知症に関して周知するための講演会や広報活動を行います。</li> <li>・若年性認知症の人やその家族の支援するため、関係機関とのネットワークづくりを行います。</li> </ul>
19	2 認知症対策の推進 (4) 認知症バリアフリー等	チームオレンジ・コーディネーター研修等事業【再掲】	<p>認知症の人が安心して暮らし続けられる地域づくりを進めるため、認知症の人と家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み「チームオレンジ」を、全市町村で整備していくため、市町村が配置したコーディネーターやチームオレンジのメンバー等に対する研修会を開催します。</p>
20	3 介護予防・生活支援サービスの体制強化 (3) 要介護状態等になることの予防	介護予防推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体会議 医師、施設代表者、市町村担当課長等により構成される会議であり、年1回実施します。市町村が行う介護予防事業の進捗状況を把握し、課題の抽出や対応策について検討を行います。</li> <li>・専門部会 「運動器の機能向上部会」「口腔機能向上部会」「栄養改善部会」の3部会あり、理学療法士、歯科医師、管理栄養士等の専門職で構成される部会であり、年3回程度実施します。それぞれの専門職の知見を活かし、介護予防従事者向けの研修等を行います。</li> </ul>
21	3 介護予防・生活支援サービスの体制強化 (1) 地域ケア会議の推進	地域包括ケア推進支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村や地域包括支援センター行う地域ケア会議に、市町村の要請に基づき運営に関するアドバイザーや理学療法士等の専門職を派遣します。</li> </ul>

## 第1節 地域包括ケアシステムの深化・推進 【施策一覧】

番号	見出し	事業名	事業内容
22	3 介護予防・生活支援サービスの体制強化 (1) 地域ケア会議の推進	介護認定調査員等研修事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定調査員研修 新規で介護認定調査員を対象に、新任向けの研修と現任者向けの研修を実施します。</li> <li>・介護認定審査会代表者会議 県内市町村等の介護認定審査会代表者等による会議を実施し、介護保険制度の情報提供や県内市町村の認定審査における現況・課題を共有することで、県内における介護認定審査の公平化・平準化を図ります。</li> </ul>
23	3 介護予防・生活支援サービスの体制強化 (2) 自立した日常生活の支援	生活支援コーディネーター資質向上支援事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援・介護予防サービスの担い手の養成や、地域の支援ニーズと地域資源のマッチングなどを行う、生活支援コーディネーターの資質向上を図る研修を実施するとともに、実地で助言や支援を行うアドバイザーを派遣します。</li> </ul>
24	3 介護予防・生活支援サービスの体制強化 (3) 要介護状態等になることの予防 (介護予防の推進)	介護予防推進指導者育成研修事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内のリハビリテーション関係団体が行う介護予防とフレイル対策に関する指導者を育成するための研修に係る経費を支援します。</li> </ul>
25	3 介護予防・生活支援サービスの体制強化 (3) 要介護状態等になることの予防 (介護予防の推進)	介護予防専門職派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合事業として実施する住民主体で実施するB型の介護予防事業について、住民主体の良さを活かしながら、専門的な働きかけができるよう、理学療法士等専門職派遣をします。</li> <li>・介護予防事業のうち、短期集中型のC型事業については、介護度が悪化する可能性のある高齢者に対する集中的な支援として実施することができるよう、理学療法士等専門職を派遣します。</li> </ul>
26	3 介護予防・生活支援サービスの体制強化 (4) 要介護状態等の軽減・重度化防止	地域包括支援センター等研修事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター等の職員を対象に、基礎研修と「認知症支援」「自立支援」「介護予防」等の課題別研修を行うことにより地域包括支援センター職員の資質向上を図ります。</li> </ul>
27	4 保険者の機能強化 (1) 介護給付適正化事業	主治医研修事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護認定審査の際に使用される「主治医意見書」について、介護保険上の役割や活用方法、記載方法等について医師を対象に研修を行うことで県内における「主治医意見書」の精度を上げ、適切な介護認定審査の実施を促します。</li> </ul>
28	4 保険者の機能強化 (1) 介護給付適正化事業	介護給付適正化推進特別事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付適正化のため、保険者等を対象とした研修会を開催します。</li> <li>・ケアプラン点検の普及・促進のため、ケアプラン点検の取り組みが低調な保険者に対して、点検に同行し、必要な助言を行う専門チームを派遣し、保険者を支援します。</li> </ul>

## 第1節 地域包括ケアシステムの深化・推進 【施策一覧】

番号	見出し	事業名	事業内容
29	4 保険者の機能強化 (1) 介護給付適正化事業	介護認定調査員等研修事業  【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定調査員研修 新規で介護認定調査員を対象に、新任向けの研修と現任者向けの研修を実施します。</li> <li>・介護認定審査会代表者会議 県内市町村等の介護認定審査会代表者等による会議を実施し、介護保険制度の情報提供や県内市町村の認定審査における現況・課題を共有することで、県内における介護認定審査の公平化・平準化を図ります。</li> </ul>
30	4 保険者の機能強化 (2) 地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センター等研修事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター等の職員を対象に、基礎研修と「認知症支援」「自立支援」「介護予防」等の課題別研修を行うことにより地域包括支援センター職員の資質向上を図ります。</li> </ul>
31	4 保険者の機能強化 (3) 県による保険者（市町村）支援	介護保険運営状況調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各保険者を訪問し、介護保険事業の運営状況を把握するとともに課題を把握し、市町村に対し助言します。</li> </ul>
32	4 保険者の機能強化 (3) 県による保険者（市町村）支援	生活支援コーディネーター資質向上支援事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援・介護予防サービスの担い手の養成や、地域の支援ニーズと地域資源のマッチングなどを行う、生活支援コーディネーターの資質向上を図る研修を実施するとともに、実地で助言や支援を行うアドバイザーを派遣します。</li> </ul>

## 第2節 介護保険サービス基盤の充実 【施策一覧】

番号	見出し	事業名	事業内容
1	1 介護人材の確保 (1) 新規就業等	岐阜県介護人材育成事業者認定制度による介護の職場改善を通じた参入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事評価制度やワークライフバランスに配慮した勤務体制整備等の職場環境改善や、人材育成に積極的に取り組む事業者を県が認定する制度を運営します。</li> <li>・認定制度に取り組む事業者へのコンサルタント派遣等の支援を実施し、認定取得及び取得に向けた取組みによる介護の職場環境改善を促進することでイメージアップを図り、新規参入を促進します。</li> </ul>
2	1 介護人材の確保 (1) 新規就業等	市町村における介護人材確保対策の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が行う介護人材確保対策事業に助成し、地域の実情に応じたきめ細かな支援を実施します。</li> </ul>
3	1 介護人材の確保 (1) 新規就業等	介護事業者等による就業促進事業の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護事業者や関係団体が実施する、介護の仕事の理解促進やイメージアップ等の介護人材の新規就業を促進する事業や、地域との交流を図りながら中高年齢者等の就業促進につなげる事業に対し助成します。</li> </ul>
4	1 介護人材の確保 (1) 新規就業等	小中学生向けの体験ツアー・体験イベントによる介護の仕事の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休みに小中学生の親子を対象とした施設見学・体験バスツアーの開催や、介護の仕事体験できる「福祉のお仕事体験フェスタ」の開催により介護の仕事の啓発・理解の促進を実施します。</li> </ul>
5	1 介護人材の確保 (1) 新規就業等	中高年齢者等の介護分野就業支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護分野で就労意欲のある中高年齢者等に対する入門研修会を開催するとともに、研修受講者が就労する場合には、事業者に対して新規採用に伴う研修費用を助成します。</li> </ul>
6	1 介護人材の確保 (1) 新規就業等	介護人材確保対策に関する包括的広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護のイメージアップを図るため、介護人材育成事業者認定制度や介護の職場改善の状況、県・県福祉人材総合対策センターによるイベントの情報等について、介護情報ポータルサイト【ぎふkaiGO!】を中心とした広報に加え、Twitterの活用による情報発信を行います。</li> </ul>
7	1 介護人材の確保 (1) 新規就業等	中堅教諭等への福祉・介護研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員が福祉・介護等の分野について理解を深めるために、中堅教諭等資質向上研修の職場体験を通じて福祉・介護施設等で人的交流を図ります。</li> <li>・福祉科教諭、家庭科教諭を対象に、介護福祉施設等で介護及び社会福祉について理解を深めるために、実践的かつ体験的な研修を実施します。</li> <li>・経年研修の校種間交流等の場で、小・中・高の教職員に対しても、福祉・介護施設の取組について積極的に情報共有します。</li> </ul>
8	1 介護人材の確保 (1) 新規就業等	外国人介護人材の受入れに向けた事業者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人介護人材受入にあたっての文化的な違い等の基礎知識、適切な指導方法、職場・生活環境等の整備・支援等に関するセミナーを開催します。</li> <li>・外国人介護人材に関する相談窓口を設置します。</li> </ul>

## 第2節 介護保険サービス基盤の充実 【施策一覧】

番号	見出し	事業名	事業内容
9	1 介護人材の確保 (1) 新規就業等	外国人介護人材受入対策調査検討事業	・県内外国人介護人材の就労状況などの調査、他県の先進事例や送り出し国の情報収集などを行うとともに、外国人介護人材の受入れに係る効果的な施策を検討します。
10	1 介護人材の確保 (1) 新規就業等	外国人介護人材マッチング支援事業	・外国人介護人材の確保に向けて、送り出し国の関係機関、県内介護事業所及び介護福祉士養成施設への情報提供を行うほか、現地説明会等を開催します。
11	1 介護人材の確保 (1) 新規就業等	介護事業者の外国人留学生支援事業	・介護福祉士の資格を取得して県内の介護事業所で就労する見込みの外国人留学生の学費、居住費等を支給する介護事業者に対して、その費用の一部を補助します。
12	1 介護人材の確保 (1) 新規就業等	外国人介護人材の日本語学習支援事業	・介護職種の外国人技能実習生及び介護分野における特定技能外国人の受入れを行う介護事業者が行う日本語学習に係る費用の一部を助成します。
13	1 介護人材の確保 (1) 新規就業等	在住外国人向け介護就業促進研修	・在住外国人の介護分野への就業促進を図るため、日本語、介護の仕事に関する知識等についての研修を実施します。
14	1 介護人材の確保 (1) 新規就業等	介護福祉士修学資金等貸付制度	・県内の介護福祉士養成施設に修学し、卒業後に県内で介護職員として就業する意向のある学生に対し、修学資金を貸付します。 [貸付額：月額5万円以内、入学準備金20万円以内、就職準備金20万円以内等] ※卒業後5年間介護職として従事すると全額免除
15	1 介護人材の確保 (1) 新規就業等	実務者研修受講資金貸付制度	・県内の実務者研修実施施設で受講し、卒業後に県内で介護職員として就業する意向のある方に対し、受講資金を貸付します。[貸付額 20万円以内] ※卒業後2年間介護職として従事すると全額免除
16	1 介護人材の確保 (1) 新規就業等	再就職準備金貸付制度	・実務経験が1年以上ある有資格者が、要件を満たす県内介護事業所等に再就職した場合に、再就職準備金を貸付します。 [貸付額 1人1回40万円以内] ※卒業後2年間介護職として従事すると全額免除
17	1 介護人材の確保 (1) 新規就業等	離職した介護有資格者の情報登録の推進と再就業支援	・離職した介護人材（介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、実務者研修修了者等の有資格者）について登録を受け付け、再就職に向けた支援を行います。

## 第2節 介護保険サービス基盤の充実 【施策一覧】

番号	見出し	事業名	事業内容
18	1 介護人材の確保 (1) 新規就業等	岐阜県福祉人材総合支援センターの運営	・岐阜県福祉人材総合支援センター（岐阜県社会福祉協議会）にキャリア支援専門員を配置し、求職者への相談対応、事業者支援等を行うとともに、就職フェアを開催し、より多くの参加者に福祉・介護の仕事を理解促進・人材確保を図ります。
19	1 介護人材の確保 (1) 新規就業等	福祉の仕事のイメージアップ事業	・介護分野も含む福祉人材の確保・定着を図るため、福祉施設職員、福祉系の大学に通う学生、福祉教育に携わる教員等を構成員とした「福祉のイメージアップ委員会」において、イメージアップを主とした提案・企画を行うとともに、福祉現場の課題の洗い出しとその対応策を検討します。
20	1 介護人材の確保 (2) 介護職員の離職防止・定着促進	岐阜県介護人材育成事業者認定制度による介護の職場改善を通じた定着促進【再掲】	・認定制度に取り組む事業者へのコンサルタント派遣や先進的な事業所の取組み発表会の開催等の支援を通じて、認定取得と介護の職場改善を図り、介護職員の定着を促進します。
21	1 介護人材の確保 (2) 介護職員の離職防止・定着促進	中堅介護福祉士養成校卒業生等へのフォローアップ教育	・中部学院大学と連携し、介護の現場で働く介護福祉士養成校卒業生等の離職防止と定着支援を図るため、卒後フォローアップ教育を実施します。
22	1 介護人材の確保 (2) 介護職員の離職防止・定着促進	産休・育休職員の復職支援	・介護職員の産休・育休取得のための代替職員について、介護職員復帰後も継続的に4か月以上雇用するための費用を助成します。
23	1 介護人材の確保 (2) 介護職員の離職防止・定着促進	新人職員向けの技術研修会、交流会	・離職率の高い新人介護職員を対象に、介護知識・技術及びコミュニケーション能力の習得と、職場を越えた仲間づくりを目的に研修・交流会を開催します。
24	1 介護人材の確保 (2) 介護職員の離職防止・定着促進	介護職員の悩み相談を受ける専用ダイヤルの設置	・職場の人間関係や仕事内容などを相談できる窓口を設置します。専門性の高い相談員を配置し、必要に応じて事業所訪問による助言等を行います。
25	1 介護人材の確保 (2) 介護職員の離職防止・定着促進	福祉の仕事のイメージアップ事業	・介護分野も含む福祉人材の確保・定着を図るため、福祉施設職員、福祉系の大学に通う学生、福祉教育に携わる教員等を構成員とした「福祉のイメージアップ委員会」において、イメージアップを主とした提案・企画を行うとともに、福祉現場の課題の洗い出しとその対応策を検討します。
26	1 介護人材の確保 (2) 介護職員の離職防止・定着促進	福祉の仕事合同研修・交流会の開催	・福祉施設で働く若手職員を対象に、合同研修・交流会を開催し、所属する事業所や職種を超えたネットワークづくりを行うことや、個別事業所では実施が難しい研修の受講により、福祉に携わる職員としてのモチベーションを高め、福祉人材の定着及び離職防止を図ります。

## 第2節 介護保険サービス基盤の充実 【施策一覧】

番号	見出し	事業名	事業内容
27	2 介護業務の効率化と質の向上 (1)業務の効率化と質の向上	介護ロボット導入促進事業	・介護従事者の身体的負担軽減や業務の効率化等を行い、働きやすい職場環境を構築するため、介護事業所への介護ロボットの導入を支援します。
28	2 介護業務の効率化と質の向上 (1)業務の効率化と質の向上	介護事業所におけるICT導入事業費補助金	・介護従事者の負担軽減や業務の効率化等を行い、介護人材の確保につなげるため、介護事業所へのICT機器の導入を支援します。
29	2 介護業務の効率化と質の向上 (1)業務の効率化と質の向上	ぎふケアパートナー育成推進事業	中高年齢者を対象に、介護助手として介護に参入してもらうために、就業希望者と事業所とのマッチングを支援するとともに、介護の業務に携わる上での不安を払拭するための入門的研修を実施します。
30	2 介護業務の効率化と質の向上 (2)人材育成・キャリアアップ	「介護キャリア段位制度」の普及促進	・同制度を学ぶセミナーの開催及び同制度に係るアセッサー講習の受講経費助成の実施に加え、同制度に取り組む複数事業所が連携したグループに対する情報交換支援や現地での実践的な研修を実施します。
31	2 介護業務の効率化と質の向上 (2)人材育成・キャリアアップ	岐阜県介護人材育成事業者認定制度による介護人材育成の推進 【再掲】	・認定制度に取り組む事業者へのコンサルタント派遣や先進的な事業所の取組み発表会の開催等の支援を通じ、認定取得と人材育成に取り組む職場づくりを推進します。
32	2 介護業務の効率化と質の向上 (2)人材育成・キャリアアップ	人材育成の研修実施・派遣に対する支援	・研修開催費用を事業者や関係団体に助成するとともに、職場外研修へ職員を派遣した場合の受講料助成や、職場外研修参加者の代替職員確保のための費用を事業者に助成します。
33	2 介護業務の効率化と質の向上 (2)人材育成・キャリアアップ	初任者研修等受講支援	・3か月以上県内介護事業所等で介護職員として就労しており、介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修を修了した者の受講費用のうち、事業者が負担した費用を助成します。
34	2 介護業務の効率化と質の向上 (2)人材育成・キャリアアップ	人材育成研修を実施する事業所への講師派遣	・中部学院大学と連携し、人手不足などにより外部への研修派遣が困難な事業所に対し、スキルアップ等のための研修講師を派遣します。
35	2 介護業務の効率化と質の向上 (3)文書負担の軽減	介護事業所におけるICT導入事業費補助金【再掲】	・介護従事者の負担軽減や業務の効率化等を行い、介護人材の確保につなげるため、介護事業所へのICT機器の導入を支援します。

## 第2節 介護保険サービス基盤の充実 【施策一覧】

番号	見出し	事業名	事業内容
36	3 介護サービスの充実	介護サービス情報の公表支援事業	・利用者が適切に事業者を選択することを支援するために、介護サービス情報の公表制度を実施するとともに、事業者及び県民に対し制度の普及・理解を図ります。
37	3 介護サービスの充実	福祉用具・住宅改修活用支援事業	・福祉用具の普及等の拠点である「岐阜県福祉総合相談センター」において、高度で専門的な知識を必要とする福祉用具・住宅改修について介護支援専門員を対象に研修を行います。
38	3 介護サービスの充実	介護老人保健施設機能向上対策事業	・介護老人保健施設の適正な管理運営及び医療ケア等のサービスを確保するため、施設職員の知識及び技能の向上を図るための研修事業を実施します。
39	3 介護サービスの充実	指定事業者・施設指定等及び指導監査	・介護事業者に対して、集団指導や実地指導及び監査を適切・迅速に実施することで、利用者に提供される介護サービスの質を確保します。
40	3 介護サービスの充実	指導監査業務等にかかる市町村支援	・市町村において地域密着型サービス等の適切な指導監督業務が実施されるよう、同業務の資質向上等に向けた支援を行います。
41	3 介護サービスの充実	在宅介護普及啓発支援事業	・在宅サービスに関わる介護職員に対して、短時間巡回型の訪問介護サービスを含めた在宅系サービスの特徴や事例について紹介し、最適なケアサービスを選択できるようセミナーを実施します。
42	3 介護サービスの充実	高齢者福祉施設内感染対策指導事業費	・施設へ感染症対策専門家を派遣し、日常の感染防止に向けた事前指導及び感染発生時の緊急対策指導を実施すると共に、派遣指導の内容を県内各施設に対し共有を図ることで、施設における感染防止に向けた取り組み体制を強化します。
43	3 介護サービスの充実	高齢者福祉施設感染対策人材確保支援	・施設において感染が発生した際、サービスを継続するための応援人材確保について、県と事業者団体が連携し、高齢者分野と障がい者分野が一体となった施設間での相互支援体制を構築します。
44	3 介護サービスの充実	老人福祉施設等整備支援事業	・第8期岐阜県高齢者安心計画及び第8期市町村介護保険事業計画等に基づく老人福祉施設等の整備に対し、助成します。
45	3 介護サービスの充実	高齢者施設等防災・減災対策支援事業	・高齢者施設等における防災・減災対策のため、非常用自家発電設備や給水設備等の設置に対し、助成します。



## 第2節 介護保険サービス基盤の充実 【施策一覧】

番号	見出し	事業名	事業内容
46	3 介護サービスの充実	介護事業者等に対する防災対策指導・助言	・介護事業所等への実地指導時において、必要な物資の備蓄及び確保、非常災害対策計画等の作成状況を確認し、適宜指導、助言を行います。
47	3 介護サービスの充実	災害時における高齢者施設の相互支援体制の構築推進事業	・災害時の入所者の避難にあたり、介護事業所等が相互に支援を行い、迅速な避難を行うことができる体制づくりに向けたガイドラインを市町村、事業所に周知し、体制の構築を推進します。
48	3 介護サービスの充実	高齢障がい者のための障がい福祉・介護連携推進事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢障がい者を共に支える障がい福祉・介護関係者向けの制度理解研修や連携推進のための研修を実施します。</li> <li>・モデル地域を指定し、高齢障がい者を取り巻く現状把握や課題抽出を行うとともに課題解決のため市町・障がい福祉・介護等関係者等と検討します。</li> </ul>
49	3 介護サービスの充実	高齢者向け住宅の供給（サービス付き高齢者向け住宅）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が安心して暮らすための住まいとして、バリアフリー構造で一定の面積、設備を備え、安否確認等の居宅生活支援サービス等が提供されるサービス付き高齢者向け住宅を登録し、供給を促進するとともに、登録制度の的確な運用に努めます。</li> <li>【登録基準の緩和（既存の建物の改良により整備する場合）】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○1戸あたりの床面積は原則25㎡以上→23㎡以上</li> <li>○居間、食堂、台所等、高齢者が共同して利用するために十分な面積を有する共用の設備がある場合は18㎡以上→16㎡以上</li> </ul> </li> <li>・民間事業者等に対して、高齢者向け住宅や高齢者施設の整備に対する国の補助制度等を周知します。</li> </ul>

### 第3節 高齢者が活躍できる社会の実現 【施策一覧】

番号	見出し	事業名	事業内容
1	1 高齢者の生きがい・健康づくりの推進 (1) 多様な社会参加活動と就労の促進	岐阜県老人クラブ連合会の活動支援	・県老人クラブ連合会の事務局運営費のほか、県老人クラブ連合会が行う生きがいづくりや健康づくり、高齢者相互支援活動等にかかる経費を支援します。
2	1 高齢者の生きがい・健康づくりの推進 (1) 多様な社会参加活動と就労の促進	市町村老人クラブ連合会等の活動支援	・市町村老人クラブ連合会等が行う地域見守り活動、環境美化活動等の社会貢献活動や、生きがいづくり・健康づくり等にかかる経費を支援します。
3	1 高齢者の生きがい・健康づくりの推進 (1) 多様な社会参加と就労の促進	高齢者の生きがいづくり応援事業	・高齢者からの社会参加・生きがいづくりに関する相談や、新型コロナウイルス感染拡大を防止しながら地域活動を行うための留意点に関する相談にワンストップで対応します。 ・県及び関係団体、市町村が行う高齢者関連事業を県のホームページから発信します。
4	1 高齢者の生きがい・健康づくりの推進 (1) 多様な社会参加と就労の促進	高齢者の社会参加支援事業	・市町村が実施する、高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進する事業に係る費用を支援します。
5	1 高齢者の生きがい・健康づくりの推進 (1) 多様な社会参加と就労の促進	いきいきシニア地域活動支援事業	・生活支援ボランティア養成講座を開催し、近隣住民の生活上の困りごとなどを手助けする、元気なシニアボランティアを養成します。 ・生活支援活動を行う個人・団体の交流・学び合いの場を提供するとともに、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター等との連携を図るための地域交流会を開催します。
6	1. 高齢者の生きがい・健康づくりの推進 (1) 多様な社会参加活動と就労の促進	ボランティア活動の充実	・地域におけるボランティア活動の拠点であるボランティアセンターの機能の強化と、ボランティア活動に対する取組を支援します。
7	1. 高齢者の生きがい・健康づくりの推進 (1) 多様な社会参加活動と就労の促進	子育て支援員研修事業	・高齢者の方々など多様な経験を有する地域の人材が子育て支援分野の事業に従事していただくことを目的とした「子育て支援員研修」を実施します。
8	1. 高齢者の生きがい・健康づくりの推進 (1) 多様な社会参加活動と就労の促進	ぎふ地域学校協働活動センター運営事業	・地域の高齢者や保護者など幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、学校、家庭、地域が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動を推進するため、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置や基盤となる地域学校協働本部の活動を推進します。

### 第3節 高齢者が活躍できる社会の実現 【施策一覧】

番号	見出し	事業名	事業内容
9	1. 高齢者の生きがい・健康づくりの推進 (1) 多様な社会参加活動と就労の促進	地域と学校の連携・協働体制構築事業	・放課後等の子どもの安全・安心な居場所を設け、高齢者を含む地域住民の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う取組を支援します。
10	1. 高齢者の生きがい・健康づくりの推進 (1) 多様な社会参加活動と就労の促進	生涯現役促進地域連携事業	・県、(公社)シルバー人材センター連合会、労使関係者や金融機関等が連携した「生涯現役促進地域連携協議会」において、令和2年度から国の委託事業として高齢者に対する雇用創出や情報提供などといった高齢者の雇用に寄与する事業を実施します。(令和4年度までの3年間の事業)
11	1. 高齢者の生きがい・健康づくりの推進 (1) 多様な社会参加活動と就労の促進	岐阜県シルバー人材センター連合会補助金	・高齢者の就業機会の拡大に取り組む県シルバー人材センター連合会の活動を支援するため、運営費に対する補助を行います。
12	1. 高齢者の生きがい・健康づくりの推進 (1) 多様な社会参加活動と就労の促進	就農・就業相談窓口事業	・ワンストップ農業支援窓口「ぎふアグリチャレンジ支援センター」が実施する就農・就業相談や就農に向けた研修などを推進します。
13	1. 高齢者の生きがい・健康づくりの推進 (1) 多様な社会参加活動と就労の促進	新規就農サポート事業	・新規就農者の就農相談から就農後の技術・経営支援や、多様な担い手の就農を支援する「地域就農支援協議会」等の運営及び研修に必要な経費を助成します。
14	1 高齢者の生きがい・健康づくりの推進 (1) 多様な社会参加活動と就労の促進	園芸福祉サポーター実践活動促進事業	・植物と接することを通して高齢者の生きがいづくりとして、高齢者施設等での園芸福祉活動の促進・定着を図るため、指導者となる園芸福祉サポーターの養成及びスキル向上のための研修会等を実施します。
15	1 高齢者の生きがい・健康づくりの推進 (1) 多様な社会参加活動と就労の促進	岐阜県教育人材バンク事業	様々な分野で活躍し退職を迎えた方々の豊かな経験・知識・技能を教育の現場で活かすことを目的に、教員免許状を所有し、教育に熱意を持った人材に「岐阜県教育人材バンク」への登録を促し、県内の小・中・高・特別支援学校で常勤講師等に任用することで、教育体制のより一層の充実化につなげていきます。
16	1 高齢者の生きがい・健康づくりの推進 (2) 老人クラブ活動の振興	岐阜県老人クラブ連合会の活動支援	・県老人クラブ連合会の事務局運営費のほか、県老人クラブ連合会が行う生きがいづくりや健康づくり、高齢者相互支援活動等にかかる経費を支援します。

### 第3節 高齢者が活躍できる社会の実現 【施策一覧】

番号	見出し	事業名	事業内容
17	1 高齢者の生きがい・健康づくりの推進 (2) 老人クラブ活動の振興	市町村老人クラブ連合会の活動支援	・市町村老人クラブ連合会等が行う地域見守り活動、環境美化活動等の社会貢献活動や、生きがいづくり・健康づくり等にかかる経費を支援します。
18	1 高齢者の生きがい・健康づくりの推進 (3) スポーツ・文化活動の振興	総合型地域スポーツクラブ支援事業	・子どもから高齢者まで幅広い世代の人々が、様々な種目のスポーツに触れ、楽しむことのできる総合型地域スポーツクラブの設立、育成、定着を支援するとともに、クラブや市町村を対象にした研修会を実施します。
19	1 高齢者の生きがい・健康づくりの推進 (3) スポーツ・文化活動の振興	岐阜県スポーツグランプリ表彰	・楽しく継続的にスポーツ活動に親しむ80歳以上の高齢者を表彰します。
20	1 高齢者の生きがい・健康づくりの推進 (3) スポーツ・文化活動の振興	岐阜県「ミナレク運動」推進事業	<p>・平成28年度「第70回全国レクリエーションフェスティバル大会in岐阜」の成果を継承、発展していくため、平成29年度から「ぎふレクリエーションフェスティバル」を毎年開催しています。</p> <p>・レクリエーションに親しむための行動計画を作成し、実践する団体・学校・企業等をレクリエーション推進団体として認定します。（認定団体…R2.11末 562団体）</p> <p>・レクリエーションを通じた健康づくりの全県の普及を図るため、派遣指導者による講習会を実施するほか、レクの推進リーダー養成します。また、ミナレク運動推進の支えとなる組織の活動を支援します。</p>
21	1 高齢者の生きがい・健康づくりの推進 (3) スポーツ・文化活動の振興	全国健康福祉祭開催準備事業費	<p>・ねんりんピック岐阜2021の開催に向けて、各種開催準備を進めます。</p> <p>【主要事業】</p> <p>(1) 実行委員会の運営（総会、常任委員会の開催等）</p> <p>(2) 接遇・大会運営（企業協賛、実施本部の設営及び運営等）</p> <p>(3) 広報・県民運動（大会広報、小中高生によるウエルカムメッセージフラッグ制作等）</p> <p>(4) 大会実施（総合開・閉会式、各種イベント等の設営及び運営等）</p> <p>(5) 交流大会開催支援（市町村補助金、説明会及び連絡会議の開催等）</p>
22	1. 高齢者の生きがい・健康づくりの推進 (4) 生涯学習の推進	地域づくり型生涯学習推進事業	・生涯学習による学びの成果を地域課題の解決に役立てる、「地域づくり型生涯学習」講座を開催する市町村・生涯学習施設等を支援することで、「地域づくり型生涯学習」の推進を図り、地域住民が地域づくり活動へ踏み出すきっかけを作るとともに、地域人材が活躍できる環境を整備します。

### 第3節 高齢者が活躍できる社会の実現 【施策一覧】

番号	見出し	事業名	事業内容
23	1. 高齢者の生きがい・健康づくりの推進 (4) 生涯学習の推進	生涯学習情報提供事業	・生涯学習に関する活動団体や指導者情報、ボランティア募集情報、活動事例・モデル事例のノウハウを集約し、県ホームページ等で提供します。
24	1. 高齢者の生きがい・健康づくりの推進 (5) 県民意識の高揚	高齢者福祉への理解促進	・長寿を祝福し、長寿の素晴らしさをPRすることにより、高齢者福祉に対する県民の理解を深め、高齢者が自らの生活の向上に努められるよう、引き続き「老人の日・老人週間」の啓発や、長く社会の発展に寄与された高齢者を顕彰します。
25	1 高齢者の生きがい・健康づくりの推進 (6) 健康づくり・生活習慣病予防対策の推進	健康づくりの実践	・県民の自主的な健康づくりを促すため、清流の国ぎふ健康ポイント事業を実施します。 健康診断や検診の受診、健康講座など、各市町村が設定した健康づくりメニューに参加することでポイントが獲得でき、協力店舗で特典が受けられる「ミナモ健康カード」と県産品等が抽選で当たる抽選申込書が取得できます。 ・健康づくりは壮年期から継続して取り組むことが重要であるため、企業による健康づくりを応援。 従業員を健康を経営資源と捉え「清流の国ぎふ健康経営宣言」を行った企業に対して定期的な健康情報の提供、ぎふ企業健康リーダーへの研修会開催などの支援を行い、健康づくりの取り組みを促します。
26	1 高齢者の生きがい・健康づくりの推進 (6) 健康づくり・生活習慣病予防対策の推進	生活習慣病予防啓発事業	・高齢者でも健康を維持できる活力ある社会を構築するため、特定健康診査・特定保健指導、がん検診等の定期受診を促し、生活習慣病の予防・改善、病気の早期発見・早期治療、重症化予防にかかる啓発に努めるとともに、生活習慣病の改善や適切な治療体制の構築を図ります。
27	1 高齢者の生きがい・健康づくりの推進 (6) 健康づくり・生活習慣病予防対策の推進	データヘルスの推進	・高齢者の健康づくりや介護予防するため、特定健診・特定保健指導のデータを分析し、効果的な保健事業を進めていきます。
28	1 高齢者の生きがい・健康づくりの推進 (6) 健康づくり・生活習慣病予防対策の推進	地域高齢者のフレイル予防事業	高齢者を対象とした適切な栄養管理が行えるよう食育講座を開催するとともに、地域の栄養管理の向上のための研修などによる人材育成を行います。 また、地域の配食業者、関係機関等と連携し、高齢者の特性にあわせた食事内容や食事形態の検討を行います。
29	1 高齢者の生きがい・健康づくりの推進 (7) 歯科疾患の予防及び口腔機能の維持・向上	口腔機能管理推進研修事業	・オーラルフレイルの状態にある高齢者の口腔機能管理に対応出来る歯科医療関係者育成する研修会や、介護保険施設入所者の口腔機能管理を推進するため、介護施設職員を対象に口腔機能管理等に関する研修会を実施します。

### 第3節 高齢者が活躍できる社会の実現 【施策一覧】

番号	見出し	事業名	事業内容
30	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (1) 権利擁護	成年後見制度利用促進体制整備事業	・圏域ごとに、市町村及び市町村社協、弁護士等専門職等が出席する会議を開催し、各地域の実情に応じた取組を支援することで、市町村における中核機関の設置及び地域連携ネットワークの構築を促進します。また、希望する市町村に体制整備アドバイザーを派遣し、市町村に直接的・具体的に支援することで体制整備を促進します。
31	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (1) 権利擁護	成年後見・福祉サービス利用支援センター設置支援事業費補助金	・成年後見制度に関する相談対応や普及活動を担う権利擁護推進員を配置し、市町村や市町村社会福祉協議会の職員等に対するセミナーや研修、法人後見従事者養成研修の開催などを行う、岐阜県成年後見・福祉サービス利用支援センターの活動を支援します。
32	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (1) 権利擁護	日常生活自立支援事業費補助金	・県社会福祉協議会が実施する、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が十分でない方の財産や権利を擁護する体制の定着と充実に向けた日常生活自立支援事業への取組を支援します。
33	2. 安心して暮らせる生活環境の整備 (2) 防犯・防火対策、交通安全	住宅用火災警報器の啓発	・住宅用火災警報器の奏功事例や、警報器の有効性について啓発活動を行います。 ・住宅に設置された住宅用火災警報器の定期的な点検と、設置から10年以上経過している住宅用火災警報器については本体の交換を推奨するなど、適切な維持管理について啓発活動を行います。
34	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (2) 防犯・防火対策・交通安全	安全・安心まちづくり推進事業	・防犯活動に積極的に取り組むボランティア団体を登録し、情報提供や活動物品の支給などの支援を行います。
35	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (2) 防犯・防火対策・交通安全	暮らしの安全出前講座推進事業	・消費者トラブル、交通安全、防犯についての心構え、対処方法等を伝える出前講座や、地域の課題解決の方策について学ぶ講座を実施します。
36	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (2) 防犯・防火対策・交通安全	高齢者世帯訪問事業	・訪問指導員（交通安全女性、交通指導員、民生委員、交通安全協会会員等）が高齢者世帯を訪問し、高齢者向けに交通安全等に関する事項を記載した「カレンダー」を配布するとともに、個別の交通安全指導を行います。
37	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (2) 防犯・防火対策・交通安全	自転車安全運転体験出前講座	・高齢者の自転車乗用中の事故減少につなげることを目的に、自転車シミュレータを活用した参加体験型出前講座を実施します。

### 第3節 高齢者が活躍できる社会の実現 【施策一覧】

番号	見出し	事業名	事業内容
38	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (2) 防犯・防火対策・交通安全	暮らしの安全カレンダー（高齢者向け）の作成	・消費生活、防犯、交通安全などの情報を一元化し、理解促進と自らを守る意識を醸成するもので、小学生向けガイドブックと高齢者向けカレンダーの2種類作成する。 高齢者向けカレンダーについては、高齢者世帯訪問（交通安全指導員等）、自治会や地域団体を対象とした出前講座等で活用する。
39	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (2) 防犯・防火対策・交通安全	高齢消費者被害防止取組連携事業	・高齢消費者被害の未然防止と早期発見を図るため、高齢者と接点が多い事業者（宅配便事業者、バス事業者、居宅介護支援事業者等）等と連携し、宅配伝票やチラシ、ポスター、啓発物品等による啓発、また高齢者見守り人材に対し出前講座を実施することで、高齢者への声掛けや注意喚起など見守り活動に対する協力を依頼します。
40	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (2) 防犯・防火対策・交通安全	消費者安全確保地域協議会の設置促進	高齢者に対する見守り活動の充実を図るため、市町村及び地域の関係者が連携した消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置推進のため、個別ヒアリングや情報提供を実施します。
41	3 安心して暮らせる生活環境の整備 (2) 防犯・防火対策・交通安全	安全運転相談	・加齢に伴う身体機能の低下等を踏まえた安全運転相談の継続に必要な助言・指導を行うほか、運転免許証の自主返納制度や自主返納者に対する各種支援策の教示を行います。
42	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (2) 防犯・防火対策・交通安全	高齢者交通安全大学校	・各警察署管内の小校区単位で「高齢者交通安全大学校」を開校し、同区域内に居住する高齢者に対して参加・体験・実践型の交通安全教育を1年間を通じて集中的・継続的に実施し、地域における高齢者の交通安全指導者を育成するとともに、交通安全意識の高揚を図るなど、高齢者に対する総合的な交通安全対策を推進します。 ・対象は、開校区内に居住する65歳以上の高齢者とし、75歳以上の後期高齢者、平素交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者、老人クラブ等未加入者、運転免許非保有者を重点対象とします。
43	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (2) 防犯・防火対策・交通安全	高齢歩行者等実技講習（シルバー・セーフティ・スクール）	・原則、運転免許を有しない高齢者を対象に、指定自動車教習所において教習自動車に同乗させ、運転者から見た歩行者等の危険行動を実際に体験することにより、安全行動のあり方を認識させる教育を実施します。 ・講習は、安全な道路の横断方法、車の死角体験等の実技指導及びディスカッション等の3時間の講習を実施します。

### 第3節 高齢者が活躍できる社会の実現 【施策一覧】

番号	見出し	事業名	事業内容
44	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (2) 防犯・防火対策・交通安全	高齢運転者実技講習（シルバー・ドライビング・スクール）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の普通免許を有する高齢者を対象に、専門の指導員によるマンツーマン方式の体験型実車指導を行い、加齢に伴う身体機能の低下等を自覚させるとともに、運転に対する影響等を指導する教育を実施します。</li> <li>・ハンドル操作、速度コントロール、交差点の安全進行等の実技指導及びドライブレコーダー映像等を活用したディスカッション等の2時間30分の講習を実施します。</li> </ul>
45	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (2) 防犯・防火対策・交通安全	シルバー・セーフティ・アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平素、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者に対する交通安全意識の高揚と交通事故防止を目的として、警察署長が委嘱するシルバー・セーフティ・アドバイザーにより、高齢者の各種集合時及び高齢者宅に対する家庭訪問時に個別交通安全指導を実施するほか、指導時に靴や杖等の日常品に反射材を直接貼付する活動を実施します。</li> <li>・警察署管轄区域内の各小学校区に居住し、校区内を活動範囲とする個人を「エリア・アドバイザー」として、警察署管轄区域内を活動区域とする戸別訪問業者を「ワーキング・アドバイザー」として、警察署長が委嘱する交通安全ボランティア制度です。</li> <li>・主な活動内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 街頭活動及び家庭訪問指導等を通じて行う、高齢者に対する交通安全個別指導</li> <li>○ 高齢者が集う集会・会議等における交通安全指導</li> <li>○ 交通安全指導時における反射材の直接貼付活動</li> </ul> </li> </ul>
46	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (3) 災害時支援	DCA T派遣体制構築事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜DCA T隊員の育成及び資質向上を目的とした階層別研修を開催します。</li> <li>①ビギナー研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・隊員登録候補者を対象とした、岐阜DCA Tの制度概要や派遣の仕組み、手順等、活動にあたっての基礎的知識の習得研修</li> </ul> </li> <li>②ミドル研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録2年目以降の隊員を対象とした、隊員として活動する上で必要となる福祉的な知識や技術等の習得研修</li> </ul> </li> <li>③アドバンス研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・チームのリーダーとして活動するために必要となる知識や技術等の習得・向上研修</li> </ul> </li> <li>・岐阜DCA Tの実効性確保を図るため、市町村と共同した実地訓練を実施します。</li> </ul>
47	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (3) 災害時支援	福祉避難所の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村に対する福祉避難所の実態調査を踏まえ、個別ヒアリングや研修会の開催等を通じた福祉避難所指定促進・充実強化に向けた助言・支援を実施</li> </ul>



### 第3節 高齢者が活躍できる社会の実現 【施策一覧】

番号	見出し	事業名	事業内容
48	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (3) 災害時支援	市町村連携強化事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村防災アドバイザーチームにより「避難行動要支援者名簿」「個別計画」の策定及び「避難確保計画」の作成を支援します。</li> <li>・岐阜県内ではすべての市町村が避難行動要支援者名簿を作成していますが、防災課職員や県事務所防災担当職員で構成した「市町村防災アドバイザーチーム」により市町村を個別訪問し、名簿の適切な更新や個別計画の策定を推進します。</li> <li>・あわせて、避難行動要支援者が安心して避難できるよう、市町村に対して避難訓練等の実施を推進します。</li> </ul>
49	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (4) 安全・安心のまちづくり	リフトバス「ながら号」の運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介助を要する高齢者等が気軽に外出し、各種の行事等に参加する機会を提供することを通し、社会参加の促進及び自立の支援を図るため、県有リフトバス「ながら号」の運行を行います。</li> </ul>
50	2. 安心して暮らせる生活環境の整備 (4) 安全・安心のまちづくり	ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子利用者用駐車区画の適正な利用や、プラスワン区画を確保するため、「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」を推進します。</li> </ul>
51	2. 安心して暮らせる生活環境の整備 (4) 安全・安心のまちづくり	県有施設のユニバーサルデザイン化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各県有施設において、トイレの洋式化や多目的トイレの改修、その他バリアフリー化を進めます。</li> </ul>
52	2. 安心して暮らせる生活環境の整備 (4) 安全・安心なまちづくり	交通安全事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障がい者等が日常生活、又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設等の施設相互間の経路を中心とした歩道の整備、段差・勾配の改善等を実施します。</li> </ul>
53	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (4) 安全・安心なまちづくり	バス運行対策費補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の生活に必要なバス路線のうち、広域的・幹線的な路線の運行を確保するため、バス事業者の運行費等に対し、助成します。</li> </ul>
54	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (4) 安全・安心なまちづくり	市町村バス交通総合化対策費補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が運行する自主運行バスの運行経費欠損額に対し補助します。</li> </ul>
55	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (5) 安全・安心のまちづくり	岐阜県鉄道駅バリアフリー化施設改善事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道事業者が、国の補助を受けて鉄道駅のバリアフリー化事業を実施する際、バリアフリー法に基づく基本構想を策定した市町村が鉄道事業者に対し補助を行う場合、該当市町村に対して補助を行う。</li> </ul>

### 第3節 高齢者が活躍できる社会の実現 【施策一覧】

番号	見出し	事業名	事業内容
56	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (5) 高齢者の居住安定確保	住宅等のバリアフリー化等の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー性能に優れた住宅の取得や既存住宅のバリアフリー化を促進します。</li> <li>・相談窓口体制の整備、リフォームに関する支援制度の情報提供等により、高齢者が安心してリフォームできる環境を整備します。</li> </ul>
57	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (5) 高齢者の居住安定確保	民間賃貸住宅への入居支援（新たな住宅セーフティネット制度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間賃貸住宅や空き家を活用して、高齢者等の住居を安定的に確保する「新たな住宅セーフティネット制度」を普及・促進します。</li> <li>・岐阜県居住支援協議会を定期的に開催し、新たな住宅セーフティネット制度に関する情報提供を行うとともに、関係団体等との連携強化を進めることで、高齢者の居住の安定確保に努めます。</li> <li>・高齢者をはじめとした住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度及び登録住宅に対する国の支援制度の周知を図ります。また、登録を促進するため、セーフティネット住宅に対する支援方法を検討します。</li> <li>・県内で活動する居住支援法人の指定を進め、民間賃貸住宅に入居を希望する高齢者への入居支援・生活支援の充実に努めます。また、岐阜県居住支援協議会等を通じて、高齢者へ居住支援法人の情報を提供します。</li> </ul>
58	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (5) 高齢者の居住安定確保	公営住宅ストックの有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅のストックの改修を計画的に進め、真に住宅に困窮する高齢者世帯に対して、公平・適確な公営住宅等の供給を行うとともに、優先入居枠の設定や安否確認事業の実施等により高齢者世帯の居住の安定確保を図ります。</li> <li>○バリアフリー改修の推進 段差解消、手すりの設置などのバリアフリー化を推進</li> <li>○高齢者向け施設の導入検討 大規模団地を中心に、福祉施設や生活支援サービス施設の併設を検討</li> <li>○優先入居枠の設定 県営住宅における高齢者優先入居を設定</li> <li>○高齢者用住戸枠での募集 県営住宅でバリアフリー化された住戸を高齢者向けに別枠で募集</li> <li>○安否確認事業の実施 県営住宅に居住する高齢者世帯に対して、安否や健康状態を確認する事業を実施</li> <li>○所得要件の緩和 県営住宅における高齢者の入居時の収入基準額を緩和</li> </ul>
59	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (6) 福祉用具等の製品化への支援・開発	重点研究開発推進費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内福祉器具メーカーや福祉施設等と連携して研究を進め、新たな福祉機器及び介護関連製品の開発と実用化に取り組みます。</li> </ul>

### 第3節 高齢者が活躍できる社会の実現 【施策一覧】

番号	見出し	事業名	事業内容
60	2. 安心して暮らせる生活環境の整備 (6) 福祉用具等の製品化への支援・開発	ヘルスケア産業の振興	・(公財)岐阜県産業経済振興センターに、医療福祉機器・医薬品分野の専門知識を有するコーディネーター等を配置し、医療機関のニーズの掘り起こしや県内モノづくり企業とのマッチングによる新商品開発や販路開拓支援、医薬品医療機器等法やISO規格に関わる認証取得の相談等の事業に助成します。
61	2. 安心して暮らせる生活環境の整備 (6) 福祉用具等の製品化への支援・開発	ヘルスケア産業の振興	・(公財)岐阜県産業経済振興センターに、医療福祉機器・医薬品分野の専門知識を有するコーディネーター等を配置し、新規参入事例の情報発信やマッチングセミナーの開催、「新たな日常」におけるニーズと県内モノづくり企業等のシーズとのマッチングによる試作及び国内の医療福祉機器分野等の展示商談会への出展支援等を行います。
62	2. 安心して暮らせる生活環境の整備 (6) 福祉用具等の製品化への支援・開発	ヘルスケア産業の人材育成	・医療福祉機器等への新規参入・事業展開を検討されている県内モノづくり企業等を対象に、医療福祉機器等に関する関連法令・規制、製品開発・製造販売等、新規参入から事業化を目指すための研修・セミナーを開催します。
63	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (7) 地域共生社会づくり	相談支援コーディネーター養成研修	・相談支援機関及び市町村の職員を対象に、ダブルケアやひきこもりなど複合的な課題の解決のために、相談者が抱える課題の把握、支援機関との連絡調整等を行う相談支援コーディネーターを養成する研修会を開催します。
64	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (7) 地域共生社会づくり	地域での支え合い活動による福祉サービスの普及・拡大	・地域における日常的な支え合い活動の体制づくりを推進するため、見守りネットワーク活動、要援護者支援マップづくり(災害時の避難支援)、ふれあいサロン活動、住民参加による食事サービス、助け合い(生活支援)活動等を行う地域の住民による団体の立上げ、既存活動団体の新たな活動開始、拠点の整備等に対して、市町村や県社協を通じて補助を行います。
65	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (7) 地域共生社会づくり	移動販売事業運営費補助金	・食料品・日用品の買物に課題を抱える高齢者や障がい者等を支援し、あわせて高齢者等の見守りの役割も担う移動販売事業に対し補助を行います。
66	2. 安心して暮らせる生活環境の整備 (7) 地域共生社会づくり	民生委員活動の推進・なり手確保	・市町村、県社会福祉協議会等との連携のもと、民生委員のなり手確保に向けた取組み、認知度と社会的評価の一層の向上、実践的な研修会の開催等による資質の向上、民生委員児童委員協議会の活性化支援などを通じ、住民に最も身近な地域福祉の担い手である民生委員の一層の活動強化を推進します。  ・学識経験者や自治会関係者、行政関係者を構成員とした「民生委員なり手確保検討会」において、民生委員活動に対する理解促進及び民生委員のなり手確保を図ります。

### 第3節 高齢者が活躍できる社会の実現 【施策一覧】

番号	見出し	事業名	事業内容
67	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (7) 地域共生社会づくり	生活困窮者自立相談支援事業	・県内各市と郡部を対象とした窓口を併せて25ヶ所の生活困窮者自立相談支援窓口が開設され、行政や公共職業安定所等とも連携しつつ、生活困窮者の自立に向けた支援を実施します。
68	2 安心して暮らせる生活環境の整備 (7) 地域共生社会づくり	社会福祉協議会機能の強化支援	・県社会福祉協議会の運営と、その機能強化に向けた取り組みを支援します。
69	2. 安心して暮らせる生活環境の整備 (7) 地域共生社会づくり	地域の課題解決応援事業	・地域住民で構成された地域活動団体（自治会、まちづくり協議会、老人クラブ等）、県内の企業・事業所及び市町村が、身近な地域課題の解決に向けた取組みを進める場合に、その活動に関して指導・助言等を行うアドバイザー及びコーディネーターの派遣等を支援します。
70	2. 安心して暮らせる生活環境の整備 (7) 地域共生社会づくり	地域づくり人材養成講座	・これから地域活動を始めたい人や関心のある人を対象に、地域づくり活動に関するノウハウを学ぶ講座を開催し、自ら地域づくり活動を実践できる人材を市町村と連携して養成します。
71	2. 安心して暮らせる生活環境の整備 (7) 地域共生社会づくり	地域と協働して活動するNPOの支援	NPO活動や生涯学習に関心のある県民等に対する各種NPO情報や生涯学習情報の提供や相談対応を通じたNPO活動や生涯学習へのきっかけづくりの支援、NPOの組織基盤強化を目的とした各種セミナーを実施する「ぎふNPO・生涯学習プラザ」の設置運営を行います。

## 2. 目標

### 第8期岐阜県高齢者安心計画 数値目標

番号	見出し①	見出し②	指標名	指標の説明	現状値	目 標 (R5年度末)	目 標 (R7年度末)
1	第1節	1. 在宅医療を実施する医療機関数	訪問診療を実施する医療機関数	訪問診療を実施する医療機関数	468か所 (R2.1)	調整中	
2	第1節	1 在宅医療・介護連携の推進	訪問看護事業所、介護保険施設等の現任看護職員研修の実施施設数	専門・認定看護師が介護保険施設等に出向いて、個々の課題に即した実践的な研修会の実施施設数	70施設 (R2.3)	180施設	240施設
3	第1節	1. 在宅医療を実施する医療機関数	十分な口腔ケアが行われている介護保険施設の割合	介護保険施設での十分な口腔ケアが行われている介護保険施設の割合	40.2% (H29.3)	50%以上	—
4	第1節	2 認知症対策の推進	認知症サポーター数	認知症サポーター養成講座を受講した人数	206,497人 (R1年度末)	239,000人	255,000人
5	第1節	2 認知症対策の推進	キャラバンメイト数	キャラバンメイト養成研修の修了者数	2,983人 (R1年度末)	調整中	
6	第1節	2 認知症対策の推進	希望大使設置数	希望大使の設置人数	0人 (R2.10.1)	5人	5人
7	第1節	2 認知症対策の推進	認知症介護基礎研修受講者数	認知症介護基礎研修を受講した人数	415人 (R1年度末)	779人	987人

## 第8期岐阜県高齢者安心計画 数値目標

番号	見出し①	見出し②	指標名	指標の説明	現状値	目 標 (R5年度末)	目 標 (R7年度末)
8	第1節	2 認知症対策の推進	認知症介護実践者研修受講者数	認知症介護実践者研修を受講した人数	5,024人 (R1年度末)	5,796人	6,178人
9	第1節	2 認知症対策の推進	認知症介護実践リーダー研修受講者数	認知症介護実践リーダー研修を受講した人数	575人 (R1年度末)	686人	757人
10	第1節	2 認知症対策の推進	認知症介護指導者研修受講者数	認知症介護指導者研修を受講した人数	38人 (R1年度末)	41人	43人
11	第1節	2 認知症対策の推進	チームオレンジ設置市町村数	チームオレンジを構築した市町村数	5市町村 (R1年度末)	28市町村	42市町村
12	第1節	2 認知症対策の推進	高齢者の見守りネットワーク整備市町村数	認知症にかかる高齢者の見守りネットワークを整備している市町村数	29市町村 (R1年度末)	42市町村	42市町村
13	第1節	2. 認知症対策の推進	認知症サポート医数	地域における認知症医療・介護などがスムーズに連携し機能するようサポートする医師（認知症サポート医）の数	147人 (R2.3)	207人	247人
14	第1節	2. 認知症対策の推進	かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者数	かかりつけ医認知症対応力向上研修の修了者数	924人 (R2.3)	1,230人	1,230人

## 第8期岐阜県高齢者安心計画 数値目標

番号	見出し①	見出し②	指標名	指標の説明	現状値	目 標 (R5年度末)	目 標 (R7年度末)
15	第1節	2. 認知症対策の推進	歯科医師認知症対応力向上研修修了者数	歯科医師認知症対応力向上研修の修了者数	179人 (R2.3)	399人	399人
16	第1節	2. 認知症対策の推進	薬剤師認知症対応力向上研修修了者数	薬剤師認知症対応力向上研修の修了者数	367人 (R2.3)	734人	734人
17	第1節	2. 認知症対策の推進	一般病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修修了者数	一般病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修修了者数	785人 (R2.3)	2,870人	2,870人
18	第1節	2. 認知症対策の推進	看護職員認知症対応力向上研修修了者数	看護職員認知症対応力向上研修の修了者数	431人 (R2.3)	540人	540人
19	第1節	2. 認知症対策の推進	認知症ケアパスを作成している市町村数	「認知症ケアパス」を作成している市町村数	39市町村 (R2.3)	42市町村	42市町村
20	第1節	3 介護予防・生活支援サービスの体制強化	ロコモティブシンドロームを認知している人の割合	ロコモティブシンドロームを「知っている」「言葉を聞いたことがある」と回答した者の割合	40.5% (H28)	80% (R4調査)	80%
21	第1節	3 介護予防・生活支援サービスの体制強化	介護予防のための通いの場の参加率	高齢者が通いの場に参加する割合	5.4% (H30年度末)	7.4%	8%

## 第8期岐阜県高齢者安心計画 数値目標

番号	見出し①	見出し②	指標名	指標の説明	現状値	目 標 (R5年度末)	目 標 (R7年度末)
22	第1節	3 介護予防・生活支援サービスの体制強化	口腔機能の向上に取り組む市町村数	介護予防にかかる口腔機能の向上に取り組む市町村数	38市町村 (R1年度末)	42市町村	42市町村
23	第1節	3 介護予防・生活支援サービスの体制強化	栄養改善に取り組む市町村数	介護予防にかかる栄養改善に取り組む市町村数	36市町村 (R1年度末)	42市町村	42市町村
24	第1節	3 介護予防・生活支援サービスの体制強化	運動器の機能向上に取り組む市町村数	介護予防にかかる運動器の機能向上に取り組む市町村数	42市町村 (R1年度末)	42市町村	42市町村
25	第1節	4 保険者機能強化	介護認定適正化事業実施保険者数	民間居宅介護支援事業所に委託して実施した介護認定調査の結果を確認している保険者数	36保険者 (R1年度末)	36保険者	36保険者
26	第1節	4 保険者機能強化	ケアプラン点検実施保険者数	事業所が作成したケアプランを適正化の視点から確認している保険者数	32保険者 (R1年度末)	36保険者	36保険者
27	第1節	4 保険者機能強化	住宅改修の点検・福祉用具購入及び貸与の調査実施保険者数	住宅改修の点検を実施している保険者数	32保険者 (R1年度末)	36保険者	36保険者



## 第8期岐阜県高齢者安心計画 数値目標

番号	見出し①	見出し②	指標名	指標の説明	現状値	目 標 (R5年度末)	目 標 (R7年度末)
28	第1節	4 保険者機能強化	住宅改修の点検・福祉用具購入及び貸与の調査実施保険者数	福祉用具購入及び貸与の調査をしている保険者数	15保険者 (R1年度末)	29保険者	36保険者
29	第1節	4 保険者機能強化	医療情報突合・縦覧点検実施保険者数	介護報酬について医療情報との突合と縦覧点検ともに実施している保険者数	36保険者 (R1年度末)	36保険者	36保険者
30	第1節	4 保険者機能強化	給付費の通知	利用者に対し、請求状況及び費用給付状況等を通知している保険者数	24保険者 (R1年度末)	32保険者	36保険者
31	第2節	1 介護人材の確保	介護職員数	介護保険施設での勤務や、訪問介護などの居宅介護サービス業務に従事する人数	32,524人 (H30末)	<b>調整中</b>	
32	第2節	1 介護人材の確保	介護福祉士の就労の割合	介護福祉士登録者の内、介護従事者として働いている者の割合	51.2% (R2.9)	52.0%	52.7%
33	第2節	1 介護人材の確保	「岐阜県介護人材育成事業者認定制度」の認定事業者または取組宣言事業者数	岐阜県介護人材育成事業者認定制度において、グレード認定した事業者数または取組宣言を行った事業者数	175事業者 (R2.11月末)	240事業者	290事業者
34	第2節	2 介護業務の効率化と質の向上	介護ロボット導入補助台数	見守りセンサー導入補助台数	1,369台 (R2.10)	3,100台	4,050台

## 第8期岐阜県高齢者安心計画 数値目標

番号	見出し①	見出し②	指標名	指標の説明	現状値	目 標 (R5年度末)	目 標 (R7年度末)
35	第2節	2 介護業務の効率化と質の向上	I C T導入事業所数	I C T導入事業所数	58事業所 (R2.10)	289事業所	446事業所
36	第2節	3 介護サービスの充実	特別養護老人ホーム定員数	特別養護老人ホーム (広域型及び地域密着型) 定員数 (着工ベース)	11,616人 (R3.3末見込み)	調整中	
37	第2節	3 介護サービスの充実	非常災害対策計画作成率	非常災害対策計画を作成している事業所等の割合 (県所管施設)	調整中		
38	第2節	3 介護サービスの充実	避難確保計画作成率	避難確保計画を作成している事業所等の割合 (県所管施設)	調整中		
39	第2節	3 介護サービスの充実	高齢障がい者施策を課題とする自立支援協議会数	障がい福祉と介護との連携構築等について検討する自立支援協議会数	5 (H31末)	全協議会	全協議会
40	第3節	1. 高齢者の生きがい・健康づくりの推進	低栄養傾向の高齢者の割合の増加の抑制	BMI20以下の者の割合	20.6% (H28)	22%以下	22%以下を維持
41	第3節	1. 高齢者の生きがい・健康づくりの推進	特定健康診査受診者(40～74歳)の増加	特定健康診査を受診した者の割合	51.6% (H29)	60%以上	70%

## 第8期岐阜県高齢者安心計画 数値目標

番号	見出し①	見出し②	指標名	指標の説明	現状値	目標 (R5年度末)	目標 (R7年度末)
42	第3節	1. 高齢者の生きがい・健康づくりの推進	特定保健指導を受け人（40～74歳）の増加	特定保健指導の対象となった者のうち指導を終了した者の割合	24.6% (H29)	35%以上	45%
43	第3節	1. 高齢者の生きがい・健康づくりの推進	8020（ハチマルニイマル）達成者数	80歳で自分の歯を20歯以上有する人の割合	54.2% (H28)	60%以上	62.0%以上
44	第3節	1. 高齢者の生きがい・健康づくりの推進	70歳で定期的に歯科健診を受ける人	70歳で定期的に歯科健診を受ける人数	69.9% (H28)	75%以上	76.0%以上
45	第3節	1. 高齢者の生きがい・健康づくりの推進	子育て支援員の認定者数	地域の子育て分野で必要な研修を受講し、子育て支援員として認定した人数	2,051人 (R1年度末)	—	4,000人 (R6年度末)
46	第3節	1. 高齢者の生きがい・健康づくりの推進	園芸福祉サポーター認定者数	サポーター数	343人 (R1)	450人	500人
47	第3節	2. 安心して暮らせる生活環境の整備	ノンステップバス車両の割合	乗合バスに占めるノンステップバス車両の割合	42.8% (H30年度末)	56.4% (R4年度末)	63.2% (R6年度末)
48	第3節	2. 安心して暮らせる生活環境の整備	65歳以上の者が居住する住宅のバリアフリー化率	65歳以上の者が居住する住宅のうち一定のバリアフリー化がなされた住宅（2か所以上の手すり設置又は屋内の段差解消に該当する住宅）の割合	44.4% (H30)	54.7%	65% (R8)

## 第8期岐阜県高齢者安心計画 数値目標

番号	見出し①	見出し②	指標名	指標の説明	現状値	目 標 (R5年度末)	目 標 (R7年度末)
49	第3節	2. 安心して暮らせる生活環境の整備	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	高齢者人口に対する軽費老人ホーム、シルバーハウジング、高齢者向け優良賃貸住宅、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の総戸数の割合	1.7% (R2.3)	2.3%	3% (R8)
50	第3節	2. 安心して暮らせる生活環境の整備	医療用機械器具・医療用品製造業製造品出荷額	医療用機械器具・医療用品製造業製造品出荷額	73億円 (H30)	124.5億円	129.5億円